

令和5年12月 5日 (火)

令和5年河南町議会12月定例會議會録

(第 1 号)

河 南 町 議 会

令和5年河南町議会12月定例会議会議録

年 月 日 令和5年12月5日（火）

場 所 河南町議会議場

出席議員 (10名)

1番	高田	伸也	2番	松本	四郎
3番	河合	英紀	4番	大門	晶子
5番	力武	清	6番	佐々木	希絵
7番	廣谷	武	8番	浅岡	正広
9番	福田	太郎	10番	中川	博

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

町長	森田	昌吾
教육長	中川	修
総合政策部長	渡辺	慶啓
総務部長	多村	美紀
住民部長	大門	晃
健康福祉部長兼総合保健福祉センター長	田村	夕香
まち創造部長	安井	啓悦
まち創造部理事	玉田	武久
総合政策部秘書企画課長	森口	竜也
総合政策部危機管理室長	木矢	哲也
総務部副理事兼施設営繕課長	田中	啓之
総務部人事財政課長	後藤	利彦
総務部契約検査室長	岩根	有津佐
総務部副理事兼施設営繕課長	牧野	勉
総務部副理事兼まち創造部副理事	中崎	誉之
住民部住民生活課長兼人権男女共同社会室長	北野	朋子
住民部保険年金課長	桶本	和正
住民部税務課長	渡辺	恵子

健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長	和田 信一
健康福祉部副理事兼健康づくり推進課長	辻 元 哲夫
まち創造部地域整備課長	藤木 幹史
まち創造部副理事兼農林水産省農業委員会事務局長	中海 幹男
まち創造部副理事兼都市環境課長	池添 謙司
(出 納 室)	
会計管理者兼出納室長	中筋 美枝
(教育委員会事務局)	
教・育 部 長	谷 道広
教・育部教育課長	藤井 康裕
教・育部こども1ばん課長	山田 恵
教・育部生涯まなぶ課長兼中央公民館長兼図書館長	森 弘樹
教・育部学校給食センター所長	浅井 明郎
議会事務局職員出席者	
事務局長	梅川 茂宏
課長補佐	門林 純司
課長補佐	上野 文裕

会議録署名議員

6番 佐々木 希 絵
7番 廣 谷 武

議事日程 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

日程第1から第22まで

令和5年河南町議会12月定例会議

令和5年12月5日（火）午前10時開議

議事日程（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	7
日程第2	会期の期間の決定について	7
日程第3	諸般の報告	10
日程第4	議案第20号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	12
日程第5	議案第21号 町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関 する条例の一部を改正する条例の制定について	12
日程第6	議案第22号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	12
日程第7	議案第23号 河南町税条例の一部を改正する条例の制定について	22
日程第8	議案第24号 河南町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定 について	25
日程第9	議案第27号 河南町土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する 条例の制定について	25
日程第10	議案第25号 河南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制 定について	40
日程第11	議案第26号 美しい河南町基本条例の一部を改正する条例の制定 について	47
日程第12	議案第28号 河南町防災会議条例の一部を改正する条例の制定に ついて	49
日程第13	議案第29号 令和5年度河南町一般会計補正予算（第5号）	51
日程第14	議案第30号 令和5年度河南町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)	51
日程第15	議案第31号 令和5年度河南町介護保険特別会計補正予算（第2	

号)	51
日程第16 議案第32号 令和5年度河南町下水道事業会計補正予算（第1号）	51
日程第17 議案第33号 教育長の任命について	58
日程第18 議案第34号 河南町農村活性化センター指定管理者の指定について	61
日程第19 議案第35号 河南町と富田林市との間における消防事務の委託の 変更及び廃止に関する協議について	75
日程第20 議員提出議案第1号 河南町議会委員会条例の一部を改正する條 例の制定について	77
日程第21 意見書案第1号 新たな地域公共交通へ支援を求める意見書	79
日程第22 大阪南消防組合議會議員の選出について	83

~~~~~

## 議事の経過

~~~~~

午前10時00分開議

○議長（中川 博）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和5年河南町議会12月定例会議を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

○議長（中川 博）

本定例会議に対する説明員の通知、議会運営委員会の審議結果、会議日程、本日の議事日程、監査結果の報告は、タブレット800、令和5年12月5日12月定例会議1日目のフォルダに送付しております。ご確認ください。

~~~~~

○議長（中川 博）

それでは、日程第1　会議録署名議員の指名を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、6番　佐々木議員、7番　廣谷議員を指名します。

~~~~~

○議長（中川 博）

日程第2　会期期間の決定についてを議題とします。

11月30日に開催されました議会運営委員会の審議結果により、本定例会議の会議期間については本日5日から12月20日までの16日間で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会議期間については、本日5日から12月20日までの16日間に決しました。

~~~~~

○議長（中川 博）

ここで、令和5年河南町議会12月定例会議の開催に当たり、町長から挨拶の申出がございましたので、これをお受けいたします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

皆さん、おはようございます。

本日、令和5年河南町議会12月定例会を開議させていただきましたところ、議員の皆様にはお忙しい中ご出席を賜りまして、ありがとうございます。会議に際しまして一言ご挨拶を申し上げます。

11月に入りまして、イベントが町内でもたくさん行われました。秋の文化祭典、大変多くの参加者があったと聞いております。それと同時にかなんオータムプロムナード・マルシェというのを開催いたしまして、カナちゃんコインの加盟店を中心に出店いただき、河南町産を使ったパンの販売もありまして盛況であったということでございます。その後、総合防災訓練も開催しまして、コロナ禍前の水準で行うことができたということでございます。議員の皆様も含めまして多くの皆様にご参加をいただきまして、感謝申し上げたいと思います。

さて、本定例会にご提案申し上げます案件でございますが、条例案件が9件、予算案件4件、人事案件1件、その他の案件2件でございます。

まず、条例案件でございます。

議案第20号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、それと議案第21号 町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については人事院勧告に伴うものでございます。人事院勧告に伴いまして改正するもので、議員及び特別職につきましては一般職に準じ期末手当の支給月数の引上げを行うとともに、一般職につきましては給料月額の引上げ及び期末勤勉手当の引上げを行うなどを条例改正するものでございます。

議案第23号 河南町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、町税の減免申請の申請期限を改めるものでございます。

議案第24号 河南町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、宅地造成及び特定盛土規制法の改正に伴いましてこの事務が大阪府で行うこととなりましたので、今まで権限移譲を受けておりました宅地造成に関する事務が大阪府にいくということ

で、条例の所要の改正を行うものでございます。

議案第25号 河南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。
出産被保険者の保険料の軽減について新たに規定するものでございます。

議案第26号 美しい河南町基本条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、
河南町美しいまちづくり審議会の答申を経まして、公害に関する規定を新たに加えるもので
ございます。

議案第27号 河南町土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例の制定についてでござ
います。先ほどの宅地造成及び特定盛土規制法の改正に伴いまして、全国的に規制がかかる
ということで、本町の条例は廃止するということでございます。

議案第28号 河南町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。消
防の広域化に伴いまして、防災会議の委員の名称の変更など所要の改正を行うものでござい
ます。

次に、予算案件でございます。

議案第29号 令和5年度河南町一般会計補正予算（第5号）につきましては、主な予算と
いたしましては、人事院勧告に伴いまして人件費を補正するとともに、法改正に伴いますシ
ステムの改修、デジタル田園都市推進事業、低所得者世帯に対する給付金などについて予算
計上させていただくものでございます。

このほか、議案第30号 令和5年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議
案第31号 令和5年度河南町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第32号 令和5年
度河南町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、主に人事院勧告に伴いまして
人件費に係る補正を行うものでございます。

次に、人事案件でございます。

議案第33号 教育長の任命についてでございます。現教育長であります中川修氏を引き続
き教育長に任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

その他案件でございます。

議案第34号 河南町農村活性化センター指定管理者の指定についてでございます。指定期
間が来年の3月31日に満了することから、引き続き指定管理者の指定を行うものでございま
す。

議案第35号 河南町と富田林市との間における消防事務の委託の変更及び廃止に関する協
議についてでございます。大阪南消防組合の設立に伴いまして、現在富田林市に事務委託し

ております消防事務の規約の変更及び廃止について協議するものでございます。

以上、簡単でございますが、提案の内容を説明いたしました。

詳細につきましては後ほど担当者からご説明いたしますので、よろしくご審議賜り、ご可決、ご同意くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中川 博）

町長の挨拶が終わりました。

~~~~~

○議長（中川 博）

日程第3 諸般の報告を議題とします。

諸般の報告は、タブレット800の定例会議1日目資料に送付しております。

監査委員から令和5年10月分の例月出納検査の結果報告がございました。いずれも適正に処理されていたという内容でございました。監査委員、また議会選出の監査委員である力武議員におかれましては、お疲れさまでございました。

続いて、令和5年第1回南河内環境事業組合議会臨時会の報告を求めます。

福田議員。

○9番（福田太郎）（登壇）

それでは、令和5年11月13日、第1回南河内環境事業組合議会臨時議会が開催され、その内容についてご報告を申し上げます。

本会議前に議員全員協議会が開催され、議会運営委員長から、委員会の開催の結果報告として、正副委員長が選出され、委員長に富田林市選出の南齋哲平委員が就任され、副委員長には河南町選出の私、福田太郎が就任することになりました。その後、提出議案、正副議長の改選、会期など確認されたことの報告がありました。

また、事務局から、第1清掃工場基幹的設備改良事業の進捗状況の説明に続き、清掃工場の「ダイオキシン類測定結果」の報告がありました。

続きまして、本会議での提出案件について順に申し上げますと、1、監査報告第3号「例月出納検査の結果報告について」は、令和5年度の7月から9月分の検査結果の報告で、特に問題はなかったとのことありました。

2、許可第1号「組合議會議長の辞職許可について」は、河内長野市選出の堀川和彦議員の議長辞職が許可されました。なお、議長の辞職に伴い、3件の議案であります議長選挙、副議長の辞職許可、副議長選挙が追加上程されました。

3、まず、選挙第2号「組合議会議長の選挙について」は、河内長野市選出の駄場中大介議員が議長に当選されました。

4、2件目は、許可第2号「組合議会副議長の辞職許可について」は、太子町選出の辻本馨議員の副議長辞職が許可されました。

5、3件目は、選挙第3号「組合議会副議長の選挙について」は、千早赤阪村選出の藤浦稔議員が副議長に当選されました。

以上が追加上程の議案の内容です。

6、本議案に戻りまして、同意案第2号「南河内環境事業組合監査委員の選任につき同意を求めるについて」は、識見を有する監査委員に大阪狭山市の北井末廣氏を、また、議会選出の監査委員には河内長野市選出の奥井良一議員を選任する提案があり、同意されました。

7、同意案第3号「南河内環境事業組合公平委員会委員の選任につき同意を求めるについて」は、組合公平委員会委員3名のうち、任期が満了となっております渡邊信昭氏を引き続き選任するもので、原案のとおり同意されました。

以上、簡単ではございますが、令和5年第1回南河内環境事業組合臨時議会の報告とさせていただきます。

(「議長、質問」と呼ぶ者あり)

○議長（中川 博）

今のこの……

(「南河内」と呼ぶ者あり)

○議長（中川 博）

はい。

浅岡正広議員。

○8番（浅岡正広）

議員にちょっとご質問させていただきます。

先日、視察が行われたというような形で聞かせていただいたんですけども、目的と成果、ちょっと教えていただけますか。

○9番（福田太郎）

成果といいますか、その視察した方向は愛知県知多郡で資料等は議会事務局のほうに報告させていただいているので、その資料を勝手言いますが見ていただけたら幸いかと思いま

すので、よろしくご理解のほどお願いしておきます。

○議長（中川 博）

よろしいですか。はい。

結構です。自席に戻ってください。

南河内環境事業組合議会臨時会の報告が終わりました。

福田議員におかれましては、大変お疲れさまでございました。

~~~~~

お諮りいたします。

日程第4 議案第20号 議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第12 議案第28号 河南町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてまでの9件を会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、本会議において全体審議することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起る]

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、以上9件を本会議において全体審議することに決しました。

お諮りいたします。

日程第4 議案第20号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第6 議案第22号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件を会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起る]

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、以上3件を一括議題とすることに決しました。

なお、質疑、討論、採決は1件ずつ行います。

~~~~~

○議長（中川 博）

それでは、議案第20号から議案第22号の3件について、順次提案理由の説明を求めます。

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）（登壇）

それでは、タブレットは802、令和5年11月29日議案送付、12月定例01令和5年河南町議

会12月定例会議資料の12ページをお開きください。

議案第20号の提案をさせていただきます。

#### 議案第20号

議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年12月5日提出

河南町長 森田昌吾

改正理由ですが、令和5年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、一般職の職員の給与に関する条例において期末手当及び勤勉手当の支給月数の改正を行うため、一般職に準じて議会の議員の期末手当の支給月数を改正するものです。

具体的には、一般職の期末手当及び勤勉手当の支給月数が今年度から0.1か月分引き上げられることに伴いまして、議員の期末手当も0.1か月分引き上げる改正となっております。

改正につきましては、新旧対照表をもって説明させていただきます。

それでは、14ページをご覧ください。

第1条関係は令和5年度の期末手当支給に係る条文となっており、12月に支給する期末手当率を「100分の217.5」から「100分の227.5」に改正することで、年間の期末手当合計の支給率を「100分の435」から「100分の445」と改正するものです。

めくっていただきまして、15ページでございます。

第2条関係は、令和6年度以降の期末手当支給に係る条文となっております。第1条で改正した年間の期末手当合計の支給率の100分の445を平準化いたしまして、6月、12月それぞれ「100分の222.5」に改正するものでございます。

めくっていただきまして、16ページ、附則でございます。

第1項では、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する旨の規定でございます。

第2項の規定は、令和5年度の改正につきましては令和5年12月1日に遡及適用することを規定し、第3項は既に支給した給料などの内払いの規定でございます。

以上、簡単ですが、議案第20号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明とさせていただきます。

続きまして、17ページでございます。

#### 議案第21号

町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年12月5日提出

河南町長 森田昌吾

改正理由ですが、令和5年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、一般職の職員の給与に関する条例において期末手当及び勤勉手当の支給月数の改正を行うため、一般職に準じて町長、副町長及び教育長の期末手当の支給月数の改正を行うものです。

具体的には、一般職の期末手当及び勤勉手当の支給月数が今年度から0.1か月分引き上げられることに伴いまして、特別職の期末手当も0.1か月分引き上げる改正となっております。改正につきましては、新旧対照表をもって説明させていただきますので、19ページをご覧ください。

第1条関係は、令和5年度の期末手当支給に係る条文となっており、12月に支給する期末手当率を「100分の217.5」から「100分の227.5」に改正することで、年間の期末手当合計の支給率を「100分の435」から「100分の445」と改正するものです。

めくっていただきまして、20ページでございます。

第2条関係は、令和6年度以降の期末手当支給に係る条文となっており、第1条で改正いたしました年間の期末手当合計の支給率100分の445を平準化いたしまして、6月、12月それぞれ「100分の222.5」に改正するものです。

次、めくっていただきまして、21ページは附則でございます。

第1項では、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する旨の規定でございます。

第2項の規定は、令和5年度の改正につきましては令和5年12月1日に遡及適用すること

を規定し、第3項は既に支給した給料などの内払いの規定でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第21号 町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明とさせていただきます。

次に、議案第22号の提案をさせていただきますが、さきに議案送付いたしました内容の一部に不備がございまして、新たに修正した議案をタブレットの議案一式の中の013議案第22号修正のフォルダをお開きください。

議案の説明は修正文を基に説明いたしますので、こちらの内容でご審議賜りますようよろしくお願いいたします。申し訳ございません。

それでは、議案第22号の提案をさせていただきます。

1ページでございます。

#### 議案第22号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年12月5日提出

河南町長 森田昌吾

改正理由ですが、令和5年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、地方公務員法の情勢適応の原則、均衡の原則により、給料表及び期末勤勉手当の改正を行うものでございます。

改正につきましては、新旧対照表をもって説明させていただきます。

それでは、9ページをご覧ください。

第1条関係は、令和5年度における改正条文となっております。期末手当の支給月数ですが、第25条第2項において一般職の職員の支給月数が「100分の120」となっているものを「100分の125」と0.05か月分の引上げの改正としております。また、同条第3項において定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の支給月数が「100分の67.5」となっているものを「100分の70」と0.02か月分の引上げの改正としております。

次に、勤勉手当の支給月数ですが、めくっていただきまして10ページでございます。

第26条第2項第1号において、一般職の職員の支給月数が「100分の100」となっているものを「100分の105」と0.05か月分の引上げの改正としております。また、同条第2項第2号において、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の支給月数が「100分の47.5」となっているものを「100分の50」と0.02か月分の引上げの改正としております。

めくっていただきまして、11ページから16ページは給料表の改正でございます。初任給をはじめ、若年層に重点を置き、そこから改定率を遞減させる形で全号給について給料月額の引上げを行っております。

次に、17ページでございます。

第2条関係では令和6年度以降の改正条文となっております。期末手当につきまして、25条第2項において、第1条の改正により一般職の支給月数を「100分の125」と改正したものを、6月と12月で平準化するため、ともに「100分の122.5」に改めるものでございます。

また、同条第3項において、一般職と同様に定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の支給月数についても「100分の70」と改正したものを、6月と12月で平準化するため、ともに「100分の68.75」に改めるものでございます。

次に、勤勉手当につきましては、めくっていただきまして18ページでございます。

第26条第2項第1号において、第1条の改正により一般職の支給月数を「100分の105」と改正したものを、6月と12月で平準化するため、ともに「100分の102.5」に改めるものでございます。

また、同条第2項第2号において、一般職と同様に定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の支給月数についても「100分の50」と改定したものを、6月と12月で平準化するため、ともに「100分の48.75」に改めるものでございます。

めくっていただきまして、19ページ、附則でございます。

この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するものです。

附則第2項ですが、給料表の改正は令和5年4月1日に遡及適用するもので、附則第3項は、期末勤勉手当支給月数の改正について令和5年12月1日に遡及適用するものです。

附則第4項は、既に支給した給与の内払いの規定でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第20号から議案第22号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（中川 博）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑、討論、採決を行います。

最初に、日程第4 議案第20号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川 博）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川 博）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 博）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第21号 町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川 博）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川 博）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 博）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第22号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

力武議員。

○5番（力武 清）

まず、一般職の給与に関する条例について質問させていただきます。

初任給をはじめ、若年層に重点を置いた改定との理由の説明がありました。特に初任給や若年層に重点を置いた改定の背景は何なのかということと、官民較差が若年層で広がっているということなんですけれども、そのあたりの社会的背景をお聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

若年層におきましては民間企業との差が喫緊の課題であるということでございますので、初任給を格上げされたという形になっております。

○議長（中川 博）

もう一点、若年層に重点を置いた背景というのを。

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

国のほうでは、若年層のほうは人材確保が目的というところで重点を置き、そこから改正されたという背景がございます。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

若手のところで、この訂正されたところの前のやつでちょっと調べさせてもらったんですけど、給与表はそんなに、今日提案された資料はそのままなのかな。改定されたのかどうかちょっと分からへんけれども、今日訂正された資料の前の分でちょっと調べさせてもらったんですけど、若手のところで大体7%台が改定されているんですよね。一方、中堅、ベテラン層のところでは1%も満たない改定となっているんですよね。そのあたりはどのような理由があるのか。

それともう一つは、12月号の広報かなんに人事行政の総括的な記事が掲載されておりました。それによりますと、平均給与月額が30万4,300円です。平均年齢40.2歳となっています。

今回の改定によって給料の平均月額はどれくらいに上がりますか、それを質問させてもらいます。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

若年層のほうにおきましては、初任給でおきますと、今回の改正につきますと当町では1万700円ほどのアップ率になっております。この辺で大体1.1%改定になっております。年齢層が上がる、号給が上がるほど改定率は悪くなっておりますと、0.3%というような形で、段階的に1.1%からずっと改定されております。

それで、今回、国の改定は1.1%ですけれども、河南町の場合、国とはちょっと号給数が違いまして7級までやっておりませんので、河南町の場合は全体的に、1.2%の改定というふうになっております。

○議長（中川 博）

よろしいですか。

力武議員。

○5番（力武 清）

2つ目の質問で、平均月額が今回の改定でどれくらいになるかというのを質問したと思うんですけども、それを答えていただきたいなと思います。

○議長（中川 博）

今、出していないけれども1.1%ぐらいということで……

○5番（力武 清）

それが答えになっているわけ。

○議長（中川 博）

うん、それが答え。

○5番（力武 清）

はい。分かりました。

それと、今提案あった夏冬の一時金と、いわゆるボーナスですね。この上乗せはそのまま上乗せされて、その額はどれくらいになるのかお聞きしたいということと、この改定によって官民較差が解消できるのかというところなんですが、そのあたりは国の評価としてはどのようにになっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

すみません、一時金というのは期末勤勉手当のことをおっしゃっていますか。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

○総務部長（多村美紀）

はい。

国と同じ改正でございますので、官民較差をなくすというところで改正させていただいております。

○議長（中川 博）

額と聞きましたね。額は分かりますか。

後藤課長。

○総務部人事財政課長（後藤利彦）

期末勤勉手当のほうの支給率につきましては、先ほど総務部長も答弁しましたように国家公務員と同様に同様の支給率でもって改正させていただきますので、そこは合わせていただきます。

本町のほうで現有職員でこの人勧どおりの改定をなされたとして仮定した場合に、期末勤勉手当のほうで増額になる金額というのが概ね総額で250万円ぐらいの増額になるということになっております。個々には給与が違いますので平均とかは出していませんけれども、総額では大体それぐらいと見込んでいただいたら結構かと思います。

○議長（中川 博）

ほかにございませんか。

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

この改定で一般職の方が要はボーナスは4.5か月分になるということで、事前に勉強会で会計年度任用職員の方は年間2.45ということを聞いたんですけども、今回上がる中に入っていないと思うんですけども、その理由というのはあるのか教えてほしい。人勧どおりといったらそれまでなのかもしれないんですけども、ちょっと教えてもらっていいですか。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

会計年度任用職員は、人勧どおり改定になりますけれども、会計年度任用職員が対応するのは令和6年度からになりますので、今回の改正に入っておりません。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

確かに今年度の人勧かな、これ。国の非常勤職員との均衡を踏まえて2024年度から会計年度任用職員の方はちゃんとやれということが書いていますね。国の非常勤職員との均衡を踏まえというのは書いているんですけども、それは来年度ちゃんと踏まえられた、ちゃんと均衡と思えるような金額になるというふうに理解していいんですかねというのと、じゃ国の非常勤職員の平均的にもらっている額というのと今の河南町の会計年度任用職員との差額というのが一体どれぐらいあるのかというのもちゃんと踏まえているのか、分かれば教えてほしいです。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

国どおりに改正させていただく予定をさせていただいています。金額的なところは、申し訳ございません、まだちょっと詳しく出しておりません。すみません。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

人勧どおりにいったら、適切に支給するように助言というぐらいの形なんですね。なので、適切に支給してもいいし、努力義務みたいなものなのかなと思うので、ふわっとそれをやらなくともいいと人勧が言っているみたいなことにならないように、同じ人勧でやっていることなので適切にやってもらえるように、是非、国の非常勤とちゃんと均衡が取れているなど私たちが見ても思えるようにやってもらえるように、よろしくお願ひしておきます。

○議長（中川 博）

要望ですね。よろしくお願ひします。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川 博）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川 博）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 博）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中川 博）

日程第7 議案第23号 河南町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）（登壇）

それでは、議案第23号についてご説明させていただきます。

41ページをご覧ください。

### 議案第23号

河南町税条例の一部を改正する条例の制定について

河南町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年12月5日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、42ページをお願いします。

令和5年河南町条例第 号

## 河南町税条例の一部を改正する条例

でございます。

今回の条例改正は、町税の減免申請期限を「納期限前7日」までから「納期限」までに改正するものでございます。

改正条文の朗読につきましては、議案資料の新旧対照表の説明をもって代えさせていただきます。

議案資料の44ページをお願いします。

まずは、第90条の身体障がい者等に対する種別割の減免で説明させていただきます。

改正前の第2項では、軽自動車税の減免を受けようとする場合は納期限前7日までに申請しなければならないと規定しております。これは、総務省が発出している市町村税条例準則において軽自動車の身体障がい者等の減免申請期限は納期限の7日前となっておりましたが、平成27年に総務省行政評価局が身体障がい者に対する軽自動車税の減免に係る申請期限の見直しについて改善措置を講ずる必要があるとあっせんされ、これを受け市町村税条例準則が改正されまして、申請期限につきましては各自治体の判断に委ねることとなりました。

本町では、これまで従来どおりの納期限7日前を採用しておりますが、大阪府の自動車税の減免申請期限を納期限としていること、大阪府下の市町村でも減免申請期限を納期限としているところが拡大していること、申請者の利便性の向上につながるという観点などから、申請期限を納期限までとするものでございます。

また、これを受け、戻っていただきまして43ページの第51条、町民税の減免の第2項、第71条、固定資産税の減免の第2項、第89条、種別割の減免の第2項、44ページの第139条の3、特別土地保有税の減免の第2項につきましても、申請者の利便性の向上につながるという観点から、同様に減免の申請期限を「納期限前7日」までを「納期限」までとするものでございます。

最後に、45ページ、附則でございます。

この条例は、令和6年4月1日から施行いたします。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（中川 博）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

この条例案、通達が平成27年にあって自治体ごとにしろとなって、その後府がやって、河南町が今これ出すまでに大分時間がかかっているんですね。本来であれば、国の通達があつたときに住民の利便性を考えてどうしたらいいかということを考えるべきであったし、じや府に合わせるというんやったら府がやつた時点で河南町はどうしたらいいかなということを考えるべきやつたと思うんですね。今これを変えるに至つた何らかの経緯があるなら教えてください。

○議長（中川 博）

大門部長。

○住民部長（大門 晃）

今回この改正するに至つた経緯でございますが、今年度1件、もともと納期限までという大阪府の自動車税、いわゆる普通車に乗つておられた方が軽自動車に買い換えられると。納期限は大阪府と同じ納期限までに減免の申請をすればいいというお考えだったと思うんですが、私どものほうの軽自動車税は7日前までだったということでちょっと減免できなかつたというところがございまして、今回改正させていただくに至つたところでございます。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

事前に勉強会でもトラブルがあったということも聞いたんですけども、トラブルがあつて変えるという、それはそれも一つのあれやと思うんですけども、先ほど私が言ったように、やっぱり住民の利便性を考えて、通達があつたときに考える、通達がなくても本来やつたらこうやつたらいいのになとかいうのが考えられたと思うので、ちょっと何か不誠実な感じがする。今後、こういう通達があつたらほつとくのかどうかというよりは、住民が何が一番いいかというところを視点に置いて考えてもらいたいんですけども、どうですか。

○議長（中川 博）

大門部長。

○住民部長（大門 晃）

議員おっしゃるとおりだと思います。今後このようなことがないように、住民の利便にな

るよう改訂等はさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 博）

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川 博）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川 博）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 博）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（中川 博）

お諮りいたします。

日程第8 議案第24号 河南町手数料徴収条例の一部を改定する条例の制定についてから

日程第9 議案第27号 河南町土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例の制定についての2件を会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起る]

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、以上2件を一括議題とすることに決しました。

なお、質疑、討論、採決は1件ずつ行います。

~~~~~

○議長（中川 博）

それでは、議案第24号と議案第27号の2件について、順次提案理由の説明を求めます。

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）（登壇）

それでは、議案第24号の説明をさせていただきます。

タブレットの46ページをお願いいたします。

#### 議案第24号

河南町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

河南町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年12月5日提出

河南町長 森田昌吾

本条例の提案理由でございますが、まず経緯から説明させていただきますと、令和3年7月、静岡県熱海市において大雨により盛土が崩壊し土石流が発生、甚大な人的・物的被害が起こりました。国においては、盛土等による災害から国民の生命、身体を守るため、危険な盛土等を全国一律の基準をもって包括的に規制するため、宅地造成等規制法を抜本的に改正し、宅地造成及び特定盛土等規制法、通称盛土規制法が整備され、令和4年5月7日に公布、令和5年5月26日から施行されました。これにより、大阪府においては区域指定の期間等を経て令和6年4月1日から運用されます。

それにあわせまして、南河内3市2町1村が共同して大阪府より権限移譲を受けていた宅地造成等規制法に基づく許可等の権限は大阪府で行使されることとなり、大阪府におきまして大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例が令和5年10月30日に公布、令和6年4月1日から施行されることとなりましたので、本町手数料徴収条例の宅地造成等に係る手数料について条例の一部を改正し、削除するものでございます。

めくっていただきまして、

#### 令和5年河南町条例第 号

河南町手数料徴収条例の一部を改正する条例

河南町手数料徴収条例（昭和51年河南町条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。

タブレットの48ページをお願いいたします。

第2条、手数料の額等における第64号から次ページの第66号までの宅地造成等の規制に係る事項を削除し、以下の号を3号ずつ繰り上げるものでございます。

第3条第5項及び第6項は、第2条の項ずれに伴い修正するものでございます。

次のページ、附則といたしまして、施行日につきましては令和6年4月1日から施行することとしております。

以上、簡単でございますが、議案第24号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第27号の説明をさせていただきます。

タブレットの72ページをお願いいたします。

#### 議案第27号

河南町土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例の制定について

河南町土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月5日提出

河南町長 森田昌吾

提案理由でございますが、先ほど説明いたしました宅地造成等規制法が抜本的に改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法が整備されたことにより、危険な盛土等の規制については全国一律で包括的に規制することとなりました。この盛土規制法による規制は、都道府県において宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の区域指定が行われてから運用が開始されます。大阪府においては、令和6年4月1日に区域指定が行われ、法律により規制されることとなるため、本条例を廃止するものでございます。

めくっていただきまして、

令和5年河南町条例第 号

河南町土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例

河南町土砂埋立て等の規制に関する条例（平成28年河南町条例第16号）は、廃止する。

附則といたしまして、施行期日は第1条で令和6年4月1日から施行することといたして

おります。

附則第2条では、経過措置といたしまして、第1項で条例廃止前に許可申請があり令和6年3月31日までに許可処分ができない場合、条例廃止後も従前のとおり許可処分を行えることとしております。

第2項では、条例廃止前に行われた許可は条例廃止後も許可期間満了日までは有効とすること、第3項では、条例廃止以前に発出された命令はその事由が消滅する日までは引き続き有効となること、第4項では、条例廃止以前に土砂搬入禁止区域が指定された場合は条例廃止後も区域の指定が有効となること、第5項では、附則第2条第2項から第4項について、条例廃止後に新たな違反行為が確認された場合は罰則を適用可能とするものでございます。

なお、これまでに本条例により許可した事案はございません。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川 博）

提案理由の説明は終わりました。

ここで11時15分まで休憩といたします。

休 憩（午前11時02分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再 開（午前11時15分）

○議長（中川 博）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより質疑、討論、採決を行います。

最初に、日程第8 議案第24号 河南町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

力武議員。

○5番（力武 清）

この条例改定は上記法との関係で改定されるということなんですけれども、現在本町での事案を扱っている件はあるのかということと、事前審査の相談があるのかどうか、現状をお聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

今回の宅地造成規制法に係る手続についてのご質問ですけれども、昨年度決算で令和4年だけを見ますと、本町における手續はございませんでした。それと、今現時点におきましても事前の協議というのは今のところございません。

以上でございます。

○議長（中川 博）

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川 博）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川 博）

ないようでございますので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 博）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、日程第9 議案第27号 河南町土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例の制定についての質疑を行います。

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

これに直接関わるのかどうなのか分からぬんですけども、今、本町の過去に問題になっている土捨場の件なんですかけども、報告も何もないんですけども、その後の状況を分かれば教えていただけますか。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

過去に行われた埋立てということで、今の状況でございますが、白木中地蔵池付近で行わ

れた埋立てに関しましては、今年度におきましても相手の事業者に対しまして是正するよう  
ということで文書のほうを送付しておるんですが、所在が不明ということで返ってきてござ  
います。今後どうしていくかというところで今ちょっと検討段階に入っておったんですが、  
この法律ができたので、この法律に基づいて手続していくというように考えてございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

反対に、この条例が通ることによって過去の問題に対して影響はないのか、逆によくなる  
のか、その辺だけちょっと教えていただけますか。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

この埋立てに関しましては、いつ行われたかというところではございませんで、今現  
に危険な状態の盛土に関しては新しい法律のほうで規制がかかっていくことの説  
明を受けてございます。個々に埋立てについては、どの埋立てに関してはどうかというのは  
大阪府の判断となってございますので、今後、大阪府のほうと協議しながら進めていくこと  
と考えてございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

ほかに。

力武議員。

○5番（力武 清）

やっとこの法律ができて、危険箇所の撤去等を事前になくすという点では前向きに捉えた  
いなというふうに思っているんですけども、先ほど部長の説明の中に、包括的な部分で監  
視していくんだと、取り組んでいくんだという内容の説明があったと思うんですけども、  
この包括的なという取組、包括的という意味合いですね。土砂埋立てに関してどういう視点  
で捉えていくのかということを改めて説明を求めると思います。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

これまで全国の中で基準というのが決まっておりませんでして、各自治体のほうでの条例等で規制していたわけなんですけれども、これを日本全国の中で一律に一つの基準でもつて取り締まっていくということで、基準のほうが一律に法律化されたわけでございます。都道府県におきまして、指定するのは都道府県ということになってございますので、大阪府全域のほうで包括的に規制がかかっていくということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

施行日が令和6年4月1日となっておりますけれども、この施行の日にちは過去の問題、先ほど浅岡議員も質問されましたけれども、遡及して履行できるのかということなんですけれども、そのあたりはどのように捉えたらいいのかということと、例の通称河南町グランドキャニオンと言われる盛土の問題の撤去への行使は可能なのかということなんですね。そのあたりはどのようにこの法律が改定されることによって施行できるのかどうか、見解を求めると思います。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

この法律に関しましてですけれども、参議院の国土交通委員会のほうの記録等を見てみると、盛土の崩落等により他者に危害を及ぼさないよう土地を適切に管理することは、盛土がいつ行われたかにかかわらず土地所有者等として当然に果たすべき責務であり、その盛土が災害発生のおそれを現に生じさせているという状況に着目して行うということでされていりということで、不遡及の原則に反しないというような答弁をされてございまして、これは、いつ行われた盛土であろうと現在危険な盛土であればこの法律の対象となるということで聞いてございます。

あと、今言われている埋立てについての土砂撤去に関しましては、今後、大阪府のほうの指導ということになってくれれば、その辺は大阪府と協議しながらどこまでできるのかということころは、ちょっとこれからということさせさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

そこの問題なんですけれども、盛っていて危険な状態が指摘されました。そしたら、そのティーオオタとの関係において裁判で勝訴したわけですけれども、しかし撤去はできていませんよね。この法律に伴って行政代執行ができるのか及びその費用の負担はどのようになるのか。だから、今の状態をどのように原課のほうは判断しているのかという、危険な状態とみなすのか、みなしたらそれは撤去なり危険回避措置を取らないと駄目ですよね。その費用はどこが担うのか、そのあたりの判断はどうされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

先ほどもちょっと説明させていただきましたように、危険かどうかとかその辺の代執行とかに関しましては今後大阪府の権限となってきますので、我々の中で完結するものではございませんので、そこは大阪府と協議しながら進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

よろしいですか。ちょっと何か首かしげていますけれども、河南町として危険ということは認識しているわけですか。相談は相談として。

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

盛土として危険かどうかというのは、技術的な基準もありますので、今回2件送られた分については、無許可で埋立てが行われたというところでの1件、それともう一件は計画以上に盛土を行わされて構造物に支障を来たしたという案件になってございますので、その辺については、危険かどうかというのはまだ大阪府のほうと相談させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

分かりました。

ほかに。

松本議員。

○2番（松本四郎）

今回のこの条例の廃止に基づきまして、今まで河南町でこの規制をしっかりと管理されていましたように私は認識しているんですけども、基本的にはきめ細かな管理がされているという認識をしておりました。といいますのは、この埋立ての面積が3,000m<sup>2</sup>以下であれば河南町はこの条例に基づいてちゃんと管理するというようなことになっていますね。今度、この条例が廃止されると私たちがやっている3,000m<sup>2</sup>というのは外れるんですけども、それは大阪府でさらに厳しくというふうに私は今聞きましたけれども、でも具体的に、今回この施行が来年の4月1日からですよね。その4月1日から、この関係する地域の指定を大阪府がするというふうに先ほど部長からお聞きしましたけれども、その地域指定といいますのは、今までほかの議員も聞かれたように、過去にあったところもしっかりと地域指定に入れるのか、あるいはその辺の地域指定の方法について大阪府だけに任しては私はいけないと思いますので、やはりそれはしっかりと河南町も関与していって、この地域はどこにどうするなんかということを住民の皆さんのお意見も聞きながらしっかりと地域指定をしていく必要があると思いますけれども、その辺はどうなんですか。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

規制区域の指定なんですけれども、この区域の指定といいますのは大阪府、都道府県のほうが指定することとなってございまして、大阪府のほうが4月1日をもって区域指定をされます。で、区域といいますのは宅地造成等工事規制区域といいますと、もう一方、特定盛土等規制区域といいう2種類ございます。そのうちの宅地造成等工事規制区域のほうが、基準がきつくなっています。これは、あくまでも危険が人的にも及ぼすということで、きつくなっています。大阪府におかれましては、大阪府内全域がほとんど宅地造成等工事規制区域にかかるということで、南の端の岬町さん辺りのところの一部だけが特定盛土等規制区域ということで指定されるんですけども、それ以外、河南町も含めまして99.5%、これが宅地造成等工事規制区域と、きつい基準での取締り区域ということで指定されるということでございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

松本議員。

○2番（松本四郎）

今のお話では、一応基本的には大阪府のほとんどがこの区域に指定されるということで、これは一つ安心しているんですけども、一方で、やはり今まで河南町が条例を定めておった3,000m<sup>2</sup>以下のその辺の管理につきましては、大阪府がやってくれるということになると少しその管理が今まで以上にラフになってしまふんじゃないかなという気もするんですけども、その辺のところはやはり町としてもしっかりと大阪府として対応してもらえるように、私としては要望しておきたいと思います。

○議長（中川 博）

要望でよろしいですか。はい。

ほかにございませんか。

○6番（佐々木希絵）

これ、盛土規制の条例が改定になるんですけども、文言上は河南町は何もせんでよくなるので部長もほつとしているのかなと思うんですけども、実際、河南町内で危険盛土を誰かが発見したときに、この規制にかかるまでの手続というか、流れというのはどういうふうになるんですか。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

埋立てに関しましては、今3,000m<sup>2</sup>以上につきましては大阪府の条例で、3,000m<sup>2</sup>以下については河南町の条例で今まで許可ということが必要だったんですけども、4月1日からは法律のほうの手續ということになりますので、まだ具体的なそういう手続マニュアル等々につきましては今のところ出されていませんので、その辺は大阪府のほうからまたこれから出されるかと思います。

以上でございます。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

分かりました。手続上はまだ何も分からぬということなんですが、今、松本議員がおっしゃっていたように、今の条例で河南町が管理しないといけないところでも管理し切

れないところが多々あるということなんですね。もともと今3,000m<sup>2</sup>以上が府ということになっているんですけども、そうなる前、3,000m<sup>2</sup>以上も河南町内でやらなあかんと言っていたときから全然管理できていなかつたんですね。で、府に3,000m<sup>2</sup>以上が行ってみんなちょっとほつとしていたというところなんですけれども、結局、状況が変わらないと。今これ条例も法律も変わるんですけども、松本議員がおっしゃっていたように、町から離れるので余計にひどくなる、ブラックボックス化する、私たちのところはちょっと見てもらいにくくなるということはあっても、よくなるんじゃないかという希望が見いだせないです。このあたり、部長はどのように考えていますか。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町におきましては、埋立て、この条例自体は廃止ということになるんですけども、美しい河南町環境条例の中に埋立てに関して水質なり土質なりということを埋立事業者の方から報告を受ける規定のほうは残っておりますので、その辺で河南町のほうも埋立てに関して関与していくことになります。したがいまして、その辺の大阪府と連携しながらこういった埋立てに関しては情報を仕入れて一緒にやっていくということで考えてございますので、任せっきりになって河南町のほうが一切ということではございませんので。

以上でございます。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

ちなみに、これ違反していたときに、今までずっと違反しているのを放置している、裁判を一つしたというだけなんですけれども、相手に何らかの罰則とか、それに従わせる何らかの方策というのは新しく法律で規定されるんですか。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

今回のおっしゃっているような埋立てに関しては、こちらのほうから事業者に対してアクションというんですか、郵送なりということで、もう促しの文書の中で出しているんですが、ただ、相手が不在ということで返ってございまして、今どういった形で進めてい

けるかというところはもう困っていたところなんですけれども、この法律ができて、今後指導対象がちょっと範囲が広がるということですので、その辺は大阪府と一緒に協議しながら進めていきたいなど考えてございます。

○議長（中川 博）

ほかにございませんか。

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

盛土規制法の話なんですけれども、大阪府が管轄になる。僕は、反対に河南町から手が離れて大阪府がやってくれるほうが厳しく指導するから、それはそれで結構な話やと思います。河南町が管理していたら、人数もいてないし、今まで仮に1,000m<sup>3</sup>のところを1万m<sup>3</sup>入れられても何もできなかつたのが現実ですわね。それで、その中で河南町でも1つ残っていまわね。盛土規制法ができたのは、崩れて民家を直撃して土石流が発生して、そのときの所在を確認するためにこれができたと思いますわね。河南町では、崩れないところは大阪府もあまり関心がない。あの辺、下に民家があって、そういうところが大方対象になっていくと思いますけれども、過去に河南町が埋めたところも関係あるというようなことになってくる。ほんなら、過去からもうあらゆる場所で河南町は埋立てが行われた。

これ、盛土規制法なんですけれども、もっと大事なのは産廃ですわね。産業廃棄物が全て交ざっている。ほんで河南町の今裁判でなったところも、あれ盛土といつても大方産廃ですわね。産廃が交じって、ほんでこの盛土規制法の中に産廃も入ってくるということになったら産廃のほうはもう全て大阪府に行ってしまうのか、ちょっとそれを先にお尋ねします。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

産業廃棄物の規制に関しましては、もともとから大阪府の規制でございますので、権限のほうは産廃に関しましては大阪府の権限ということで、これは今までと変わりございません。以上でございます。

○議長（中川 博）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

産廃と盛土が交じってくる。もう一つ専門的に言いたいのが、宅地造成法ですわね。河南

町は、宅地にしない代わりに山に戻すという方法もありますわね。ほんなら宅地造成法に引っかかってこない、それはね。そういった場合はどうなるか、ちょっと教えてほしい。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

今回の法律の改正につきましては、宅地に係るものだけではなく、全ての土地の形状の変更に伴うものを対象としておりますので、そこは対象ということになってございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

分かりました。

そしたら、河南町は埋立てというても宅地造成法でやるところは少ない。ほんなら全ての地形のところの盛土というようになっていますので、それはそれでしっかりと河南町も手が離れても連絡だけできる、これはもう一番やりやすい話ですわね。府に連絡すればいい。河南町にとってもどこの自治体にとってもいいことなんですね。これによって、大阪府も大分人数もいらっしゃいますので、このことに対して。ほんなら、一つは今問題になっているところは構造物がへこんで、ほんでいろいろ水がせき止まつたら浸水ということもありますので、そこらの内容を十分大阪府に伝えて、あそこだけやなしに過去に盛土した場所、もう河川敷の横にも大方、大きな話、100か所以上ありますわね、河南町は。河南町で100か所以上のところが違反になって、違反盛土で現実的にいろいろの勝手な土地利用にされていますわね。そういうところも把握して、河川の横やつたら崩れた場合は河川がせき止められるというようなことがありますので、それを十分この際全てをピックアップしてやっていただきたい。どうですか。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町で知り得ている盛土等につきましては、この辺については大阪府とは今後共有していく形になります。また、今発見されていない新たな盛土が分かりました段階におきましても、こういったことについては大阪府と情報共有しながら進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

ほかにございませんか。

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

先ほどの私の2回の質問の後での答弁で、事業者以外に地主にも影響が出てくるというような答弁があったと思うんですけれども、それはどの程度なのか、事業者以外にね。といいますのも、この事業をされている、盛土をされている事業者さんが購入した土地に土を入れているわけではないんで、地主さんがおられるわけですね、元の。元のというか今もそなんですけども、その方々の責任というんですか、影響というんですか、そこらがどの辺までいくのかというのと、今後、4月1日からとなっておりますけれども、そういうことはできないというか、違反であるというふうな住民さんに対する、イコール地主さんに対する周知が必要になってくるんじゃないんかなと思うんですけども、その2点についてちょっとお聞かせ願えますか。これが最後ですので、お聞きだけしておきます。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

監督処分の対象としましては、今、議員おっしゃっているように範囲が広くなって、工事主、請負人、下請人、現場管理者に対してとか土地所有者に関しても範囲が広がって指導対象となるということで、法律になると範囲が広がります。

また、先ほどの地主のほうへの影響ということでございますが、地主のほうにどれだけの影響があるかとか責任とか、その辺につきましてはまた大阪府のほうと、これ、法律が始まってまだ運用開始されておりませんので、細かな手続、運用につきましては大阪府と協議してまいりたいと考えてございます。

あと、周知につきましては、この条例廃止に伴いまして、また4月までにはホームページ等で条例のほうが廃止されてこれが運用開始されるということで、周知はしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

ほかにございませんか。

高田議員。

○1番（高田伸也）

今いろいろお聞きしてきたんですけども、少し資料を見ていましたら、過去に遡って当然ながらそれは対象になるということであっても、今現状、土地が譲渡されていく中で、最終的に今の所有者が責務を負うというような表現もあったというふうに思うんですけども、そのあたりの見解についてはどうなんでしょう。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

所有者のほうにも責任があるということで法律のほうでは書かれておるんですが、これ、実際のほうでまだ運用が開始されておりませんので、今後、今度許可権者となる大阪府と一緒にその辺は町も協議してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

高田議員。

○1番（高田伸也）

私のほうで資料をちょっと先に見たものですから、今現状の所有者が責務を負うというようなことで表現をされているんで、過去に遡っても、それだけが責任を負うんではなくて、実際処理された方も対象になるべきだというふうに思いますので、もう一度調査のほうお願いしたいなと思います。

○議長（中川 博）

要望ですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中川 博）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 博）

ないようございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 博）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛 成 者 起 立]

○議長（中川 博）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（中川 博）

日程第10 議案第25号 河南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを
議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）（登壇）

それでは、議案第25号について説明させていただきます。

51ページをご覧ください。

議案第25号

河南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

河南町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年12月5日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、

令和5年河南町条例第 号

河南町国民健康保険条例の一部を改正する条例

でございます。

改正条文の朗読につきましては、議案資料の新旧対照表の説明をもって代えさせていただ

きます。

議案資料の57ページをお開きください。

今回の条例改正でございますが、子育て世代の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国民健康保険の被保険者で出産される方の出産前後の一定期間の国民健康保険料が軽減される制度が創設され、令和6年1月から開始されます。それに伴い、河南町国民健康保険条例につきましても改正するものでございます。

制度の概要でございますが、軽減される期間は、単体妊娠の場合は出産した月とその前1か月と後2か月の計4か月、多胎妊娠の場合は出産した月とその前3か月と後2か月の計6か月となります。軽減される金額は、出産される方の対象となる月分の均等割額と所得割額となります。届出については、必要事項を記入の上、出産予定日を明らかにできる書類を添えて予定日の6か月前から可能となります。財源につきましては国が2分の1、大阪府と本町が4分の1ずつとなります。

それでは、新旧対照表に基づき説明させていただきます。

まず、第11条の3の一般被保険者に係る基礎賦課総額、59ページの第15条の6の2の一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額、第15条の7の介護納付金賦課総額につきましては、後ほどご説明させていただきます産前産後保険料の軽減についての条文を設けることに伴い、第21条の4を追加しております。

また、第2号では、国保事業のうち基礎賦課額部分の算定、後期高齢者支援金賦課額部分の算定、介護納付金賦課額部分の算定について、それぞれ収入の種類を規定しておりますが、産前産後保険料の軽減制度によって軽減された分を賄うため、新たな公費負担分を収入とすることの条項を追加しております。

戻っていただきまして57ページ、第13条でございますが、国保保険料を算定するための所得の種類を規定しており、58ページでは、地方税法附則の改正に伴い項ずれを反映しております。

次に、60ページ、第18条でございますが、年度の途中において国保資格を取得または喪失した場合、基礎賦課額の保険料の月割りについて規定しております。国保保険料は一般、退職、軽減世帯があり、その世帯ごとに賦課されている基礎分、後期高齢者支援分、介護分についての月割りの算定方法に今回改正の産前産後に係る軽減世帯の月割りを規定した内容となっております。

次に、61ページの第21条でございますが、こちらの条文では低所得者の保険料の減額を規

定しております。減額した後の額が「第15条の6に規定する額を超える場合には、その額。」となっておりましたが、より明確にするために、「第15条の6に規定する額を超えることができない。」と書きぶりを改正しております。

62ページでは、国保保険料を算定するための所得の種類を規定しておりますが、地方税法附則の改正に伴い、項ずれを反映しております。

次に、63ページの第21条の3でございますが、未就学児の均等割額の減額を規定しておりますが、64ページで「保険料額」を「保険料率」と改めております。他の条文において「保険料率」となっているため、書きぶりを合わせております。

次に、第21条の4でございますが、産前産後保険料の軽減についての条文となっております。先ほども申し上げましたが、国保保険料は一般、退職、軽減世帯があり、その世帯ごとに賦課されている基礎分、後期高齢者支援分、介護分について、産前産後に係る軽減額を規定した内容となっております。

第1項では、基礎賦課額分の算定方法として第1号と第2号の合算額とする規定を設けており、第1号では所得割額の、65ページの第2号では均等割額の軽減額の算定方法を規定しております。

第2項は、第1項において産前産後に係る基礎賦課額の軽減について定める場合の端数の取扱いを定めています。定める際は「保険料率」を「額」と読み替えることとされております。

第3項は、後期高齢者支援金算定の読替規定となります。

第4項は、介護納付金賦課額算定の読替規定となります。

第5項は、政令軽減等を受けている世帯についての基礎賦課額の産前産後の軽減額の算定の規定であります。

66ページの第6項は、第5項において軽減世帯の産前産後に係る基礎賦課額の軽減について定める場合の端数の取扱いを定めており、定める際は「保険料率」を「額」と読み替えることとされています。

第7項は、軽減世帯の産前産後に係る後期高齢者支援金算定の読替規定となります。

第8項は、軽減世帯の産前産後に係る介護納付金賦課額算定の読替規定となります。

次に、第26条の4第1項から67ページの第4項では、産前産後保険料の軽減についての届出関係を規定しております。

最後に、附則でございます。

第1条は、施行日を定めております。

第2条は、経過措置としまして、令和6年1月分の国保保険料から適用し、令和5年12月以前の保険料については従前のとおりとしております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川 博）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

力武議員。

○5番（力武 清）

今回の改定は、少しでも現況、高い保険料を低くしたいという思いがあつて、それそのものは歓迎するものなんですけれども、今、部長の説明で子育て、次世代の負担を軽減するということでの提案理由が示されたんですけれども、最大の減額する要因ですね。子育て、次世代の負担軽減のために均等割、所得割を4か月、多胎妊婦の場合は産前産後6か月という内容なんですけれども、この理由をまずもう少し、そこに焦点を当てた理由は何なのかちょっとお聞きしたいということと、所得割、均等割の金額の減額の中身なんですけれども、それは定額で減額されるのか定率で減額されるのか、その方式はどのようにされるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

まず、1つ目のなぜそこに当てるのかいう話なんですけれども、今回は全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律というのが成立しまして、その中身といいますのが改正の中で4点あります、1つ目が子ども・子育て支援の拡充、2つ目が高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し、医療保険制度の基盤強化と、4つ目に医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化というものがありまして、そのうちの1つ目の子ども・子育て支援の拡充、この中で出産育児一時金の支給額の引上げと併せて、今回、産前産後期間における国保料の減免ということできさせていただいております。

率なのか額なのかという話なんですけれども、減免額を出すのに当たりまして、まず対象

者の均等割と所得割を年間の分を出しまして、それを12で割って一月分出した上で、4か月もしくはないしは6か月の減額ということです。

以上です。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

ちょっと矛盾を感じるのは、子育て、次世代の継続性の問題で保険料負担軽減と、その中身はいいんですけども、子育て、次世代世代で妊婦さんに対して4か月あるいは3か月、なぜ期間限定なのか。4か月は、妊娠した時点でもっと10か月、大体普通はね。そこになぜできなかったか、なぜ4か月に限定したのか、多胎妊婦の場合は6か月、この差は一体何なのかというのがよう分からん。その説明できますか。

それともう一つは、出産一時金が昨年度か、2万円ほど上がりましたね。2万円上がっても焼け石に水じゃないけれども、それ以上に実際の出産費用はかかっていると。ここに焦点がなぜ当たらなかったのかなという思いはあるんですけども、理由分かりますか。お答え願いたいと思います。

○議長（中川 博）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

なぜ4か月なのか、6か月なのかというご質問でございますが、もうこればかりは国保の政令で決まってまして、単胎の場合は合計4か月、多胎の場合は6か月ということで、その月数を条例で定めさせていただいております。

それと、出産一時金、もっと上げるべきじゃないかというご質問でございますが、出産一時金についてはこれまで段階的に上がっているということで、今回は、それもあるんですけども、国保の減免のほうにやられているという内容でございます。

以上です。

○議長（中川 博）

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中川 博）

もうじき正午ですけれども、審議の途中ですけれどもこの議案まで進めたいと思いますの

で、よろしくお願ひします。

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

先ほど4か月、6か月の理由がないとおっしゃっていたんですけども、何かあるはずなんですね。この法律が制定される過程でこの期間が適當と思われたこと、例えば産前産後休暇に合わせたであるとかなんとか。その理由は何なのかというのが一つ。例えば産前産後休暇に合わせて4か月ぐらいやつたら仕事を休んでやるのに減免したらいいというような理由であつたら、4か月、6か月ではもう不十分過ぎるというような状況なんですね。このあたり、どのように考えたらいいのか、もう一度お答え願えますか。

もう昼からでいいで。答え出えへん。

○議長（中川博）

まとまりますか。

すみません、ちょっとよろしいですか。

今なかなか回答が出ないみたいなんで、今12時過ぎていますので、ここで午後1時まで休憩したいと。その間、ちゃんと答えのほうをまとめておいていただけますでしょうか。

午後1時まで休憩といたします。

休 憩（午後0時00分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再 開（午後0時58分）

○議長（中川博）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

大門住民部長。

○住民部長（大門晃）

産前産後の減免の期間がなぜ4か月、6か月なのかというご質問だったと思うんですが、被用者保険と同様に、出産前6週間及び出産後8週間は出産する予定の被保険者及び出産した被保険者が家督活動に従事できない期間と考え、当該者の産前産後期間に相当する4か月分の所得割保険料及び被保険者均等割保険料を免除するものでございます。なお、多胎の場合は産前は14週となりますので、2か月追加ということです。

以上です。

○議長（中川博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

何活動と言ったんかちょっと聞き取れへんかってんけれども、働けないということ、要は。働けない期間ということ。

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

○6番（佐々木希絵）

働けない期間があるからということなんですけれども、その理由であれば、なおさら人それぞれなので、産前産後の体調の変化というのは本当に人それぞれで、産後もう次の日から歩き回れる人もいればそうじゃない人もいると。帝王切開であれば6か月は安静にしてくれということも言われると。なので、これ国から言われているからそのまま出しましたじゃなくて、そもそも河南町の条例で新たにやるものなので、そのあたり、ほんまの実情に応じたことをすべきであるということはいつも思うんですね。これ、ほんまに6か月と4か月で適正やと町長、思ってますか。

○議長（中川 博）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

出産に関して、人それぞれ体の調子もありますし、そういうことがありますので、当然ながらすぐに働く人もいらっしゃればなかなか働けないと、いろいろあると思うんですけれども、その中でやはり基準というのがあって、こういう国からの通知で一般的な被用者保険と同等ということで考えるということですので、これが一般的な期間であるというふうには認識しております。

○議長（中川 博）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 博）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 博）

ないようでございますので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛 成 者 起 立]

○議長（中川 博）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（中川 博）

日程第11 議案第26号 美しい河南町基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、提案理由の説明を求めます。

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）（登壇）

それでは、議案第26号の説明をさせていただきます。

タブレットの68ページをお願いいたします。

議案第26号

美しい河南町環境条例の一部を改正する条例の制定について

美しい河南町環境条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年12月5日提出

河南町長 森 田 昌 吾

本条例の提案理由でございますが、令和2年11月24日付で住民から町議会議長に対し請願のありました美しい河南町環境条例の改正につきまして、請願内容である粉じん、騒音等の明文化及び罰則について検討してまいりました。

検討に当たりましては、令和4年1月26日付で河南町美しいまちづくり審議会へ諮問を行いました。

審議会では、美しい河南町環境条例の改正に関しまして請願書の内容を確認した上で審議が行われ、広く住民の意見を聞くためにパブリックコメントを実施した上で答申をいただきました。

本町といたしましても、いただいた請願の趣旨を踏まえた上で審議会の答申を尊重し、事

業者等の事業活動に伴う公害の防止及び地域住民の生活環境の向上を図るため、本条例を改正するものでございます。

めくっていただきまして、

## 令和5年河南町条例第 1号

### 美しい河南町環境条例の一部を改正する条例

美しい河南町環境条例（平成26年河南町条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきまして、新旧対照表によりまして説明させていただきます。

タブレットの70ページをお開きください。

第2条、定義でございますが、第1号から第11号までを1号ずつ繰り下げまして、第1号として公害の定義を追加いたします。

めくっていただきまして、第5条の事業者等の責務に第3項として、事業者等は、事業活動に伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷を低減するため、必要な措置を講じなければならないこと、第4項としまして、法令等に違反していない場合においても、紛争が生じたときは誠意をもって解決に努めなければならないこと、第5項といたしまして、環境の保全に関する取組の状況について地域住民の理解を深めるよう努めなければならないことを追加してございます。

最後に、附則でございますが、施行期日といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（中川 博）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川 博）

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川 博）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛 成 者 起 立]

○議長（中川 博）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（中川 博）

日程第12 議案第28号 河南町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題
といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）（登壇）

それでは、タブレットの75ページをお開きいただきたいと思います。

議案第28号

河南町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

河南町防災会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年12月5日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、

令和5年河南町条例第 号

河南町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

内容につきましては、新旧対照表により説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、第3条第5項第7号において、防災会議の委員のうち「富田林

市消防職員のうちから町長が任命する者「1名以内」を、令和6年1月1日に大阪南消防組合が成立したことから、「町の区域を管轄する消防職員のうちから町長が任命する者「1名以内」と改正するものでございます。

第8号でございますが、指定公共機関または指定地方公共機関の職員を「5名以内」から「6名以内」に改正するものでございます。これにつきましては、現在の防災会議の委員のうち指定公共機関または指定地方公共機関の職員5名以内とは、富田林医師会、河南郵便局、NTT、関西電力、大阪ガスから5名を任命しておりますが、河南町の水道事業が令和3年4月1日から大阪広域水道企業団河南水道センターに変更になったことから、大阪広域水道企業団の職員を任命するため6名以内とするものでございます。

第4条の防災会議の特例につきましては、緊急時またはやむを得ない場合に書面による会議を可能とするものでございます。

それ以降につきましては、条ずれによる改正でございます。

めくっていただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川 博）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

これ、全然賛成は賛成なんですけれども、何で今どき書面会議にしたんかなど。ウェブ会議を入れるという余地は……。書面のほうが意見を言いにくいと思うんですね。町長、何でなんですかね。ウェブ入れますか、今後。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

今回、これまでいろいろな会議がございまして、新型コロナの発生によりまして緊急に集まってできるという場合がなくなったというような機会もありまして、これから今後どんなことがあるか分かりませんので、書面による会議も可能とすることを決めさせていただい

ていると。ですので、基本的には会議を参考してやるんですけども、緊急であったりやむを得ない事情が生じた場合は書面においても会議を開催することができるという、ウェブの会議につきましても、必ず参考しないといけないというわけではないと思いますので、その辺については環境が整えば対応は可能かというふうには考えております。

○議長（中川 博）

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川 博）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川 博）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 博）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（中川 博）

お諮りいたします。

日程第13 議案第29号 令和5年度河南町一般会計補正予算（第5号）から日程第16 議案第32号 令和5年度河南町下水道事業会計補正予算（第1号）までの4件を会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起ころ]

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、以上4件を一括議題とすることに決しました。

これより提案理由の説明を求めますが、本日の会議においては詳細な説明は省略していただき、議案の表題の説明にとどめたいと思います。

~~~~~

○議長（中川 博）

それでは、日程第13 議案第29号 令和5年度河南町一般会計補正予算（第5号）から順次提案理由の説明を求めます。

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）（登壇）

それでは、タブレットのほうは81ページをお開きください。

議案第29号

令和5年度河南町一般会計補正予算（第5号）

令和5年度河南町一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,658万7千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億3,833万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び廃止は、「第2表地方債補正」による。

令和5年12月5日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして82ページ、「第1表歳入歳出予算補正」、歳入でございます。

（款）地方交付税、（項）地方交付税6,020万円の追加。

（款）国庫支出金、（項）国庫補助金1億6,588万7千円の追加。

（款）町債、（項）町債7,950万円の減額でございまして、歳入合計で1億4,658万7千円の追加。補正後予算額を71億3,833万2千円とするものでございます。

めくっていただきまして、歳出でございます。

（款）議会費、（項）議会費506万8千円の追加。

（款）総務費、（項）総務管理費4,510万4千円の追加、（項）徴稅費70万7千円の減額、（項）戸籍住民基本台帳費576万9千円の減額、（項）選舉費441万5千円の減額、（項）統計調査費130万5千円の追加。

(款) 民生費、(項) 社会福祉費 1億6,547万8千円の追加、(項) 児童福祉費1,814万6千円の追加。

(款) 衛生費、(項) 保健衛生費96万9千円の減額、(項) 保健事業費1,335万2千円の減額、(項) 環境衛生費7万7千円の追加。

(款) 農林水産業費、(項) 農業費129万6千円の追加。

(款) 商工費、めくっていただきまして、(項) 商工費103万円の減額。

(款) 土木費、(項) 土木管理費521万8千円の追加、(項) 道路橋梁費56万5千円の減額、(項) 河川費27万1千円の追加、(項) 都市計画費478万9千円の減額。

(款) 消防費、(項) 消防費8,531万5千円の減額。

(款) 教育費、(項) 教育総務費128万8千円の追加、(項) 小学校費71万7千円の追加、(項) 中学校費37万4千円の追加、(項) 社会教育費298万6千円の追加、(項) 保健体育費658万4千円の追加でございまして、歳出合計で1億4,658万7千円の追加、補正後予算額を71億3,833万2千円とするものでございます。

めくっていただきまして、85ページ、「第2表地方債補正」でございます。

まず、地方債の追加ですが、消防施設整備事業で240万円の追加、河内分団車庫建設事業の財源として追加させていただくものです。緊急防災・減災事業債を予定しており、起債充当率は100%、交付税算入率は70%でございます。

めくっていただきまして、86ページです。

地方債の廃止でございます。

消防広域化施設改修事業8,190万円、こちらは消防広域化に伴う消防指令センターの改修及び15メートル級はしご車の購入費に対する負担金の財源として借入れを予定しておりましたが、令和6年1月から大阪南消防組合が発足することに伴い、一部事務組合のほうで一括して起債されることになりましたので、廃止させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

ここで説明員を交代させていただきます。

○議長（中川 博）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）（登壇）

それでは、議案第30号について説明させていただきます。

106ページをご覧ください。

議案第30号

令和5年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ121万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7,113万9千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月5日提出

河南町長 森田昌吾

めくっていただきまして、107ページでございます。

「第1表歳入歳出予算補正」。

歳入。

（款）府支出金、（項）府支出金で5万5千円の増額。

（款）繰入金、（項）他会計繰入金で32万4千円の減額。

（款）繰入金、（項）基金繰入金で65万5千円の増額。

（款）繰越金、（項）繰越金で82万8千円の増額とし、歳入合計は18億7,113万9千円でございます。

次に、108ページ、歳出でございます。

歳出。

（款）総務費、（項）総務管理費で32万4千円の減額。

（款）保健事業費、（項）特定健康診査等事業費で5万5千円の増額。

（款）諸支出金、（項）償還金及び還付加算金で148万3千円の増額とし、歳出合計は18億7,113万9千円でございます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

ここで説明員を交代します。

○議長（中川 博）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）（登壇）

それでは、介護保険特別会計補正予算を説明させていただきます。

115ページをお開き願います。

議案第31号

令和5年度河南町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度河南町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,068万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,385万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月5日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、116ページ、「第1表歳入歳出予算補正」、歳入でございます。

（款）国庫支出金、（項）国庫補助金313万8千円の追加。

（款）府支出金、（項）府補助金28万6千円の追加。

（款）繰入金、（項）一般会計繰入金691万6千円の追加。

（款）繰越金、（項）繰越金34万4千円の追加でございまして、歳入合計1,068万4千円を追加し、補正後予算額を17億6,385万円とするものでございます。

続きまして、117ページ、歳出でございます。

（款）総務費、（項）総務管理費919万5千円の追加。

（款）地域支援事業費、（項）包括的支援事業・任意事業費148万9千円の追加でございまして、歳出合計1,068万4千円を追加し、補正後予算額を17億6,385万円とするものでございます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

ここで説明員を交代いたします。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）（登壇）

それでは、議案第32号の説明をさせていただきます。

タブレットの125ページをお願いいたします。

議案第32号

令和5年度河南町下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度河南町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量第4号中公共下水道整備事業を次のように改める。

（4）主要な建設改良事業

公共下水道整備事業	1億326万円
-----------	---------

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

第1款 下水道事業収益 4億2,654万6千円に15万7千円を追加し、4億2,670万3千円といたします。

第2項 営業外収益 2億7,289万8千円に15万7千円を追加し、2億7,305万5千円といたします。

支出

第1款 下水道事業費用 4億2,156万円に15万7千円を追加し、4億2,171万7千円といたします。

第1項 営業費用 3億8,670万2千円に15万7千円を追加し、3億8,685万9千円といたします。

めくっていただきまして、

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

第1款 資本的収入 2億56万9千円に46万5千円を追加し、2億103万4千円といたします。

第4項 他会計出資金5,595万6千円に46万5千円を追加し、5,642万1千円といたします。

支出

第1款 資本的支出 3億1,998万3千円に46万5千円を追加し、3億2,044万8千円といたします。

第1項 建設改良費 1億820万円に46万5千円を追加し、1億866万5千円といたします。

(議会の議決を得なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条中「1,973万6千円」を「2,035万8千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条中「1億2,415万5千円」を「1億2,431万2千円」に改める。

令和5年12月5日提出

河南町長 森 田 昌 吾

以上でございます。ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（中川 博）

提案理由の説明が終わりました。

ここで、提案に関してのみ質疑があればお受けいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川 博）

なければ、お諮りいたします。

議案第29号から議案第32号までの4件の審査については、11月30日に開催されました議会運営委員会の審議結果のとおり、予算・決算常任委員会に付託し、明日6日に審査したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起る]

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、予算案件の4件の審査については、予算・決算常任委員会に付託し審査することに決しました。

正副委員長及び各委員は、よろしく審査をお願いいたします。

~~~~~

○議長（中川 博）

お諮りいたします。

日程第17 議案第33号 教育長の任命についてから日程第21 意見書案第1号 新たな地域公共交通へ支援を求める意見書までの5件を會議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において全体審議することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起る]

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、以上5件を本会議において全体審議することに決しました。

~~~~~

○議長（中川 博）

日程第17 議案第33号 教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明の前に、中川教育長の除斥を求めます。

[中川教育長 除斥]

○議長（中川 博）

それでは、提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第33号

教育長の任命について

下記の者を教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年12月5日提出

河南町長 森 田 昌 吾

記

住 所 大阪府富田林市藤沢台 7 丁目 1 番36号

氏 名 中 川 修

生年月日 昭和38年10月12日

でございます。

現教育長の中川修氏につきましては、この12月19日をもって任期満了となります。中川氏に引き続き教育長をお願いしたいと考えております。

教育長の任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定によりまして3年となっておりますので、ご同意いただきますと令和8年12月19日までの3年となります。

それでは、中川修氏の略歴をご紹介させていただきます。

現教育長ですので、簡略に申し上げたいと思います。

昭和62年3月に和歌山大学教育学部を卒業され、その後、民間企業に就職し、平成3年4月に大阪府教育委員会に教員として採用され、富田林市立大伴小学校を皮切りに教鞭活動を行われております。平成20年4月から平成25年3月まで本町の教育委員会の指導主事をお勤めいただきました。その後、最後はかなん桜小学校の校長先生から河南町の教育長にご就任され、現在に至るということになっております。

以上、簡単でございますけれども、提案理由の説明とさせていただきます。

ご同意いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中川 博）

提案理由の説明が終わりました。

人事案件ですので質疑、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起ころ]

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛 成 者 起 立]

○議長（中川 博）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり同意されました。

ここで、中川教育長の除斥を解きます。

〔中川教育長 復席〕

○議長（中川 博）

申し上げます。

ただいま教育長の選任に同意されましたので、中川修氏に告知いたします。

ご登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。

○教育長（中川 修）（登壇）

議長のお許しをいただき、発言の機会を賜りましたこと、誠にありがとうございます。

このたび、任期満了に伴い2期目の教育長任命の同意をいただきましたこと、厚くお礼申し上げます。改めて身の引き締まる思いでございます。

昔から教育は人なりと言われておりますように、教育に携わる我々関係者にとって、子供たちや保護者の皆様はかけがえのない存在であり、その使命は限りなく大きいものであると認識しております。どの子供たちに対しても、確かな学力、豊かな心、健やかでたくましい体力、この3つの力をバランスよく兼ね備えた、まさに生きる力、これを保育・幼児教育においてはその基になる力を引き続き育成していきたい、そんなふうに考えております。

また、生涯学習の分野でも、人生100年時代を見据えて関係諸団体と連携し支援することで、住民の皆さんの文化・芸術活動及び健康・体育活動を促進していきたいと考えております。

現在、教育をめぐる環境は社会の変化に伴って大変厳しく、将来予測の困難な時代となっています。また、子供たちの不登校対策、教職員の働き方改革、教育環境の整備などの課題も増えてきております。これらの課題の解決に向けて、学校園教育現場や関係団体の方たちと連携を密にしながら河南町の教育行政の責任者として迅速に取り組んでまいりたいと存じておりますので、議員の皆様方におかれましては今後も変わらぬ教育行政へのご指導並びにご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございます。（拍手）

○議長（中川 博）

中川修氏の挨拶が終わりました。

今後とも引き続きよろしくお願いいいたします。

それでは、席にお戻りください。

~~~~~

○議長（中川 博）

日程第18 議案第34号 河南町農村活性化センター指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）（登壇）

それでは、議案第34号の説明をさせていただきます。

タブレットの131ページをお願いいたします。

議案第34号

河南町農村活性化センター指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

河南町長 森田昌吾

記

1. 施設の名称 河南町農村活性化センター

2. 指定管理者とする団体の名称等

名 称 農事組合法人かなん

住 所 大阪府南河内郡河南町大字神山523番地の1

3. 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

の5年間でございます。

提案理由でございますが、現在の河南町農村活性化センターの指定管理者の指定期間が令和6年3月31日までとなっておりますことから、新たに指定管理者の指定を行うものでございます。

現在の指定管理者である農事組合法人かなんは、平成13年8月に町が主体となり参加者を募り、（仮称）河南町活性化センター運営協議会が組織化され、併せて活性化センターの完

成までの間、運営協議会のメンバーにより、ふれあい朝市実行委員会を立ち上げ、毎週日曜日ふれあい朝市を開催し、平成16年4月、河南町農村活性化センターの開設に伴い、その管理のため法人化された団体でございます。

当該法人は、河南町に住所を有する農家または河南町外に住所を有し町内の農地で農業に従事する農家であれば組合員となることができ、河南町の農業振興及び地域の活性化が設立の目的となっているとともに、実績からも本町の農業振興に対し大きく貢献をされております。

このように農事組合法人かなんは、都市と農村の交流を進め、都市近郊農業としての農村の活性化を図るという農村活性化センター設置の趣旨、目的を達成できる最適者であり、現在の契約においても適切に履行されており、運営状況も良好でございます。

以上によりまして、令和6年4月1日以降5年間の管理につきましても農事組合法人かなんを指定管理者として指定したく、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（中川 博）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

基本的に道の駅の方たち、確かにすごくよく頑張ってくださっていて、特に駅長なんかいろいろなイベントをして、この間スペースもやったり朝市をやったりと、本当に基本的には感謝しているんですけども、一部、例えば事業計画書のとおりにほんまにいくんかなというところがあつたりとか、いつも道の駅周辺のことで住民さんがいろいろと言つて私にいろいろ訴えてきたときに、役場がする説明と道の駅で実際にされた対応というのが異なることが多いんですね。議会で聞くのと実際あったことが全然違つたりするという中で、これが適切に履行されていると部長は今評価されているんですけども、100%が100%ほんまに適切に履行されているかと言つたら、もちろんそうじゃない部分もあると思うんですね。その一つが5年、6年前の例えば最低賃金も払つていなかつたという部分であつたりとかすると思うんですけども、今回これ事業計画書を拝見してたら、新規就農者の獲得と育成を進めるであるとか2階の会議室、調理室を積極的に活用していくあるとか、広く組合への加

入を促すということも書いているんですけれども、これ本当にできるんですよね。この5年間は完全にできていたとは言い難いんですけれども、本当に次の5年間はできるというのであれば、なぜそれが、前の5年間は完全にできていなかったけれども次はできると言えるのか、理由も併せてお答えください。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

この4年間法人のほうで管理していたわけなんですけれども、この4年間の中には、コロナ感染症というこれまでなかった未曾有の危機事象、こういったことの中にもかかわらず適切に管理されていたというところの実績もございますし、実際に5年間については管理されていたと考えています。

また、今、議員がおっしゃったように、道の駅自体があらゆる町のイベントとかこういうふうなPRに参加されたりとか、あらゆるところで河南町の農村、農作物についてはPRしてきていますので、農業の活性化には努められていると考えてございます。

今、お話の中で出てきました最低賃金の話につきましては、前回のときにはもう最低賃金には就労規定も設けられて、もう改善はされてございます。

それと、2階の調理室につきましては、2018年ぐらいまでは法人のほうでも料理教室とか積極的な開催ということをやられておったんですが、ところがやはりコロナ禍というところで人を集めることができず、なかなか利用ができなくて、最低限の会議室とかで利用するまでにとどまってございます。

それと、組合の加入の件に関しましては、この4年間で120人から125人まで年々少しづつですが組合員を増やして、どんどん組合員を増やして生産者も増やしていくという取組もされていますので、その辺は評価してございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

それがいつも部長が説明する内容ではあるんですけども、実際に本当にいろいろな話を住民さんから聞くと、例えば組合員になりたいということをふわっと日常の会話の中で申請する前に言ってみたら、「ちょっとな、うーん、うちもいろいろ置いてるしな、うーん」と

いう感じで、それは当然住民さんからしたら断られたと取って当たり前ですよね。その後いろいろと何か断られたらしいけれども、どうなったのかなということを相談したら、なぜか置けるようになったと。そのあたりの詳しい経緯、何が変異してどうなったのかは分からぬいですけれども、何かふわっと断られたということは1人じゃないんですね。とか、2階を使いたいと言ったときに断られたとか、なのでそのあたりですよね。部長はそう説明するけれども実際はそうなっていないという、そのあたりの矛盾をどうやって今後埋めていくのか。

ほんまにそうなっていたらしいけれども、道の駅の問題のことをいつも質問したら、何か全然話がかみ合わないんですよ。議会というか、議員側と部長、理事者のほうってね。なので、そのあたりってどう埋めていきますか。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

組合員になりたいというご相談をされたということでございますけれども、どういったお断り方をされたか、ちょっと私、詳しくは分かりませんが、組合員になるに当たりましては理事会を開いて決定していくという過程を踏まえていく中で、必ずなれるか、なられへんかというのも判断をその場でできなかったからそういうお答えになったのかどうか、これはあくまでも想像ですけれども、そこはちょっと分かりません。

これまでの今後、そのギャップをどう埋めていくかというか、それに関しては、提案、事業計画書も上げられていますので、町としましては、その事業計画書に基づいてちゃんと執行されているかどうかというのはこの5年間の中で判断し、次のときに生かしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

次の5年間は必ずこういった話が私の耳には入らないということでいいですかね。そんな事前に断られたであるとか何かちょっと変な対応をされたであるとか、そういう話は一切ないと。今までの4年間、5年間はあったけれども、実際にこれを置こうかな、どうしようかなと日常会話で言ったんやつたら、じゃこういう手続があるよというふうに案内、積極的に獲得していくというのであれば、するのが当たり前なんですよ。それがそういう話にもなら

ず、ちょっとな、どうかな、うーんと言われただけだと、うちでもようけ置いてるしな、どうかなと。それは違うでしょう。なので、それが次の5年間は必ず起こらないということは、部長が責任を持って遂行してくれるんですね。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

指定管理の中で、管理すべき内容につきましては決めてございますので、その辺については我々としては指定管理についてはしっかりと見ていかなあかんとは思いますが、法人自体の経営、中の更新、その辺の経営としての法人としての中身の話というのは法人自体の話になりますので、そこは私のほうで責任どうこうというのをお答えできないところでございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

ほかにございませんか。

力武議員。

○5番（力武 清）

道の駅が始まって20年たちますね。河南町を知っていただく宣伝効果の役割と農業従事者のやる気、張り合いを高める役割と、耕作放棄地の軽減にも一役発揮しているものと一定評価したいと思います。

業績としては、競合する環境が周りの環境も厳しくなっており、そういう中でもよく頑張っているなというふうに思っております。

そうした中で、店舗面積や駐車場の問題を抱えながら消費者ニーズに応えている反面、時間帯によっては、朝のうちは品ぞろえ豊富であるけれども、昼からがもう買うものがないと。乾物だ、加工品関係になってしまっているという状況だと、そういったところの改善の余地はあるのではないかというように思うんですけども、見解を述べていただきたいと思います。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

午前中のほうは野菜のほうはようけ置いていますが、午後からのほうが少ないのではない

かというようなご指摘かと思います。午後からの野菜につきまして、農作物に関しましては、午後からも大量に仕入れて大量に並べることによって、昼からの分と午前の分との来客者の平準化を図りながら収益としては上がるということも考えられますが、一方、河南町の道の駅というのは、やっぱり求められているお客様のほうは新鮮なものを安く手に入れたいというお客様が大半ということで考えております。そのためには、いつ行っても品ぞろえがいっぱい並んでいて、いつも売れ残っているというような感覚になってしまふということのおそれもありますので、やはり新鮮な野菜ということであれば売り切れというところも考えないかんので、そこはちょっと戦略的な話もありますから、それは法人のほうとまた今後考えながら協議していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

技術的には難しいかなと思うんですけども、ただ朝班、昼班みたいな形で組合の中で出荷する時間帯を割り振りするとか、そういう工夫が必要ではないかなということで提案しておきたいと思います。

それで、組合員の方がもう120人、先ほどの説明ではなっていると、当初から比べたら相当数増えてきていますよね。しかし、せんだってちょっとお邪魔したときに平均年齢をお聞きました。67、8歳、もう60代後半が平均年齢だというふうにお聞きしているんですけども、この組織を維持発展していくためには、やっぱり若手の活用、登用が必要ではないかなというふうに思っているんです。そうした若手、40代、50代前半の人、30代もそうなんですねけれども、そういう人たちへの参加についての見解を求めたい。取組ですね。そのあたりの評価をどのように考えておられるのか、聞きたいと思います。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

農業者の高齢化につきましては、この法人だけじゃなく河南町全体で言えることなので、これは河南町全体の中でも高齢化、その辺については課題やと考えています。

ただ、法人のほうには、組合員の名簿を見ますと高齢の方が並んでいるように感じますが、やはり世代というんですか、代を変えて子供と一緒にやられている方もおられますし、あと

新規就農者ということで、組合員にはなっていないんだけれども準組合員、お試し期間といふんですか、そいつた形で参加していただけるという、そういうふうな制度も設けられて、今15人ほど若手の新規就農者の方とかそういうので登録されながらスタンバイされていって、どんどんそういうので体験していただいて、組合員を増やそうとする活動もされてございます。そこは組合としてもそいつたことを努力されていますので、今後そういうのについてもまた応援してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

前回この議論を4年前にしたときに、先ほど佐々木議員も指摘されていた就業規則や最低賃金が問題になって、1年間試しがことになって、もう一回審議したんですけども、そういう中で具体的に書類関係の整備はこの4年間の間にきちんとされて、組織体として成り立ってきてるんかなというふうに僕は評価したいと思っているんですけども、その中で僕が一つ気になるのは、組合員さんのボランティアに依存する部分がまだあるんじゃないかなというふうに思っています、交通整理とかいろんな部分でね。職員が2人しかおらへん、あとアルバイト、パートさんで賄っているという体制的な問題があるとは思うんですけども、そいつた中でこの間、販路拡大ということで、あべのH o o pとかハルカス、今回は上本町、大宝に対する月1回の出張販売、こういう形で販路拡大で努力されているというふうに思うんですよ。しかしながら、この人員体制で果たして維持できるのかなと懸念されるところなんですけれども、そのあたりの見解を求めたいと思います。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

前回の賃金の件で、最低賃金のほうがクリアしていないんじゃないかなということで課題があつたわけですけれども、今はパートタイムの就業規則、そいつたことを整理されて、そいつたルールづくりもほぼされておりますので、その辺についてはもう規約としてその中でルールのほう、規定のほうをつくられているので、その辺には心配ないのかなというふうに考えてございます。

あと活動につきましては、PRとか努めて販路拡大ということで法人のほうも頑張ってお

られますので、そこは我々としても積極的に応援してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

ほかにございませんか。

高田議員。

○1番（高田伸也）

ちょっと少しかぶるところもありますけれども、事業計画書の中を見ていましたら、その中の収支計画書に人件費の削減という項目がありまして、その中の内容を見てみると、人件費を削減するために組合員の方々を一部管理運営に携わらせるというような文言が入っていました。当然ながら組合員さんは人件費の対象にならないからということもあるかと思いますが、ほかに合理化すべき点があるので、多分この合理化策についてはあまり賛同できないなというふうに思っています。

また同時に、収支の計画書を見ていましたら、令和6年から令和10年、この5年間の計画を見ていますと、売上規模は2億6,500万円、ほぼ同額の規模ということで、拡大という計画にはなっていないと。当然ながら売上拡大するためには人員の配備が必要ということを考えると、先ほどの対応についてはまだまだ物足りないなという点があるかと思います。

年間の計画を見ていましたら、非常に忙しくて講演とかイベントもたくさんあるということで、手いっぱい現状維持がいっぱいといいっぱいというようなことは分からなくはないんですけども、ちょっと夢がないといいますか、先に対する期待感が大きいだけに、ちょっと満足できないんだという気が私自身はしております。それに対して、町の評価についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

運営に関しまして、組合員さんのほうで駐車場の交通整理されているといったこととか、これにつきましては組合員さんの協力があってこのような経費を削減しながら運営していくということで努力されていると。組合員さんのほうにつきましては、自分の出品している野菜を売上げのためにみんなで盛り上げていってやっていくと。雇用関係がないわけですからボランティア的な活動ということもあるかもしれないですけれども、こういった経費を削減する中で努力されているということで、その辺は議員おっしゃるように、ちょっと売上げの

ほうがずっと徐々に上がってきていますが、なかなかぐっと上げるような計画にはなってございません。それは、やはり競合するあすかてくるでとか、いろいろとそういったところの中で勝ち残っていかなかんというところで、なかなかそこ、ぐっと上がるとか難しいかもしれないですけれども、今の規模で、今の売上げを下げず、上げていくということで努力されていきますので、これはあくまでも過程では厳しく見積もらられているかもしれないですが、実際にはもっと上げるような形では考えられていると考えていますので、応援してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（中川 博）

高田議員。

○1番（高田伸也）

それじゃ、期待していますので、是非よろしくお願ひします。

○議長（中川 博）

ほかにございませんか。

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

農事法人のこの委託、いいんですけども、それに伴って組合員が増えていると。中身の問題ですね、それよりね。中身がちゃんと運営して、何ぼ若い組合員、新しい組合員を増やしても、その人らになかなか機会がない。売場も朝行つていろいろ置いて売れ残ったら引き揚げるとかいうようなシステムになっていると思いますけれども、そういった中で、やっぱりその中でもう長いこと決められた何か約束事で動いている、そういうことをなしにして、それでお試し期間で10%を15%最初取るとかありますけれども、お隣の羽曳野市やったら誰でも出せるような状態になってますわ。そういったもっと門扉を広げてやる。ある一部の人が牛耳ってやるんじやなしに、ほんで河南町全体の人が利用できる。道の駅の2階、ずっと使わんまで置いてますわね。それを前回も言いましたけれども、今回もまたこれといった何の対策もない。ちょっと労働問題と言うたらそれは是正したと、そればっかり言うているけれども、もっとほかにありますわね。農業活性化、それとまた造園業もずっと置いていますわね。ほんなら何でも置けるということですわ。農林業の中に造園業もあるか知らんけれども、分類で言うたら造園土木で土木建築、全て同じような感じですわね。それをあたかも造園は農業やというような感じで道に置いている。それはそれで結構ですけれども、ほ

んで本当に道の駅の機能を呈していない。これは農事法人の部門が違うか知らんけれども、駐車場とトイレぐらいが河南町のあれで、ほんなら本来の道の駅は町の P R、また交通のいろいろなことの情報の起点になっていますわね。全国どこから誰でも車でずっと来て、道の駅で休憩するというようなものが道の駅の最初の考えですわね。今はスーパーのようになって売上げ売上げ言うけれども、そうやなしに、河南町全体の住民の人が利用できる、そういったところを目指さな、それは、ある一部が自分で値段をつけて自分で商売できる、そういったところで、それは画期的なことで、そういったまたスーパーもほかにいっぱい増えてきている。売上げが落ちるのは当たり前やけどね。それを河南町が主体につくった法人ですので、それにずっと委託をする。時代に即したことでだんだん変えていかなあかん。それはもう河南町がそないして提示してつくってもらったところをあとはもう知らんというような感じでやっているのが、どうも何かおかしいな具合になっておる。

ほんと、数字的に売上げが下がった、それは当たり前ですわね。コロナもあって、近隣のスーパーも増えて、そういったところでまた契約をする。これ、町全体の話として考えてやってもらわなね。ということは、これ道の駅言うたらどんな職種であろうが出品できるということやね、これ農業に関係なしに。現に出発時点からそうやっているんやからね。ここを誰も指摘しはらへんよってずっと指摘していたんやけれども、最近この更新のときになってやいやいやうてくる。この決算が済んだらまた更新が切れるまで知らん顔する。その繰り返しやから、この今の時点でちゃんとしてもらわなあかん。広く河南町の住民に2階を使わせてもらう、そうやなしに、ほかのところもそういう河南町の住民の、農業やなしにほかの人もちゃんと利用できるようにやってもらわな、現に農業だけ違うんやから、これ最初の出発地点が。どうですか、それ。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

前段で若い新規就農者のはうもということでございますけれども、組合員の中にも新規就農者ということで15名ほど今、お試し期間ということでやられている方がおられます。こういった方々につきましても、今の組合員と面識を持っていただいて、いろいろ情報共有しながら、どういったものやったらこういうような作り方ができるというような、そういった農作物の栽培方法についての情報教育とかができる、どんどん活性化につながっていくんではないかというふうに考えてございます。

それと、2点目の2階の会議室、調理室の件につきましては、今回、まだもうちょっと使い方につきましては、そういうふうな料理教室とかそういうことだけではなく、何かほかにも使い方ができるんではないかということで、もう少し研究することになりましたので、そこは引き続いて研究してまいりたいと考えてございます。

今回、2階の調理室につきましても、計画書の中では、法人のほうには今後また積極的に利用していくということも書かれておられますので、そこについてはそういうふうな料理教室とかそういった形での利用ということで使っていただくことにもやっていただきたいと考えてございます。

それと、植木に関しましては、入ったところに植木等ございますけれども、河南町の中では、園芸用の樹木につきましては産地ということでございますので、その辺は野菜だけではなく、入ったときにちょっと緑を置いて、こういった形で今売り込みされていますので、そこは大丈夫かなと考えてございます。

それと、これ終わったら知らん顔というか、これ終わったらもう後は知らない、決してそんなことはなくて、道の駅かなんと法人も含めまして、我々としたら農業振興という観点から、その辺につきましては目的に關しまして組合と法人とは協力しながら、目的に向かいまして進めてまいりたいと考えてございます。

ちょっと答えになっているかどうか分からぬですけれども、以上でございます。

○議長（中川 博）

あと、道の駅の出発点か何かそういう質問あったと思うで。出発点、どう考えているのか。

○まち創造部長（安井啓悦）

活性化センター条例の中では、センターの行う事業といたしまして地域の農林畜産物及び特産品等の提供ということになってございますので、何でもできるということではなくて、ある程度の条例の中でも規定、まずはここの目的というのを持ってございますので、そこはちょっとその辺の目的を達成するための施設ということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

いろいろ今言いましたけれども、4年前にも同じ答えをもらっていますわね。2階はどないするんや言うたらちゃんとります、4年間これまた同じ答えを言うから、それを言うてる

んや。その前にも言うてるはずや。もうその前は物置になってあつたんや、4年前は。ほんなら合計8年ずっとそういう感じでやってんねん。俺、更新のときいつも言うてるけれども、ほんと研究してまいりますというて8年研究してたんかいな。ノーベル賞もらえるで、8年も研究したら。どないなっとんよ、これ。

俺ら1期4年しかないんよ、これな。8年前に言うた人がもう言うたいうて辞めてはったら、そないしてずっとやるんか、そしたら。農林水産大臣賞もうたとか言うんやつたら足元からちゃんとしてくれやなあかんわ。

俺の発言は3回しかないねん、これ。もうこれ終わったら終わりや。そやからちゃんとした返事もらわな、これ済んだらすぐ始めますと言うて、どうですか、これ。こういう質問、チャンスあらへんねん、これしか。答えをちゃんともらわな、4年間もうこのことについて触れられへんから、どうですか。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

2階の調理室に関しましては、料理教室と自分たちで作ったものを自分で食べて自分たちで消化するということであれば特に問題はないんですけども、そこをまた違った利用の方法、例えばそこで調理したものを販売するとかそういったことになりますと、衛生法的な保健所への相談とかその辺等とか、もともと補助金で造っている以上、補助金との利用形態としてそれがいけるのかどうかというところも少し研究するところがございましたので、これについては以前から研究したときよりも新たに研究のことが出てきましたので、これは引き続いて残りその分だけは研究した中で、また使い方というのは改めて、2階のことは上程させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

これが最後やからね。

料理教室、炊事場が何かあるとか言うんやつたら、これ物置にして8年もして、それ取っ払つたらええねや、ほんなら。要らんねん、需要がないから。そうやろ。それ取つ払つたらええんちやうか。中を空っぽにしたほうが使い道、あれいろいろできるがな、それやつたら。

そんな最初から使うてないようなもの、もう今から使われへんやろ。物置から来たんや、もともとが。何が料理教室や。そんなん言うてる場合違うやろ。

これ皆、これは町長に答えてもらわなしゃないよ、これ。町長もこれ、部長のときからずっとそうや。ある一定の人だけ利用してはただけや、道の駅ずっと。それは町全体でそないしてやって、やっぱりみんなに使うてもらわんならんやん。商売しはる人は勝手やけれども、町長どうですか。中を取っ払って、もっと使い勝手ええようにしたらどうですか。

○議長（中川 博）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

今いろいろご指摘いただいているんですけれども、2階の活用方法ということで、今までやはり整備するときの考え方があつて、ああいう形での整備をしたということでございます。そのときは、当然ながら道の駅に併設する活性化センターのにぎわいというんですか、そのためには少し食材を使ってレシピをつくるとか、そういうようなコンセプトで上の整備を行っておりますので、今すぐにそれを変えるというわけにはなかなかいかないと思うんですね。ですので、そういう当初整備した内容に基づいてこれからどうやってやっていければいいかということは、指定管理者と今度なりますれば当然ながら法人といろいろ詰めていく必要があると思っています。

ただ、今、法人そのものの会員とかいろんなことも質問がいっぱい出ているんですけれども、ここはやはり法人は別の団体でございますので、我々がそこまで会員の部分についてなかなか突っ込んだ話は差し控えたいというふうに思っています。

ただ、やはり農業の活性化のためには、町としてはそういうことをやる団体として支援していくというのは当然ながら考えておりますので、法人と一緒にになって、農業の遊休農地の解消とか新たな販路を見いだすとか、新たな商品をいろんなものとコラボしながら町の農業の振興に努めていくというのは変わらずやっていこうと思っていますので、2階の使い方を含めて考えていきたいと思います。

○議長（中川 博）

ほかにございませんか。

河合議員。

○3番（河合英紀）

この道の駅の話をするときに、いつも何でか分からないんですけども、法人の運営方針

とかにまで話になっていくというのにすごく私はおかしいなと感じているんですけども、改めてちょっと整理して教えていただきたいんですが、河南町と道の駅の権限というか、農事組合法人かなんに対してもどこまで何を言えるのかみたいなところが多分ごっちゃになつてるので、こんなことになっているのではないかと思うんですが、一体、町は農事組合法人かなんにどんな権限を持っているのか、教えてください。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

指定管理としましては、施設を管理していただけるということで法人にお任せしますので、その辺に関しましては、農事組合法人に對してお任せした以上は自主性に任せて、経営に関しましても法人のほうにお任せするということになりますので、そこは法人の自主性、まあ言うたら積極性、そこは法人のほうにお任せしたいと考えてございます。

しかしながら一方、法人自体も農業者の集まりですから、一方、河南町としても農業振興という観点から、その法人の農業者としての支援、農業振興としての支援というのはやっていかなかんということで、それは法人に対してもアドバイスなり、こういった形でやつたらどうやとか、盛り上げていくためにはどうやと、これは助言なり、積極的にやっていきたいと。最終的には、目的的にはこの施設の目的ですよね。都市と農村の交流を進め、都市近郊農業としての農村の活性化を図るという目的がありますので、この目的達成のためには、法人と協力しながら一緒にやっていくということはやっていかなかんかなと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

なので、言ったら町民の農業従事者の方を活性化させていくために農事組合法人と河南町は協力して発展を目指していくという立場やということですよね。なので、どうしてもこの議論をするときに法人の組合員の話とか、それは組合の話であって、河南町がどうこう言う話ではないと思うんですよね。だから、そこはいつも整理して、指定管理の話とか2階の話とかもちろんと分かった上でやっていく必要があるなというのが改めて分かりました。あり

がとうございました。

○議長（中川 博）

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川 博）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川 博）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 博）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

ここで2時35分まで休憩といたします。

休 憩（午後2時21分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再 開（午後2時34分）

○議長（中川 博）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第19 議案第35号 河南町と富田林市との間における消防事務の委託の変更及び廃止に関する協議についてを議題といたします。

まず、提案理由の説明を求めます。

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）（登壇）

それでは、タブレットの132ページをお開きいただきたいと思います。

議案第35号

河南町と富田林市との間における消防事務の委託の変更及び廃止に関する

## る協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、消防事務の委託を変更し、及び廃止することについて、富田林市と協議するため、同法第252条の14第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

河南町長 森 田 昌 吾

まず、提案理由でございますが、富田林市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町及び千早赤阪村の8市町村は、消防団等の事務を除く消防事務の共同処理を目的としたしまして、一部事務組合による大阪南消防組合で運用を開始することに伴いまして、現在の富田林市と本町との間における消防事務の委託を変更し、及び廃止するものでございます。

めくっていただきまして、

## 河南町・富田林市消防事務の委託に関する規約を改正する等の規約（案）

についてでございます。

内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。

めくっていただきまして、第1条でございますが、第1条は河南町・富田林市消防事務の委託に関する規約の一部を改正するもので、委託事務の範囲から除かれるものに「大阪南消防組合の運用を開始するための準備行為に関するもの」を加えるものでございます。

第2条は、河南町・富田林市消防事務の委託に関する規約を廃止するものでございます。

なお、附則としたしまして、第1条の一部改正は令和6年1月1日、第2条の規約の廃止は令和6年4月1日から施行するものでございます。これは、令和6年1月1日から大阪南消防組合となりますが、具体的な運用は令和6年4月1日となることから、1月1日からは、大阪南消防組合の運用を開始するための準備行為に関するものにつきましては本町が構成市町村として直接行うこととなるため、富田林市への委託の事務の範囲から除いた上で、4月1日に規約を廃止するものでございます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川 博）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川 博）

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川 博）

ないようでございますので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 博）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中川 博）

次に、日程第20 議員提出議案第1号 河南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）（登壇）

それでは、私から河南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

資料は、タブレット800、令和5年12月5日12月定例会議1日目、定例会議1日目資料の02番です。ご確認ください。

議員提出議案第1号

河南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

河南町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年12月5日提出

提出者 河南町議会議員 浅岡正広  
賛成者 河南町議会議員 高田伸也  
〃 松本四郎  
〃 河合英紀  
〃 大門晶子  
〃 力武清  
〃 佐々木希絵  
〃 廣谷武  
〃 福田太郎

令和5年河南町条例第 号

### 河南町議会委員会条例の一部を改正する条例

河南町議会委員会条例（昭和62年河南町条例第20号）の一部を次のように改正する。

まず、提案理由ですが、現行の条例では、委員を選任する場合は河南町議会委員会条例第7条第2項で「常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮つて指名する。」となっていますが、委員を辞任する場合は、第12条第2項で「議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。」となっており、常任委員の辞任の規定がないため常任委員は辞任することができないようになっています。そのため、全ての委員会の委員が辞任できるように改正するものです。

次に、改正内容については新旧対照表にて説明を行います。

第12条の見出し中「副委員長、議会運営委員及び特別委員」を「副委員長及び委員」に改め、同条第2項中「議会運営委員及び特別委員」を「委員」としています。

附則として、公布の日から施行するものです。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（中川 博）

提案理由の説明が終わりました。

本案は、議長を除く全議員が賛成であり、質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起る]

○議長（中川 博）

異議がないようですので、浅岡議員、議席にお戻りください。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛 成 者 起 立]

○議長（中川 博）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（中川 博）

次に、日程第21 意見書案第1号 新たな地域公共交通へ支援を求める意見書を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

松本議員。

○2番（松本四郎）（登壇）

それでは、新たな地域公共交通へ支援を求める意見書につきまして私から説明させていただきます。

それでは、タブレットの800、定例会議1日目資料ナンバー3意見書案をご確認いただきたいと思います。

それでは、

意見書案第1号

新たな地域公共交通へ支援を求める意見書

別紙の意見書を会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年12月5日提出

提出者 河南町議会議員 松 本 四 郎

賛成者 河南町議会議員 高 田 伸 也

〃 河 合 英 紀

〃 大 門 晶 子

〃 力 武 清

〃 佐々木 希 絵
〃 廣 谷 武
〃 浅 岡 正 広
〃 福 田 太 郎

それでは、この意見書をご説明する前に、このたび町政の皆さんには非常にお世話になりました、9月11日に金剛自動車株式会社が急遽今月の12月20日をもってバス路線を廃止するということが公表されて、それ以降、住民の皆さんはじめ、皆さん非常にご心配されたことと思います。

その中、各4市町村、富田林市、それから太子町、河南町、千早赤阪村の各関係者のご意見によりまして法定協議会が設立され、そして今日に至ってまいりました。おかげさまで、4回の会議を開いていただきまして、結果的にはこの河南町もしっかりとまたバスが走るということに決定していただきました。これに至るまでの行政の皆さんのご尽力には、この場をお借りしまして改めてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それはさておき、やはり今後、このコミュニティバスの運営をするにつきましては、各自治体4市町村がそれぞれ経費の負担をしていくということになっております。したがいまして、今後取りあえずバスは走らせていただくということになりましたけれども、財政的な負担として、やはり各自治体には非常に負担が発生するものと思います。したがいまして、この河南町議会といたしましてもこれをやはり国と大阪府に意見書として提出するということで、今回議員の皆さんのお賛同もいただきました。

ということで、今回、この新たな意見書につきまして、私のほうから説明に代えまして意見書の文を読み上げさせていただきたいと思います。

この意見書は2つの意見書でございます。国の国交省と、それから大阪府の知事ということでございますので、同じ内容の部分が一部ありますけれども、取りあえず読み上げさせていただきます。

新たな地域公共交通へ支援を求める意見書

大阪府の南部、南河内地域（富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村）を、約100年近くの長年に渡り、住民の生活に欠かせない地域の公共交通として、重要な役割を担ってこられた、金剛自動車株式会社が、令和5年12月20日をもって、バス事業を廃止されることになりました。

住民の人達からは、金剛バスの廃止による不安や心配の声が多数届いております。この状況下におきまして、令和5年10月1日に関係する4市町村による地域公共交通活性化協議会が設置されました。協議会では、近畿運輸局をはじめ、大阪府や公共交通事業者、地域住民の代表者などの皆さんにも参画いただき、金剛自動車のバス事業廃止後の、新たな地域公共交通（バス路線）の確保に向けた協議が進められてきました。

しかし、バス路線の確保には多額の予算が必要となる上に、近年の公共交通を取り巻く環境は、全国的にも運転者不足や乗客数の減少などで、極めて厳しい状況にあります。また、各自治体においても、人口の減少や少子高齢化の進展により、財政状況は年々厳しさを増しています。

このような厳しい状況を、ご賢察いただき、4市町村による地域公共交通活性化協議会で審議決定された、各自治体の新たな地域公共交通施策に対し、下記の支援適用を強く求めます。

記

現在、国土交通省において推進されている「地域公共交通確保維持改善事業」における地域公共交通確保維持事業の

1. 陸上交通の地域間幹線系統補助
2. 陸上交通の地域内フィーダー系統補助
3. 陸上交通の車両購入に係る補助

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月 日

国土交通大臣 斎藤 鉄夫 様

大阪府南河内郡河南町議会

続きまして、大阪府知事への意見書でございます。

新たな地域公共交通へ支援を求める意見書

大阪府の南部、南河内地域（富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村）を、約100年近くの長年に渡り、住民の生活に欠かせない地域の公共交通として、重要な役割を担ってこられた、金剛自動車株式会社が、令和5年12月20日をもって、バス事業を廃止されることとなりました。

住民の人達からは、金剛バスの廃止による不安や心配の声が多数届いております。この状況下におきまして、令和5年10月1日に関係する4市町村による地域公共交通活性化協議会

が設置されました。協議会では、近畿運輸局をはじめ、大阪府や公共交通事業者、地域住民の代表者などの皆さんにも参画いただき、金剛自動車のバス事業廃止後の、新たな地域公共交通（バス路線）の確保に向けた協議が進められてきました。

しかし、バス路線の確保には多額の予算が必要となる上に、近年の公共交通を取り巻く環境は、全国的にも運転者不足や乗客数の減少などで、極めて厳しい状況にあります。また、各自治体においても、人口の減少や少子高齢化の進展により、財政状況は年々厳しさを増しています。

このような厳しい状況を、ご賢察いただき、4市町村による地域公共交通活性化協議会で審議決定された、各自治体の新たな地域公共交通施策に対し、大阪府からの支援を強く求めます。

記

現在、国土交通省において推進されている「地域公共交通確保維持改善事業」における地域公共交通確保維持事業の

1. 陸上交通の地域間幹線系統補助
2. 陸上交通の地域内フィーダー系統補助
3. 陸上交通の車両購入に係る補助
4. 上記の補助項目に加え、あらゆる財政的支援

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月 日

大阪府知事 吉村 洋文様

大阪府南河内郡河南町議会

以上でございます。

○議長（中川 博）

提案理由の説明が終わりました。

本案は、議長を除く全議員が賛成であり、質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起ころ〕

○議長（中川 博）

異議がないようですので、松本議員、議席にお戻りください。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛 成 者 起 立]

○議長（中川 博）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（中川 博）

日程第22 大阪南消防組合議会議員の選出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

派遣議員の任期については2年とし、選出方法については、地方自治法第118条第2項の規定を準用し、指名推選により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起ころ]

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決しました。

大阪南消防組合議会議員に浅岡正広議員を指名いたします。

浅岡正広議員におかれましては、大役よろしくお願ひをいたします。

~~~~~

○議長（中川 博）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

第2日目の会議は、12月18日午前10時に開きます。

なお、本日予算・決算常任委員会に付託しました予算案件4件の審査を明日6日の午前10時から開催いたしますので、正副委員長、各委員におかれましてはよろしくご審査のほどお願いを申し上げます。

それでは、本日はこれをもちまして散会といたします。大変お疲れさまでございました。

午後2時57分散会

~~~~~



令和5年12月18日（月）

# 令和5年河南町議会12月定例會議會録

（第 2 号）

河 南 町 議 会



## 令和5年河南町議会12月定例会議会議録

年 月 日 令和5年12月18日（月）

場 所 河南町議会議場

出席議員 (10名)

|    |    |    |     |     |    |
|----|----|----|-----|-----|----|
| 1番 | 高田 | 伸也 | 2番  | 松本  | 四郎 |
| 3番 | 河合 | 英紀 | 4番  | 大門  | 晶子 |
| 5番 | 力武 | 清  | 6番  | 佐々木 | 希絵 |
| 7番 | 廣谷 | 武  | 8番  | 浅岡  | 正広 |
| 9番 | 福田 | 太郎 | 10番 | 中川  | 博  |

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

|                      |    |     |
|----------------------|----|-----|
| 町長                   | 森田 | 昌吾  |
| 教육長                  | 中川 | 修   |
| 総合政策部長               | 渡辺 | 慶啓  |
| 総務部長                 | 多村 | 美紀  |
| 住民部長                 | 大門 | 晃   |
| 健康福祉部長兼総合保健福祉センター長   | 田村 | 夕香  |
| まち創造部長               | 安井 | 啓悦  |
| まち創造部理事              | 玉田 | 武久  |
| 総合政策部秘書企画課長          | 森口 | 竜也  |
| 総合政策部危機管理室長          | 木矢 | 哲也  |
| 総務部副理事兼施設営繕課長        | 田中 | 啓之  |
| 総務部人事財政課長            | 後藤 | 利彦  |
| 総務部契約検査室長            | 岩根 | 有津佐 |
| 総務部副理事兼施設営繕課長        | 牧野 | 勉   |
| 総務部副理事兼まち創造部副理事      | 中崎 | 誉之  |
| 住民部住民生活課長兼人権男女共同社会室長 | 北野 | 朋子  |
| 住民部保険年金課長            | 桶本 | 和正  |
| 住民部税務課長              | 渡辺 | 恵子  |

|                           |        |
|---------------------------|--------|
| 健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長        | 和田 信一  |
| 健康福祉部副理事兼健康づくり推進課長        | 辻 元 哲夫 |
| まち創造部地域整備課長               | 藤木 幹史  |
| まち創造部副理事兼農林省工農光武農業委員会事務局長 | 中海 幹男  |
| まち創造部副理事兼都市環境課長           | 池添 謙司  |
| (出 納 室)                   |        |
| 会計管理者兼出納室長                | 中筋 美枝  |
| (教育委員会事務局)                |        |
| 教・育 部 長                   | 谷 道広   |
| 教・育部教育課長                  | 藤井 康裕  |
| 教・育部こども1ばん課長              | 山田 恵   |
| 教・育部生涯まなぶ課長兼中央公民館長兼図書館長   | 森 弘樹   |
| 教・育部学校給食センター所長            | 浅井 明郎  |
| 議会事務局職員出席者                |        |
| 事務局長                      | 梅川 茂宏  |
| 課長補佐                      | 門林 純司  |
| 課長補佐                      | 上野 文裕  |
| 会議録署名議員                   |        |
| 6番 佐々木 希絵                 |        |
| 7番 廣谷 武                   |        |
| 議事日程 別紙のとおり               |        |
| 本日の会議に付した事件               |        |
| 日程第1                      |        |

## 令和5年河南町議会12月定例会議

令和5年12月18日（月）午前10時00開議

### 議事日程（第2号）

|        |           |        |           |
|--------|-----------|--------|-----------|
| 日程第1   | 一般質問（1日目） | .....  | 90        |
| (個人質問) |           |        |           |
| 6番     | 佐々木       | 希 絵 議員 | ..... 90  |
| 7番     | 廣 谷       | 武 議員   | ..... 112 |
| 8番     | 浅 岡       | 正 広 議員 | ..... 124 |
| 9番     | 福 田       | 太 郎 議員 | ..... 137 |
| 1番     | 高 田       | 伸 也 議員 | ..... 147 |

~~~~~

議事の経過

~~~~~

午前10時00分開議

○議長（中川 博）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議、一般質問1日目を開きます。

~~~~~

○議長（中川 博）

本日の議事日程は、タブレット798、令和5年12月18日12月定例会議一般質問（1日目）に送付しております。

日程第1 一般質問を行います。

なお、過日、11月30日開催の議会運営委員会において、対面型・一問一答方式で、発言者は発言者席から行い、理事者は全て自席より答弁をお願いいたします。

個人質問の発言時間は、発言者の発言のみ40分以内といたします。質問回数は、一般質問通告書の質問事項に記載された1項目につき、質問発言を3回以内と決しておりますので、ご了解願います。

質問に入る前に、議長より一言申し上げます。

発言者は、通告されました質問題趣旨に沿った的確な質問をお願いいたします。理事者も、質問内容を十分に把握され、答弁をお願いいたします。

それでは、個人質問を行います。

質問者は、佐々木議員、廣谷議員、浅岡議員、福田議員、高田議員、以上の順で発言を許します。

最初に、佐々木議員の発言を許します。

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

議席番号6番、リベラルの会、佐々木希絵が質問いたします。

まず、1つ目に、H P Vワクチンについてご質問させていただきます。

どのようなものか。河南町での接種状況等ということなんですかけれども、まず、このワクチン自体が知覚障がい、歩行障がい、記憶障がい、不随意運動などの深刻な反応が世界中で報告されていて、国ではしばらく積極的勧奨というのを控えていました。2022年4月から再度積極的勧奨を始めているんですけれども、この積極的勧奨を再開する前後でワクチンに何らかの改良などがあったのかどうかというのをまずお尋ねします。また、改良がなかった場合は、副反応をどのように捉えているのかお聞きします。

さらに、河南町内での接種状況などの現状、そしてワクチン接種に係る費用、公費と実費を分けて知りたい。そして、富田林市医師会管内で利用されているワクチンの種類ですね。

サーバリックス、ガーダシル、シルガード9というのが今出ているかと思うんですけども、そのあたりもお答えください。

○議長（中川 博）

田村健康部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

令和4年（2022年）4月からの積極的勧奨再開前後でワクチンの改良などがあったのかとのことです、定期接種の対象となっているH P V（ヒトパピローマウイルス）ワクチンに変更等はございません。

歩行障がいや記憶障がいなどの副反応の報告があり積極的勧奨を控えておりましたが、国において、最新の知見を踏まえ、安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種の有効性が副反応リスクを明らかに上回ると認められたため、積極的勧奨再開となっています。

本町の接種状況やワクチン接種に係る費用、富田林医師会管内で利用されているワクチンの種類ですが、今年度、定期接種の対象者である小学校6年生から高校1年生相当及びキャッチアップ勧奨の対象である高校2年生相当から25歳までの女性で、接種していない計871人の方に対して郵送で個別勧奨を行い、そのうち接種されたのは156人です。接種費用は、定期接種、キャッチアップとも全て公費負担ですので、自己負担はございません。

また、富田林医師会管内では、サーバリックス、ガーダシル、シルガード9のワクチンを接種していただけます。

以上です。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

今説明いただいたんですけども、サーバリックスとガーダシルというのを事前に聞いた段階で公費の負担が1回当たり1万7千円ぐらいを3回受けると。シルガードだと2万6千円を2回受けるということで、大体全部でどちらも5万円前後の公費の負担がかかるということを聞きました。それぞれのワクチンにもちろん特徴があるんですけども、接種者というのはワクチンの種類をどうやって選ぶことがあるのかというところと、それぞれのワクチンの特徴や接種可能な場所などの情報提供というのはどういうふうにして、自分で選ぶに当たってどの程度の情報提供をどの段階でして、そしてどうやって選んでいるのかということをお答えください。

○議長（中川 博）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健センター長（田村夕香）

ワクチンの種類については、接種を受ける人が医師に相談し、3種類のワクチンの中から選ぶことができます。

接種医療機関の情報提供は、毎年4月号の広報と同時に配布しております河南町保健事業の案内で、またワクチンの特徴については、町ホームページ、対象者への個別勧奨においてパンフレットなどで情報提供を行っております。

以上です。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

今聞いた中で、ワクチンの種類は接種を受ける人が医師に相談するということなので、自分自身に知識がなかったら相談も何もないということで、来たものをそのまま受けるという形になるのかなと思うんですね。情報自体が広報等を配布していたりホームページでやってたり、パンフレットで書いているということもあるんですけども、割とこのワクチンの種類、サーバリックス、ガーダシル自体は、2つは似通っているけれども、シルガードはまた全然特性が違うし接種回数も違うので、かなり大きな違いがあるので、パンフレットで送っている、ホームページに書いているとかじゃなくて、受けに行った人がそれぞれもっとちゃんと説明を受けられるべきだし、接種者の知識がなかったら相談 자체ももうわけ分からな

いものになってしまうというものであってはいけないと思うんですけども、そのあたりはどう捉えていて、もし私が勘違いしていて、もっとちゃんとお医者さんから個別に言っていただいているんだよというのならそれでいいんですけども、そのあたり、どうでしょう。

○議長（中川 博）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

町のほうから各対象の方に個別勧奨というところで、パンフレットのほうでそれぞれのワクチンの説明のほうをご案内させていただいております。それに加えて、接種の医療機関で医師とやはり相談をしていただいて、医師のほうからこの3種類のワクチンの説明をしていただいて、なおかつ副反応、どういった副反応が起きるか、接種時の注意も含めて医師と相談をしていただいた上、納得していただいて予診票に同意のサインをしてもらってから接種をするという形になっておりますので、きっちりこのワクチンの説明をされているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

ある程度、一定理解しました。それぞれのお医者さんでどこまでされているかというところもまた追跡は必要なのかなと思います。いつもここで説明されるのと実際に健診に行ってされることとかが違うことがあるので、そのあたりはちゃんと追跡してほしいなと思います。

次に、男性が接種することの有効性なんですが、WHO自体で、男性にも接種することで肛門がんとかその他のHPVウイルス由来の感染症の予防になると。要は男性にとっても、肛門がんだけに限らずいろいろながんを防ぎ、病気の予防になるということが認められているんですね。に加えて男女間での感染を防ぐということが重要になってくるという種類のウイルスなんですね。ということで、39か国が今男性への接種を推奨していると。国内でも男性への助成を始めている自治体も出てきているということもあるんです。

今、日本でこのワクチンのことを語ったときに、国でも河南町内でもそうなんですが、やっぱり女性の問題として語られていると。メディアの影響もあって、すごい副反応の重たい、割ともう一か八かのワクチンというイメージがついているこのワクチンが、女性の問題だけとして扱われているというところで、これ、一種の女性差別になっているんじゃな

いかと常に気になっているんですね。

実際に、今まで私も男性への接種ということを委員会やその他の場所で発言しているんですけども、ほかの男性の議員から何で自分たちがこんな受けなあかんねんというようなやじが飛んでいたこと也有って、やっぱり自分たちのこととして捉えている意識がないし、これが男女間の感染を防がないといけないということで、男性への接種というのも、女性だけがそのリスクを受けるというのはすごいおかしな話であるにもかかわらず、こういうやじが実際に飛ぶんですね。

もう一度確認しときたいんですけども、WHOではこう言っているけれども、河南町でも男性への接種というのが有効だと捉えているのか、有効だと思っているのであればどのようなふうに何に効くのかというのをここで一度はっきりとさせてほしいなと思います。

○議長（中川 博）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

厚生労働省厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会によると、H P V（ヒトパピローマウイルス）感染は、女性特有の子宮頸がんや外陰がんだけでなく、男性も発症する肛門がんや中咽頭がん、尖圭コンジローマなどになる原因となることから、男性がワクチン接種することでウイルスの感染と、それによる尖圭コンジローマも予防することが示されています。また、男女間、パートナーとの感染の広がりを抑えることもできます。

令和2年12月から4価H P Vワクチン、ガーダシルになるんですけども、こちらのワクチンの男性への任意接種が承認されております。

以上です。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

ありがとうございます。なので、男性の接種も有効であると国は認めている。町も今認めたということなので、女性に対策するのであれば、そのリスクも男性にも持っていただきたいなと思っています。

次に、副反応についてなんですかとも、これが一番このワクチンの特殊なところかなと思うんですけども、先ほども申しました副反応についてなんですかとも、町が把握している分でいいので、どのような副反応があるのか、その発生率と重症化率、そして町内での

発生状況はどのようなものか、お聞きいたします。

○議長（中川 博）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

厚生労働省のホームページやパンフレットによりますと、主な副反応としては、発熱や接種した部位の痛みや腫れ、注射による痛みや恐怖・興奮などをきっかけとした湿疹などが示されています。

まれに重い報告として、呼吸困難や蕁麻疹などを症状とする重いアレルギー反応のアナフィラキシーが約96万回接種に1回、両手足の力の入りにくさなどを症状とする末梢神経の病気、ギラン・バレー症候群が約430万回接種に1回、頭痛、嘔吐、意識の低下などを症状とする脳等の神経の病気の急性散在性脳脊髄炎が約430万回接種に1回の報告が上がっています。

また、町ではこれらの反応が発生した事例の報告は受けておりません。

以上です。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

分かりました。

今は、国が書いていたことをそのまま書いて、そのままの副反応として言っていただいたんですけども、この副反応の発生率自体が大体0.05%ぐらいだということを聞いているんですね。ということは1万人に5人ということで、そんなに少なくないかなと思いまして、国の情報では、副反応、接種によるストレス性反応とか身体機能障がいということを言っているんですけども、実際に副反応を訴える患者を診察したお医者さんとか研究者とかがたくさん世界中で研究報告をしているんですけども、いろいろなそれぞれの場所でそれぞれに行った研究にもかかわらず、報告結果というのが一定の法則性があるということが言われています。要は、ちょっと私もこれ言っても分かれへんねんけれども、免疫介在性神経障がいという一つの症候群ということが、それぞれの国のそれぞれの異なるバックグラウンドを持つ研究者に報告されていると。国の研究とこのそれぞれの研究で到達した統一の知見というのが異なるということが多々存在しているんですけども、実際に今まで国で推奨してきた医療が全然よくなかったって、後々訴訟になって賠償しないといけなくなったみたいな事例も

歴史的にはたくさんあると思うんですけども、この場合、町ではどういうふうに捉えていいのかというのをお聞きします。

○議長（中川 博）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

厚生労働省厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会などで副反応について審議されています。また、国内外での研究結果も公表されています。

今後、このワクチンの副反応の影響がどのように示されるのか分からぬところでござりますけれども、町としては国の指針等に基づいて対応してまいりたいと考えております。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

分かりました。誰にも分からないというのが正直なところかと思う。その中でも恐らくいいことであろうという予想に基づいてやっているので、何かが出たときにはある一定しがないかなというのがあるのかなと思うんです。

次に、国の補償対応についてなんですが、実際に副反応が出たときに、副反応かもしれないと思った人がどこに相談して、その後どういう流れで体を診てもらったり治療費をもらえたりするのか、その流れというのを教えてほしいです。

その中で国の対応ということを書いているんですけども、河南町というのがどういうふうな役割と責務があるのか。ワクチン接種事業を実際に担うのは河南町なので、そのあたりの責任等もどのように考えているのか、お聞きします。

○議長（中川 博）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

相談から救済までの流れについてですが、まず、健康被害が生じた場合の相談窓口として、町の健康づくり推進課をはじめ、大阪府や厚生労働省の相談窓口がございます。

健康被害が生じた場合の救済につきましては、医師の診断書や診療録を添付し市町村に申請していただき、市町村は、予防接種健康被害調査委員会において申請が妥当であると判断されたとき、都道府県を通じて厚生労働大臣へ進達いたします。その後、その健康被害がワクチン接種を受けたことによるものであると国の疾病・障害認定審査会により因果関係に係

る審査が行われ、厚生労働大臣が健康被害であると認定したとき、市町村により給付が行われます。給付の種類は、医療費及び医療手当、障害年金、死亡一時金などがございます。

また、予防接種実施者としての本町としても、給付だけではなく、受けられた方、健康被害に遭われた方に寄り添い、個別に相談支援を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

今、国の対応をおっしゃっていただいたんですけども、要はやっぱりすごくハードルが高いと思うんですね。まず町に相談に行って、町の調査委員会で妥当であると認めたときに次のステップに行くと。また次にも何か認められたらステップがあって、どんどんステップをやっとクリアして最終的に医療費その他が支払われるかもしれないというところで、妥当であると判断されるかどうかという、そのこまを握っているのが被害を受けた本人じゃないと。やっぱりすごく被害に受けてしんどい中でいろんなハードルを越えていかないといけないというところ自分が、もう寄り添っていないんじゃないかと思うんですね。

実際にこのワクチンに関しても、やっぱりちゃんと補償がされなくて訴訟を起こしている、車椅子に乗りながら、しんどい思いをしながら裁判をやっているという人もたくさんいて、弁護団がいてというような状況で、制度上しようがないとはいえ、町ができる最大のことが被害に遭われた人に寄り添うというところであって、それはやってくれているとは思うんですけども、ほんまにこれで町の役割を果たしていると言えるのかどうかというところがすごい疑問やなと思います。できることが少ないと見え、被害に遭った人はすごく大変な思いをしないといけないというところはどのように認識されていますか。

○議長（中川 博）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

先ほども副反応の出現率というところでお話しさせていただきましたけれども、町としては、やはり国が認めた定期接種を安全・安心に進めていくというところでは重要な事業だというふうに捉えております。住民の皆様が安全にこの接種を受けていただくように情報提供を日頃から続けていかないといけないということと、万が一こういった健康被害に遭われた方については、先ほども議員仰せのとおり、いろんな段階を踏んで国の方にというこ

とで、相当やはり結果が出るまで時間がかかると思います。その間も町がその方もしくはまたご家族に寄り添うというところで常に対応させていただくというところでは、やっていかないといけないというふうに考えております。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

分かりました。

今答えていただいたの、要はいろんなステップを踏んでいかないといけないんやけれども、町が一旦、例えば健康被害調査委員会で妥当ともし認めたなら、最後まで認めた責任において国にどういうステップを踏んでいく中でも被害者側に立ってやっていくということですね。分かりました。それは大分安心かと思いますので、また本当にできるようによろしくお願いします。

次に、一番大事なワクチンの有効性なんですけれども、少し詳細にお聞きいたします。

そもそもHPVは200種類ほどウイルスの種類があると聞くんですね。そのうち子宮頸がんにつながるのが15種類で、今使われている一般的なワクチンであるサーバリックスとガーダシルではそのうちの2種類しか含まれていない。最新のシルガード9でも7種類だと聞いています。それを踏まえて、ワクチンでどの程度の確率でがんを予防できるのかというのと、ワクチンを接種したことでがんを予防できる効果の持続というのはどれぐらいかというのをお尋ねします。

○議長（中川 博）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

どの程度がんを予防できるのかとのことです、2価ワクチン（サーバリックス）及び4価ワクチン（ガーダシル）は50から70%、9価ワクチン（シルガード9）は80から90%を予防するとされています。その効果は、厚生労働省のホームページでは、国内外の研究により概ね16歳以下の接種で最も高いものの、20歳頃の初回接種までではある程度有効性が保たれることや、それ以上の年齢についても一定程度の有効性があると示されています。

効果の持続につきましては、3種類のワクチンの添付文書の「効能又は効果に関連する接種上の注意」で「本剤の予防効果の持続期間は確立していない」とあることから、明確な期間についてはお答えできません。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

ある一定のワクチンの効果はあるけれども、その持続期間というのは分からぬ。もしかしたら1年かもしれないし半年かもしれないということですね。1年、半年ではなくて、実際には7年とか12年とかそういうあたりだというのが妥当な判断だそうなんですけれども、感染する前の年齢層の低い人に打つことで特に効果があると。感染してしまってから打ってあまり効果がすごく高いとは言えないということなんですね。

申し上げたとおり、このワクチン自体やっぱりイメージとしても怖いものであるし、実際に訴訟をいっぱい起こしているような副反応の被害も訴えられているワクチンであるというところで、これ実は、接種前にウイルスを保持しているかどうかという検査ができるんですね。不要な接種を避けるのにこれが有効な手段であると私は思うんですけども、要はウイルスを保持しているかどうかの検査をして、もし保持していたら対象外にする。大人であっても男性であってもこのウイルスを受けたいという人に対しては、ウイルス保持検査を特に大人であればまず推奨するということで、不要な接種を避けるのに必要かなと思うんですけども、そのあたりはどのように考えていますか。

○議長（中川 博）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

H P Vワクチンを接種前にH P Vに感染している場合、各ワクチンの添付文書の「効能又は効果に関する接種上の注意」で「接種時に感染が成立しているH P Vの排除及び既に生じているH P V関連の病変の進行予防効果は期待できない」とあります。

H P Vワクチンは、感染前に接種することが望ましいと考えられますが、接種前の抗体検査が接種の条件となっておりません。今後、この定期接種に係るガイドライン等を注視してまいります。

以上です。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

分かりました。町がやっている接種対象が若年層であることから、恐らくウイルスに感染

していない、そうであろうという前提でやっているとは思うんですね。とはいって、いろいろな条件が重なるとともに感染している可能性もゼロではないということで、町がやっていく定期接種はもちろんのこと、そのほかの人、受けたいと言っているほかの人にはこういう検査があるというアナウンスぐらいはしてもいいかと思うし、それをむしろ積極的に推進していくべきであると、町は。と思うんですけれども、そのあたりはどのように考えておられるのか。

また、ワクチンで予防できる確率というのは分かったんですけども、子宮頸がんというものをターゲットにこれをやっているんですけども、それってどういうものなのか。今、河南町でも二十歳以上の女性に2年ごとの検査を実施しているんですけども、2年ごとに毎回ちゃんと検査を受けた場合に早期発見できる確率であるとか、発見できたときの生存率はどのようなものか。また、町でこの検査自体、ウイルス保持のほうじゃなくて、かかっているかどうかのほうの検査ね。に係る費用負担はどのようなものかというのと、受診率、河南町でどんなものかというのをお聞きします。

○議長（中川 博）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

先ほどのウイルスの抗体検査というところでの情報提供ですけれども、町としてもそういう検査があるというところの情報は提供してまいりたいと考えております。

また、子宮頸がんは子宮の頸部という子宮の出口に近い部分にできるがんです。ヒトパピローマウイルスが持続的に感染することで異形成を生じた後、浸潤がんに至ることが明らかになっています。早期に発見されれば予後の悪いがんではございません。

早期発見できる確率と生存率ですけれども、本町の令和4年度の実績で、精密検査が必要となった割合、要精検率でございますが、1.2%であり、そのうちがんの発見はございませんでした。

厚生労働省への報告結果からは、検診によるがんであった割合は令和2年度全国で0.03%です。また、国立がん研究センターがん対策研究所「ファクトシート2023」では、がんが子宮頸部に限局している5年生存率は90%を超えていると示されています。

本町における子宮頸がん検診に係る費用負担ですが、自己負担500円となっており、令和4年度の国への報告の受診率については、20歳から69歳の対象では22.7%となっています。

以上です。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

2つの検査というところの項目に入っていくんですけども、1つ目の検査として抗体検査というのは情報提供していただけるということで、子宮頸がんの検診に関してなんですかけども、これ、自己負担は500円やけれども公費の負担が大体7,700円ぐらいであると。7千円前後みたいな、7千円、8千円ぐらいということを事前に聞いていて、対象者の受診率が22.7%ということで、すごく低いんですね。どっちにしても、このワクチンを受けたにしても何にしても検診は受けていかないといけないものなんですかけども、すごく低いなと思っています。

H P Vを保持しているかどうかが分かるという抗体検査に関してなんですかけども、今年6月に厚生労働省で開かれた「がん検診の在り方に関する検討会 子宮頸がん検診へのH P V検査の導入について」という研修会か何かでもその有効性というのが示されていて、2年ごとの細胞診、子宮頸がん検診ですね。の代わりに5年ごとの抗体検査で代替できないかという研究も進めしていくというふうに書いているんですね。この子宮頸がんに関するアプローチが、ワクチン等保持の検査、抗体検査ともう一つ、頸がんの従来の検診の3つのアプローチがあるんですけども、その中でやっぱり一番体への影響を引き起こすおそれがあるのがワクチンであるということで、ワクチンの接種を積極的に推奨していくよりはウイルスの保持の検査とがんの検査を重視していって推進していくというほうが、安全面においてもがんの死亡の抑制においても合理的な判断じゃないかと思うんですね。もちろん予防と早期発見ということで意味合いが違うというのは分かるんですけども、その兼ね合いというのはどういうふうに考えているのか、お答えください。

○議長（中川 博）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

子宮頸がんの検診におけるH P V検査の導入（実施方法、費用、対象年齢など）について、厚生労働省の検討会で現在検討されています。H P V検査方法を用いますとH P V陽性者が判明しますけども、陽性者の大半はその時点では病変を有さず、そのごく一部が数年後に有病者となり得るため、これらのリスク保持者の長期間の追跡調査が必要となります。H P V検査導入に当たって必要な実施体制や対象者の定義などについて、現在検討されています国

の指針やガイドライン等を注視いたします。

また、H P V感染予防としてワクチンの定期接種を行うとともに、早期発見のため定期的な子宮頸がん検診の受診を勧奨してまいりたいと考えております。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

要は、何を重視するどうこうよりも国が言っているとおりとにかく全部やるんやというような話だと思うんですけれども、ワクチンのリスクというのは何にでも、H P Vに限らずとも、一定の確率ではどうしても発生してしまうものなので、それであれば、今低い子宮頸がんの検診、ワクチンを打ってもどうせやらないといけない検診は、がんができるできないというのはまた確率はあるので、今低い検診をもっとやっていくとか事前に保持の検査をしていくということのほうが、住民さんの健康にとっては有効であるんじゃないかと私は思うんですね。厚生労働省でもこういうふうに書かれているしというところで、今すぐに国でやっていることと全然違うことをやれと言うことはできないんですけども、やっぱり重要性とか積極的にどちらを推奨していくかというような割合、もうはっきりとは言われへんとは思うんですけども、やっぱり重視していくというふうにしていってほしいなと思います。検査でどうにかなるところは検査ができるだけどうにかしていくというふうにしていってほしいなと思っているんですけども、部長はどう考えていますか。

○議長（中川 博）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

先ほど議員おっしゃった検診の受診率、22.7%とお答え申し上げましたけれども、やはりこの検診率を町として上げていくというところで、住民の皆様にどれだけこの検診が必要なのかというところの情報提供とか、いろんな場面、現在では乳幼児健診でも保護者のお母さん方にも検診の受診の勧奨のほう、させていただいていますけれども、二十歳以上、なかなか病院に受診しにくいというところがありますけれども、そういったところの検診の勧奨というところは今後も力を入れてやっていかないといけないというふうに考えております。

あとは、抗体検査につきましては、現状まだまだ国のほうではいろんなところでがん検診の一部として検討されているということですので、そのあたりの情報についてもしっかりと注視してまいりたいと考えております。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

よく分かりました。

次、空き家に関しての質問に入ります。

河南町で今あるのが、2016年に空き家調査を実施して、197軒空き家があると認定していました。それを対象に2018年からの10年計画で空き家対策を行っています。この計画の中で、長年放置されてきたことによる危険度の高い空き家が存在することとか、所有者とか管理者が不明でそもそも対応するのがすごく難しい空き家があるということが書かれていて、要は、空き家問題を放置すれば放置するほどにすごく問題がこじれていって、解決に結びつけるのが難しくなっていくというタイプの問題であるなということが分かるんですね。これも踏まえると、早急に対策しないといけないと思ったから多分5年前に計画が作成されたんだと思うんですけども、実際に河南町が今行っている空き家の対策とか支援のメニューというのがどういうものがあるのか。

そして、この計画の中で、定期的に町内の検討委員会で計画の進捗を報告、評価、検証、見直しを行うと書いてあるんですけども、10年計画の中で今5年たった状態なんですが、それが行われたのか、計画を実施してから今までどういうふうに行われたのか教えてほしい。

2つ、併せてお答えください。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

空き家対策につきましては、平成30年4月に策定した河南町空家等対策計画に基づき進めてまいりました。

空き家等の発生の予防の重要性、適切な管理、活用方法、相談先などについてホームページや広報紙で情報発信しており、また、固定資産税納付書を送付の際、空き家バンクの制度を紹介するチラシを令和2年度から同封しており、以後、内容等の充実も図っております。

さらに、平成30年度から、本町への定住促進及び地域活性化を図るため、空き家等及び利用希望者等の情報登録制度である河南町空家バンク制度を実施しており、これまで9件の空き家の登録があり、7件が成約しております。

令和3年度からは、空き家の有効活用及び空家バンク制度の促進を図るため、利用希望者との間に売買または賃貸借の成約に至った場合、その所有者等に対し奨励金を交付する河南町空家バンク成約奨励金を実施しており、令和4年度に契約成立した1件に対し10万円を支給いたしました。

このほか、令和元年度より、今後発生が予想される大地震などの自然災害による被害の軽減や住環境の保全を目的として、耐震性の不足及び倒壊のおそれのある空き家等を除却される方に対してその費用の一部を補助する河南町木造住宅除却工事補助金を交付しており、これまで9軒の空き家が除却されました。

計画を推進していくため、毎年度の予算編成などにおいて検証を行いつつ、空き家の維持管理の啓発、空家バンク制度の改善を実施しております。計画は10年間となっており、ほぼ半分が経過していることから、空き家等の対策の主な取組の進捗状況などについて検証も必要であると考えてございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

今いろいろと話をしていただいたんですけども、197軒2016年段階であった空き家に対して、町のほうでいろいろできたのが結局17軒であると。1割にも満たないという状況なんですね。その他、民間で売買されたものとかは分からないような状況なんですけれども、今、計画に書かれていた評価、検証、見直しを行うということも現段階ではまだされていないということなんですねけれども、調査自体が2016年に行われて今もう7年経過しているんですけども、今後、追跡の調査というのはされるのかどうかというのをお答えいただけますか。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

調査につきましては、河南町空家等対策計画の計画期間が平成30年度から令和9年度までの10年間でございますので、次期計画の見直しに合わせて実態調査などの検討が必要であると考えてございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

2016年に調査して、その2年後に計画はつくられて17軒どうにかなったけれども、調査も見直しも評価も検討もしていないということなんですね。じゃ、国は何かしているのかといったら、国はいろいろな対策メニューがあるかと思うんですけども、国でどういうことになっているのかお答えいただけますか。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

国の対策ではございますが、様々な空き家対策を実施しておりますが、その一例といたしまして、空き家対策総合支援事業では、空き家の活用、空き家の除却、空き家を除却した後の土地の整備などに対し補助を行ってございます。具体的には、特定空家等の除却や除却後の跡地を地域活性化のための計画的利用を供することを要件とした空き家の除却などが対象で、費用に対し補助率5分の2の補助がございます。空き家、不良住宅を除却した後の土地の整備で、地域活性化要件の適用が除外されている特定空家等の不良住宅の除却後の土地を公共性の高い用途で活用する場合で、かつ10年以上同一の用途で活用を行う場合の事業費に對しまして、最大補助率2分の1の補助などがございます。また、国版の空き家・空き地バンクも民間を通じて開設されてございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

ちょっと待ってください。府も質問に入っています。

○まち創造部長（安井啓悦）

申し訳ございません。大阪府の状況もということでございます。

次に、大阪府でございますが、今後の空き家対策におきましては、市町村の取組状況や民間事業者の動向を適時適切に捉え、有益な情報を迅速に市町村へ提供するなどの支援が重要であるとの考えの下、令和5年4月に大阪府の当面の具体的な取組を示す空家対策の取組方針を策定し、大阪版空き家バンクのページの内容を充実するなどを行われてございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

空き家バンクがメインの対策になっているかと思うんですけれども、やっぱりこれも思うように進んでいないというのが実情じゃないかなと思うんですね。国のはうの空き家対策を調べても、本当に今おっしゃっていただいたような何か補助しますとかいろいろと出てくるんですけども、このメニュー自体、町も多分恐らく把握を全部していないし、空き家をどうにかしたいねんと相談に来た人に対して本当に適切に、こういうメニューがあるからこれ使ってみたらとか申請してみたらとか言えるほどの知識が、町の経験が積み上がってないと思うんですね、あまりやったことのないことが多過ぎて。なかなか空き家対策が進まないというのも、国の補助メニューの複雑さと職員とかの知識不足という部分も一つの原因としてあるかと思うんですけども、河南町は国の補助メニューをどの程度把握していて、相談に来た人が補助に至るまでどういう経緯をたどっていくのかというのをもし理解、分かっている範囲でお答えください。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

国の制度とかこういったメニューに関しては、ホームページとか国のはうの情報発信、これらを用いまして、あと情報の収集には努めてございます。

ただ、空き家のほうの相談というのがなかなかございませんでして、空き家自体の登録がなかなかされない状況でございますので、これについてはしっかりと空き家バンク等に登録していただけるような形で相談窓口のほうはさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

なんか今言っていただいたのに全てが詰まっているなという感じがしたんですけども、もともと相談が少ない。困っているのは、空き家の持ち主本人じゃなくてその周りの住民であるというところだと思うんですね。周りの住民からの相談であっても相談だと思っていたら、じやその人たちが持ち主をどうやって割り出せるのかとか、そういうところから親身になっていただかないと、何ができるのかというのを町で把握しておく必要があると思うんですね。

というところから、空き家対策というのがほんまに難しいなというのも今の答えでもよく分かったんですけども、今、家賃補助とか新たな対策というところに項目があるんですけども、やっぱりいい説明をしていただいた内容では、空き家がなくなっていくのがすごく難しい、複雑な問題やなと思うんです。

今、国土交通省のホームページに載っている、空き家対策と言えるのか分からないんですけども、一つとして、住宅の権利保障として住宅セーフティネット制度というのが2017年度から施行されているんです。この法律が国土交通省のホームページで載っていたので紹介させてもらうと、高齢者、障がい者、子育て世代等住宅の確保に配慮が必要な方、これにはLGBTQであるとか同性カップルであるとかというのも含まれているとどこかほかのところに書いていました。こういった方々が今後も増加する見込みであると。なんすけれども、住宅セーフティネットの根幹である公営住宅というのは河南町も持っていないですし、全体的に大幅な増加は見込めない状況にあるということです。

その一方で、民間の空き家・空き室というのは増加しているところで、それらをマッチングした住宅セーフティネットの制度というのが2017年度の10月からスタートしました。というところで、これ、かたくなに安井部長は福祉やから福祉やからと言うて自分の手から離そうとしていたんですけども、空き家対策の一つで、福祉が、ぶっちゃけ住民に対して、住民からしたら福祉であろうが何であろうが、何対策であろうがそれは行政側の話であって、私たちには関係ないので言わせてもらうんですけども、前から、私もそうなんすけれども、ほかの議員も、空き家を公営住宅のように使えないか、例えば災害が起ったときにそこに一時的に住まわせられるように町が整備しておけないかとか、そういうふうな質問をしていたと思うんですね。国としてもいろんな補助メニューを用意して、私たちが言っていたような声を実際に制度化したというようなものだと思うんですね。実際に家賃業をやっておられる方とか、高齢者の入居者とか同性カップルとかは断るとおっしゃっている方がが多いんですね。理由はそれぞれあるのでここでは言わないんですけども、やっぱり賃貸業を行っておられる方からしたら、入居させるリスクがいろいろ高い。外国人とか断られるということは聞くんですけども、そういう入居したくても断られる属性の方たちの入居を絶対に断らない住宅として登録したら家賃とか改修費とかの補助を行うと、その住宅自体を国データベースに登録してもらうというような制度なんですね。

このホームページ、見てもすごく複雑で、もう理解が十分ではないんですけども、これ、国が行っている制度で、国が補助するということも書いているんですけども、これに対応

している自治体一覧みたいなホームページで書いていて、そこに大阪府下の自治体は載っていなかったです。何がどうなのかというのが見てもよく分からなかつたんですけども、自治体もとにかくここに乗っかるよと、協力するよということを決めたら、何か補助できる額が増えるというような形で書いていたように思うんですね。この制度自体が知られていないこともあるって、利用者が少ないというところもあるんですけども、利用する事業者自体が増えたら河南町での人口も増えるし空き家も減るし、いいことしかないと思うので、これを積極的に進めてほしいんですけども、そのあたり、考えはどうですか。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

住宅セーフティネット制度は、国民が健康で文化的な生活を実現する上で不可欠な基礎であるものの、高齢者や障がい者、低額所得者、子育て世代、外国人などの住宅確保要配慮者については民間賃貸住宅市場において入居制限が行われる場合などがあるなど、適切な賃貸住宅の確保は困難な場合が少なくありません。このような状況を受け、平成29年10月29日付で住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、いわゆる住宅セーフティネット法でございますが、これが改正され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や住宅確保要配慮者の住居支援などを柱とした新たな住宅セーフティネット制度がスタートしました。

大阪府では、法改正前に実施していた大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度の拡充を図り、高齢者、障がい者、低所得者、子育て世帯、外国人などの住宅確保に配慮の増加が見込まれる一方で、民間の空き家、空き室が増加していることから、それらを活用した新たな住宅セーフティネット制度がスタートしてございます。登録制度を見ますと、本町では6件、34戸の住宅登録数がございますが、現在空き物件はない状況でございます。

本町といたしましても、本制度を活用することで空き家対策にもつながると考えてございますので、情報の提供に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

情報の提供ということなんですけれども、相談に来た人に情報提供するというよりは、今

空き家になっている場所の所有者であるとか管理者であるとか、それが分かっている場合に、こういう制度があって活用できるよということを情報提供してほしいですというところと、低所得者というのも今入っていたんすけれども、例えば生活保護の場合であったら、割と賃業をやっている人たちは、生活保護の人は家賃を取りやすい。何か取りやすいんですって。なので、別に生活保護の人であればそんなに嫌がらないんですよ。ただ、同性カップルであるとか外国人であるとか高齢者であるとか、障がい者もそうなんすけれども、のあたりがやっぱり断られるというところで、そちらのほうにもっと重点を置いてやっていっていただけたらなと思います。

ほか、もし何らかの、そのあたりどういうふうに考えているのかというのと、そのほか何らか河南町で対策を考えている方法とかあるのなら教えてください。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

この制度は福祉部局と住宅部局が連携してやっていく事業ということで、空き家を減らしていくのと同時に生活支援とかそういうふうなことも含めた事業となってございますので、その辺は我々のほうも連携しながら情報発信をしてまいりたいと考えてございます。

それと、何らかの町の方法ということでございますが、自治体によっては様々な制度が実施されているところがございます。他市町村の事例を参考にしつつ、本町に見合った助成などの制度については研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

佐々木議員の質問の途中ですけれども、ここで11時15分まで休憩したいと思います。

休 憩（午前11時01分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再 開（午前11時15分）

○議長（中川 博）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

次に、バスの話に移ります。

今まで走っていたバスがなくなつて公共交通の空白地になる場所があるので、その辺りをどうしていくのか。バス廃止を判断した経緯とそのエリアで唯一の交通手段と今後なるやまなみタクシーは今後どうなつていくのか、見通しをお答えください。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

今回の金剛自動車株式会社のバス事業廃止に伴いまして、金剛バス路線全線のOD調査（乗降客調査）を9月に平日と休日の2日間の始発便から最終便で行いました。結果、休止路線とした理由としましては、平石行きの路線につきましては利用者が1人もなかつたことや、路線バスの運転手不足、車両の問題、費用の問題などがございます。また、ほかの路線においても、減便後の金剛バス運行状況まで運行を行うことは難しく、利用者があるものの60%から80%程度の運行を維持するのが精いっぱいの現状でございます。

そのような現状から、平石地区の皆様には大変ご不便をおかけしますが、休止することを判断しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

なお、平石地区には、現在運行しておりますやまなみタクシーがございます。その活用により当面はご対応いただければと考えております。また今後は、やまなみタクシーの運行方法など、利用者のニーズに応じ検討も必要であると考えております。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

これ、何で空白地になったかというところでどういう判断をされたのかというところが一番住民さん、気になると思うんですね。自分が住んでいる地域がどういう状況になつたらバスが廃止の判断をされるのかというあたりの基準がもしあれば、みんな知りたいかなと思います。日常的にやっぱりデータの蓄積を、利用者数どういうふうになつてているのかというのもしてほしいんですけども、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

今回、運行に関しましては多大な費用がかかります。一人でも多くの方がご利用いただくことで収益が上がることは、運行を継続していく上でも重要な点だと考えております。何人

以下なら休止や廃止と判断する数値は現段階では決まっておりませんが、先ほども申し上げたとおり、収益が上がらないような路線は休止や廃止と判断せざるを得ないことも生じると考えております。

また、日常的に利用者数のデータの蓄積は、運賃収入などで一定見定めることも可能であると思います。今後もOD調査（乗降客調査）は行っていきますので、一定の判断基準材料としては調査を行ってまいります。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

基準、今すぐには分からぬけれども、調査していくうちにだんだん分かってくるかなというところなんですね。分かりました。できるだけ乗るようにということは、あちこちで皆さんも周知していただけると思います。

次に、観光とバスについてなんですかけれども、空白地になる平石には日本遺産に認定された経塚が2つあるということで、町も大きく宣伝したんですけれども、今後は行く足がなくなるということで、対策を何か考えていますかということです。

またもう一つ、住民さんが前から訴えておられる水越峠の路駐の問題もあります。千早赤阪村に駐車場があると説明されるんですけれども、もう観光シーズンには満杯になってしまいし、今、土日だけ金剛バスが行っていたんですけれども、なくなるので路駐がより増えると思うんですね。対策、何か考えていますか。よろしくお願いします。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

平石地区には、令和2年6月に日本遺産に認定されました葛城修験の28経塚のうち、2つの経塚がございます。この経塚へのアクセスにつきましては、金剛バスをご利用いただく方法をご案内してございましたが、12月20日をもって金剛バスが廃止となることから、日本遺産の葛城修験の経塚はもちろんのこと、他の観光施設へのアクセス等につきましても最寄りのバスの停留所の変更など見直しが必要と考えてございます。

今後、対策といったしましては、本町の観光資源を最大限活用できるよう、自転車等の活用や、PRの内容、方法につきましても検討を行ってまいりたいと考えてございます。

それと、水越峠の駐車場の件でございますが、水越峠につきましては、青崩地区の旧国道

を800mほど峠のほうに行きますと約30台が駐車可能な千早赤阪村の駐車場もございますので、そちらのほうをご案内したいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

その千早赤阪村の駐車場がツツジのシーズンにはいっぱいになります。なので、バスもなくなるので何らか対策を考えないといけないですよねという質問もさせてもらっているんですけども、多分答えがないので、今日はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（中川 博）

佐々木議員の質問が終わりました。

次に、廣谷議員の発言を許します。

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

7番、廣谷武、リベラルの会、ただいまより一般質問を行います。

路線バスの通らない地域と題した事項で第1次の質問でございますけれども、金剛バスが廃止になる。皆さんご承知のとおりで、いろいろ努力をしていただいて通勤・通学の足は確保されたということは、よく頑張っていただいたというのはもう分かっております。そして、住民の皆様も関心がある。議員の皆様はその住民の代表としてこうして質問に立たれると思いますので、私からは通らない地域ということで質問させていただきます。

100年近くバスが運行して、空気のような存在になって、結果、利用者が少ないからこういう事態に陥ったということになっています。今まで金剛バスと自治体の話し合いというのは一切なかったと記憶しております。どこのバス会社でも、もうちょっとはいろいろ自治体と協力関係にあって話し合いする、そういうことは一切マスコミは伝えておりません。ただバスがなくなった。自治体はどうしたんだろう、何か手も打たんとじっくり見とったんちやうかというような放送をされていますけれども、ここで申しますけれども、金剛バスが一切そういう話し合いを持たずに来たという経緯がございます。その点、本当に唐突で、これ廃業ということになったよってびっくりもしています。

そこで、今、佐々木議員からも質問ございましたけれども、100年のうちで2回調査して一人も乗らんかったということ、これが現実でございますけれども、それで平石地区、

青崩地区のバスがなくなる。通勤・通学以外にもやっぱり富田林まで出るというようなこと、高齢社会に突入しまして免許返納もいろいろ言っていますけれども、その中でバスが通らない、そして取り残された地区というようなことになってまいります。

そこで、今は通勤・通学で力を入れて、それしかできないんだというのはもう分かっておられます。河南町全体を考えた場合、同時進行でそういうこともいろいろ手を打たなければならない。今、やまなみタクシーで活用というようなことも答えをもらいましたけれども、今後、もうちょっと丁寧に、平石の方、また青崩の方にも説明が要るんじゃないかと思いますけれども、一貫して見通しの対策はどういうふうになっているか、教えていただけますか。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

平石地区につきましては、先ほど佐々木議員からの質問でもお答えさせていただいたとおりでございます。重複いたしますが、現在運行しておりますやまなみタクシーの活用で当面はご対応いただければと考えている次第でございます。

○議長（中川 博）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

対策といって、それしかないというのが現状だと思います。

そこで、今後どうしていくのかというのを、もちろん平石地区の方、また持尾地区、青崩地区、上河内地区、いろいろございますけれども、そういったところに対策を本当に重点的にやらなければならない。これ現に河南町のことで、河南町のバスを運営するに当たって富田林の北大伴住宅まで河南町のバスは行く、それが現実でございますわね。北大伴にバスを走らして平石を止めたというようなこともございます。これは取りようによりますけれども、一体式で走らすんだという言い方もございますけれども、取り方によっては、北大伴にバスが行くけれども平石には行かないというのが現実でございますので、今後という形でどうされるのか、お教えください。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

バス事業が廃止となる12月21日以降、日常生活を維持していく上で、まず通勤・通学の移

動手段を確保することを最優先として廃止後の交通サービスの在り方を考えてまいりました。運行が開始されてからも様々な課題が生じることが予想されます。また、利用者の皆様からも様々なご意見をいただいているところでございます。運行が安定するまでの間、状況を注視する必要があり、議員仰せのとおり山手地区に関しましては交通空白地にもなることも踏まえ、今後は、新たに生じた課題解決ややまなみタクシーの運行方法など、利用者のニーズに応じ検討も必要であると考えております。

○議長（中川 博）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

明確な対策、今後はちょっとやまなみタクシーだけでというようなことになろうかと思われます。

そこで、平石の人口、令和2年ですけれども184人、持尾97人、上河内、これは青崩も入っていると思いますから118人、この300名ぐらいの人、これをやっぱり対策を考えなければならない。

今日ですか、ライドシェアというございますわね。タクシーが不足するところ、地域や時間帯で一般ドライバーの自家用車を活用する、これがライドシェアですわね。これ、万博でも大阪府が国に向けて言っている。国もいろいろ、金剛バスもこれ国まで届いてライドシェアをしなければならないというような、国も金剛バスで動いた。

そこで、タクシー会社が今運営してそのドライバーを雇うというようなことになっておりますけれども、2種免許が必要ということになりますわね。そういうライドシェアを河南町にも導入してくれと。大阪府全域でするんだったら、大阪の中の河南町やから入っているか入っていないかちょっと分かりませんけれども、地域や時間帯によってそれを導入するというようなこと、この20日にデジタル行財政改革会議がもうあさって開かれますわね。そういうところでいち早く、金剛バスの地域でこうなった、そしてバスの通らない地域がどっさりあるというようなことを言って、300名ぐらいの人が孤立するということになりますわね。そういう観点からライドシェアの導入を働きかけると、いち早く手を挙げるというようなことをやらなければならぬと思いますけれども、町長、どうですか。そういったことの考えはございますか。

○議長（中川 博）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

今、運転手不足とかということで、公共交通、バス、タクシーも含めて交通問題が生じているのは認識しております。その中でいろんな運営の方法を模索しているというのが今現状で、国ほうでも先ほど議員のほうがおっしゃっていましたライドシェアという方法も検討の材料になっていまして、兵庫県の養父市でモデルの事業をやっておられるというのもニュース等で拝見はしております。

町がどういう形で今後進めていくかについて、ライドシェアも含めていろんな形の交通の形を検討していく必要があると思っていますので、今後は勉強していきたいと思います。

○議長（中川 博）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

研究して実行に移していただきたい。平石184人、持尾地区97人、上河内地区118人、これ河南町ですので、税金は取るわ、そのサービスは全然変わってくるというようなことは決してやってはいけないというようなことを思われますので、どうかよろしくお願ひして次に……。

また、持尾、平石、青崩地区と観光資源になっていますけれども、青崩は葛城山の登山口ありますわね。ウスイ谷からも行けるし上からも行けると。ほんで平石は岩橋山、いろいろ宣伝していますわね、平石。ほんで持尾地区、ここには笙の滝というのもございますわね。観光資源がいっぱいありますわね。登山者の駐車場確保、さきにも佐々木議員が言ったように、青崩地区の人は路駐はもうかなわんねんと言うて、一遍写真まで撮りに行きましたよ。止めるところがない。千早赤阪村、大阪府じゃなしに、河南町の駐車場はここだということを、たとえ5台でも10台でもいいんですよ。ほんで客が増えてきたら民間も活用して、民間の人が駐車場を造ってもらったらええんやけれども、ほんで平石のところでもそうですわ。これ、日本遺産が出た、岩橋山を推奨する言っても車1台も止めるところがない。これをずっと前から言うてる。ずっと言うてきて、駐車場ないんか、駐車場なかつたらバスで行ってもらういうて、バスが行かなくなつた、そこで。平石も行かん、水越峠行きも行かない。そこで今まで言っていたことが全然無理な話。ちょっと聞いたら自転車で行ってもらうというて聞いたけれども、そんな駐車場、これ、どないかできへんものかな、河南町で。大きな、別に100台、200台止めるところじゃなしに、少なくとも五、六台止めるようなところを造つたらどうですか、最初に。まず、これ1問目。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

駐車場に関して、まず現状のほうを説明させていただきますと、大和葛城山、以降葛城山とさせていただきますが、葛城山や岩橋山への登山者の駐車場確保でございますが、青崩地区から葛城山へ登山される方につきましては、先ほども少し触れさせていただいたんですが、青崩地区の旧国道を約800mほど峠のほうへ行きますと、約30台が駐車可能な千早赤阪村が管理する水越川公共駐車場がございます。また、その先の金剛バス水越バス停付近にも約10台駐車可能な駐車場がございます。

岩橋山につきましては、登山口となる平石地区での登山者用の駐車場整備につきましては、当該地区と協議を進めてございますが、整備の実現には至っていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

現状を言うてくれはったのはいいんですけども、ほんまにこれ、前へ全然進んでないからね。ずっとこういうことを何回も言ってますけれども、ちょっとは5、6台でも止めるところを一遍本腰入れて考えていただきたいけれども、バスもちょうど通らんようになったしね。ほんなら何にも対策を打たんのかと。今さっきも言いましたけれども、300人近いところで、そこを何にもしない。行政は何してるんですか、これ。町長、どうですか。そんなところはもう要らんということ。千早赤阪村か太子町に行ってほしいというようなことかな。どうですか。

○議長（中川 博）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

平石の駐車場の問題、議員から幾度となく指摘を受けていただいているんですけども、地区といろいろ協議を重ねているところですが、なかなか次のステップへの調整が出来上がっていらないという現実があるということをご理解いただきたいと思います。

当然ながら、日本遺産に認定された経塚が2つあるということと、岩橋山の登山の方の案内ルートとかそういうマップも作って皆さん方にお示しをしているんですけども、その点

についてはこれからも努力していきたいと思います。

○議長（中川 博）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

是非、本腰を入れて考えていただきたい。町から視察に行くときでも堂々と路上駐車をしていかなあかんわね、この日本遺産でもどこでも。そういう観点から本当に考えていただきたい。

次に、トイレ対策と登山道の整備、これもう一気にちょっと言うてくれはったらええ、どっちにしろね。どうですか、それ設置も登山道の整備も。よろしく。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

トイレ対策につきましてまずお答えさせていただきます。

青崩地区から葛城山へ登山をされる方につきましては、青崩地区に大阪府が設置した公衆トイレがございます。岩橋山の登山口である平石地区につきましては、地区が設置したトイレがございますが、老朽化等が激しいことから平成29年1月18日付で当該地区から町に対しトイレの新設の要望がありました。町としましては、平成29年度に大阪府へ設置要望を行いましたが、整備手法等の問題があり、実現することはできませんでした。その後、平石地区との協議を行ってまいりましたが、設置場所や管理方法などの課題があり、現在のところ整備には至っていない状況でございます。

最近ではございますが、平石地区から新設トイレの具体的な設置場所の提案がございましたので、まずは設置の可否についての調査を行うとともに、併せて事業に合った財源の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、登山道の整備につきましてですけれども、登山道の整備につきましては、平成28年度において岩橋山周辺に登山ルートの誘導サインや名称サインなどを33か所設置しており、平成29年度からはネザサ刈りと登山道の補修を行っております。また、昨年度にはモミジの滝へのルート整備を行いまして、滝へのアクセスも分かりやすくなつたところでございます。

葛城山に関しましては、青崩集落から山道へ向かうルートに大阪府が案内板を設置しております。引き続き、登山者が安全で安心して登山ができるよう努めてまいりたいと考えてご

ざいます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

観光資源ですので、そこら整備のほうを本当にちゃんとやっていただきたい。

ほんで平石のトイレ、ちょっと新しくなっていくというのを今言われましたけれども、皮肉にも金剛バスがなくなつてから便所が改修されるというようなことになりましたね。これは、もともと登山者が平石で乗降されますわね。そこでトイレがあつて、それがあまり皆使い勝手が悪い。せっかく来てくれはつた人に使い勝手が悪い、どないかしてくれという要望から始まりました。それが、バスが通らなくなつてからトイレがようやく動くというようなことになりました。これは本当に後手後手に回つて、もっと早く、これ4年前から言つていますわね。4年間もかかったと、その間。ほんでやつとトイレが整備される。トイレなんか、言つたらすぐやつてもらわな、それが時間を経過してこういう結果になりましたけれども、新しくなるのにはいいことですのでそれはそれで結構なんですけれども、もうあまり今後を聞いてもなかなか望めませんので、次に路線バス。

これ、自治体が運行して、時間帯によっては自治体、また近鉄バス、南海バスが走る。金剛バスが廃止になったのには利用者が少ないというのが原因でなりましたわね。それを引き継いでやる。本当にちゃんと継続して走らすためには、利用者が現状維持では全然駄目ですね。何かこれアイデアを出していくいろいろやらなければならぬ。健康マイレージに引っ張りつけて何かやるとか何か特典を与えるとか、いろんな方法もある。免許返納者にはバスのチケットを渡すとか、これからいろいろやらなければならぬ。そういう対策はどうですかね。まずお聞かせください。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

議員仰せのとおり、路線バス運行を継続していく上では、住民の方をはじめ一人でも多くの方にご利用していただくことが収益につながります。需要促進策は重要であると考えております。

4市町村を広域的に運行していく路線バスということで、乗降者が利用しやすい方策など

は今後、4市町村広域協議会などでも検討してまいりたいと思っております。

○議長（中川 博）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

いろいろやっぱりこれを4市町村でやらなければならないというのがちょっと難しいところですね。これ、またいつも集まってやる。また大がかりなことはできない。集まつていろいろ考える。そうやなしに、河南町で独自でこれをやります、これをやりますというようなことを宣言して、利用者促進に向けて頑張らせていただきたいというようなことをまたその会議でも言ってもらわな、一々4市町村が集まってまたやるということ、いろいろなやり方、スタンプラリーをやるとか全路線制覇したら何か商品をあげるとかそういうことを事細かに考えていかな、継続してこの路線バスを維持するというのは難しいと思いますんやね。

年々やっぱり人口が減っていって利用者が少なくなっていく。この路線は止めますよ、この時間帯はもうなしですわと言うのは簡単ですけれども、それをやる前にやる。これ、平石や持尾や青崩のようなところをまた増やすというようなところ、利用者が多いところだけ走らすというのは。そうなったらもう路線バスとは呼ばんわね。全国でも廃止されたところとかいっぱいございますわね。最終の日だけ乗っていますわね、あれ皆。どこでも最終だけは乗りますわ。最終だけ乗るような魅力のあるんやったら廃止になつていなければども、それをどないか、10分の1でもそういったことを考えて、いつも最終だという危機感を持ってやるということ、これは近鉄バス、南海バスが引き受けるに当たつて住民の意見は聞きませんと、いろいろなことは聞きません。そやけど自治体に停留所とか、バスの迂回路とかいろんなことはやってもらいますとか最初に言うてましたわね。住民の意見は反映されないのを条件で近鉄バス、南海バスは引き受けていると思いますけれども、住民の意見を自治体側としてどういういった反映の仕方をするのか。いろいろ運行に当たつて意見は出てくると思ひますけれども、それをどのようにやるかというのをお教えください。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

金剛自動車株式会社がバス事業を廃止するということが公表された9月11日から今日に至るまで、日常生活を維持していく上で、まずは通勤・通学の移動手段を確保することを最優先として、廃止後の交通サービスの在り方を検討してまいりました。特に、12月20日で全路

線の廃止というタイムリミットがありましたので、その中で一日でも早く廃止後の交通サービスの姿を示す必要がございました。短期間のうちに広域協議会での議論を踏まえながら関係者が一丸となって当該課題に取り組み、現在の姿をお示しさせていただいております。

このような状況下において、住民の皆様には大変不安な気持ちで見守りいただき、また、直接いろいろなご意見を頂戴いたしました。ただ、十分に住民説明会などを聞く時間的余裕がなかったことについてはご理解賜りたいと思っております。

○議長（中川 博）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

短期間でここまでできたというのは、成果としてそれは本当によく頑張ったなというようなことを思います。これから落ち着いてやる。利用者の促進もやらなきゃならない、また住民の意見も聞かなければならぬと、大変ですね、今後は。この21日からスタートしますね。スタートしていろいろ問題が発生するというのはもう想像できますね。

今まで金剛バスに対して意見をいろいろ言いたかったけれども、一向に自治体に出向いてきて会議にも参加しなかったという経緯がございますね。だから、ずっとそういった意見が、もう出口がなしにたまる一方で廃止された。ほんなら、引き続き自治体がやるということになつたらそういった意見もまとめて出てくると思いますね。その辺をよく理解されて、今までちょっとちょっと改善されていたら言うことない。バス停問題でもそうですわ。今バス停がいろいろ変わったのは、交差点内が駄目だということで警察の指導の下に、道路交通法ですか、交差点内は駄目だということで全部移動した。そやからもう今、まちの形態も家の数も全然変わってきて、本当にバス停の位置というのはもう最初からずっと同じですね。そういうことも踏まえていろいろのことが出てくると思います。

そういうところで、できないことはできない、はつきり言って、できそうなことは前向きに本当に一生懸命やっていただきたい。今までの金剛バスのように、一會社でしたので自治体と話し合ひしなくてもよかったですけれども、これからは自治体が運営するということになっていますので、その辺、今後心してかかっていただきたいけれども、どうですか。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

運行が開始されてからも、これが確定したものではございません。今後も路線バスとして

継続するためにも、利用者の皆様からのご意見をいただきながら、広域的にまたがる路線につきましては4市町村広域協議会で新たに生じた課題解決や利用者ニーズに対応できるように検討してまいります。

○議長（中川 博）

ここで、廣谷議員の質問途中でございますけれども、間もなく正午ですので午後1時まで休憩したいと思います。

休 憩（午前1時53分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再 開（午後 1時00分）

○議長（中川 博）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

今後はというところで答えてもらうたな。

○議長（中川 博）

はい。

○7番（廣谷 武）

じゃ、今後ともいろいろ難しい諸問題が出てくると思いますけれども、是非全国で成功例としてやっていただきたい。町長、その辺は成功例になるために何か策はございますか。

○議長（中川 博）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

先ほどから総務部長が答弁していますように、バスの廃止を受けて緊急的にこういうような対応をするということですので、これからどういうような対応になるかというのは考えていかなければならんと思っています。ですので、今まずは運行してからということで、その後どういう改良をするか、どういう点をどうしていくかというのは議論していきたいと思います。

○議長（中川 博）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

その辺よくお願いしますわ。ICOCA、Suicaは作るのがえらい金かかるという話でございまして、情報収集ですね。その辺、乗降数の確認とか、それをなるべく細かくやって、また地区地区に利用者は何名ぐらいいるのかというのも聞いてほしいですわね。その点よろしくお願いして、次、こども誰でも通園制度というのが異次元の少子化対策として行われるということでございますわね。全国でもう31の自治体が試験的にやっている。大阪府では高槻市で双葉幼稚園というところが週1回ほど実証的にやっているということも言われていますけれども、そういう観点からこの河南町の現状というはどういうものか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

こども誰でも通園制度ですが、政府は12月11日に開催された第8回こども未来戦略会議で示されたこども未来戦略方針の中で、令和8年度から、全ての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、6ヶ月から2歳までの未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付、こども誰でも通園制度、仮称になりますが、を創設するとしております。

本町におきましても、この国の制度とは別に、平成21年度から、親の就労形態にかかわらず6ヶ月から就学前の子供を預かる一時預かり事業をかなんぴあ内にあるぽけっとルームのほうで実施しており、買物や病院、通院、兄弟児の授業参観などのほか、保護者のリフレッシュなどでも利用していただいております。

また、併設しておりますおやこ園では、子供と保護者が一緒に遊べる施設で、あそびのひろば、おはなし会、イングリッシュタイム外国人の先生と英語であそぼう、うたのひろばなど、様々なイベントを実施することによりまして、参加する保護者と子供同士の交流やスタッフの保育士への子育て相談なども実施しております。

○議長（中川 博）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。全国でやっているようなことをもう既に河南町ではぽけっとルームというところでやっているということで、その点は本当にいいことだと思います。

そういう観点から、それはそれとして、こども園でどうなるかとかいうのを今後はどうなるのか、ちょっと教えていただきたい。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

こども誰でも通園制度（仮称）の今後については、現在、国では、具体的な制度設計に当たりまして、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況を見極めながら速やかに全国的な制度にすべく、令和5年度中には未就学園児のモデル事業をさらに拡充させまして、令和6年度の試行的事業の実施方針を取りまとめるとしております。

町におきましては、区におけるモデル事業の検証結果や試行的事業の実施方針を注視しながら、現在、町で実施しております一時預かり事業、ぽけっとルームやおやこ園での事業との関係性を整理した上で、実施に向けて制度設計を検討してまいりたいと考えております。

○議長（中川 博）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。着々と進めてもらえるということでございます。

今後、0歳の6か月から2歳までということでございますので、保育士が0歳児には3人が要る、2歳児までやつたら6人で1人を見るということになりますわね。河南町の新生児が年々減っていくというのはもう重々承知なんすけれども、国の制度、異次元の少子化対策、これがいろいろ次から次に出ると思いますけれども、それに向けて保育士の確保とかいうのをいち早くスムーズにやっていただきたい。

そういう観点から教育長にお尋ねしますけれども、こういうのに限らず少子化対策は必要でございますけれども、敏速にこういったことをマスコミでもこども誰でも通園制度というのはすぐ取り上げると思います。その辺、スムーズに移行できるように是非お願いしたいですけれども、どうですか。

○議長（中川 博）

中川教育長。

○教育長（中川 修）

今、議員もおっしゃっていたとおり、今の例えば子育て世代の保護者さんの働き方のスタイルであるとか、あるいはライフスタイルの変化というのは十分認識していますし、その

多様化に合わせた形で、今回上げていただいているこども誰でも通園制度、こういったものも含めて、これにつきましては先ほど部長が答弁したとおり、形は少し違いますけれども、本町ではぽけっとルームであるとか、あるいはそのそばにあるおやこ園であるとか、そういう実績がありますので、国の今言っている制度に向けて今の実績を十分検証し、把握しながら、例えば国が今言った誰でも通園制度の対象になる子供の人数は一体どれくらいあるのかとかその辺も含めて、またモデル事業とかもやっているところがあるので、その辺の様子を十分鑑みながら、今後、おっしゃるように保育士の配置基準であるとかいろんなことについてはいち早く具体的なことを対応しながら検討していきたいなど、そんなふうには考えております。

以上です。

○議長（中川 博）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。

河南町民1万6,000人ですか、今は。もうちょっと減ったのかな。住民サービス向上のために満遍なく、偏らないように、子供から高齢者まで、地区にも関係なしに満遍なく住民サービスの向上に向けて頑張っていただきたいというふうに思います。

それではこれで終わります。よろしくお願いします。

○議長（中川 博）

廣谷議員の質問が終わりました。

次に、浅岡議員の発言を許します。

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

議席番号8番、自民・夢・希望、浅岡正広、ただいま議長のお許しをいただき、通告に従いまして一般質問を行います。

本日、大きく分けまして3事項お伺いします。町長はじめ理事者の皆様には的確なご答弁をよろしくお願いします。

さて、いよいよ本町における新たな交通サービスが3日後から始まろうとしています。本年9月に金剛バス全線運行廃止が発表されてから今日まで、森田町長をはじめ関係部署はもとより、役場一丸となって取り組んでいただいた結果だと考えます。

また、時間的に余裕のない中、本町住民の負担を少しでも軽減するために、私を含む議員の皆様にも大変ご尽力いただきましたことをこの場をお借りし感謝申し上げます。

今後、長期間にわたる事業であることが考えられることから、引き続きのご対応をよろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

本日 1 事項め、やはりバス関連を 1 番に組み込みました。3 日後にはスムーズな運行が期待されるところではありますが、恐らく住民の誰もが初めて経験する事業だと思われると同時に、不安も少なくはないと感じます。そこで、本町における新たな交通サービスの対策と課題について 4 項目お伺いします。

まず、1 項目め、バス購入時の契約内容等についてお聞きします。

皆様もご承知のように、令和 4 年 5 月に発注され当初の納車予定が本年 1 月末であったカナちゃんバスが、生産者側の原因で約 4 か月遅れの 5 月にようやく届きました。また、今回購入を余儀なくされた金剛自動車株式会社からの中古大型バス 5 台ですが、いずれも高額な購入金額にほかなりません。そこで、両者ともに購入時の契約内容、主に保証や点検、修理などについてお聞きします。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

本町が自家用有償旅客運送を行うに際し、運行車両が不足していることから、金剛自動車株式会社からバス車両を購入することといたしました。購入予定の車両は、現在路線バスとして運行されている現役の車両でございます。平成 21 年及び平成 22 年式の車両で、車内設備として音声合成装置、方向幕、整理券、料金箱も含めて車両を丸ごと購入いたします。購入台数は、予備車も含めまして合計 5 台です。金額は 1,100 万円でございます。

購入時に保証等は特になく、購入後修理等が必要となれば、金剛バスのメンテナンスを行ってきた整備事業者に引き続きお願いすることとしております。

また、カナちゃんバスにつきましては、バス本体が 5,170 万円、デザイン・ラッピング費用が 198 万円、諸経費 15 万 7 千円、合計 2 台で 5,384 万円でございました。

カナちゃんバスは新車でございますので、メーカー保証の期限に基づく保証がございます。

また、点検、修理などにつきましては町内指定業者及び日野自動車となっております。

○議長（中川 博）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

ありがとうございました。

以前、全員協議会においてお尋ねしましたが、新車で届いたカナちゃんバスがいきなり故障で姿を消す、しかも数か月かかったと記憶しています。その間、住民から「新しいカナちゃんバス走ってないよ」や「新車で買ったはずやんな」などのおしゃかりを受けたのは私だけではないと思います。それらの問題はメーカー補償の範囲内で、修理費はかかっていないとのことで一安心しましたが、それにしても日にちがかかり過ぎたのは事実です。また、素人考案で、今後同じ箇所の修理となったときのことも懸念するところではあります。

さらに、今回購入した中古大型バスは13、4年前の年季の入ったものであることも分かりました。いずれにしましても、住民の大切な命を乗せて走るバスであることから、保守点検は引き続き気を引き締めて指導に当たっていただきますよう提言しておきます。

次に、2項目め、財政の問題についてお聞きします。

これまで行政からの報告や説明を受け、新たな交通サービスに係る費用についておおよその見通しは伺っておりますが、それらのサービスを利用する方、いわゆるバスの利用者、またそうでない住民の方々からは、これまでの住民サービスに大きな影響はないのか懸念する声もいただいております。そこで、これまで伺った内容も含め、財政運営面での今後の方向性についてお聞きします。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

路線バスの代替交通の確保、維持に当たっては、さきの11月臨時会議にて補正予算でお示したとおり、バスの購入費等の初期的費用を含め、12月21日以降、年度内的一般財源所要額として約6,800万円を要する見込みになっております。来年度においても年間必要経費は多大な額になることが予測されますので、まずは国庫補助金や府補助金等の活用について、4市町村で連携して国・府に対し要望してまいりたいと考えております。

路線バスの代替交通を維持することによる町財政の影響についてのご質問ですが、今後の財政運営は、公共交通の運行に伴う負担に加え、物価の高騰や賃金アップによる財政支出も増嵩することとなります。非常に厳しい環境にあるものと認識しております。

○議長（中川 博）

浅岡議員。

○ 8 番 (浅岡正広)

ありがとうございました。

今回影響を及ぼす 4 市町村の中でも、本町は富田林市に次ぐ予算が必要とされています。

答弁にもありました、様々な要因から今後の財政運営は非常に厳しいものと考えられます。既に作業に取りかかっていただいていることは承知していますが、今回の定例会議初日に議決された意見書に示された補助金を含め、該当するその他の補助金、助成金も最大限に活用していただき、長期戦になると思われる新たな交通サービスにつなげていただければと考えます。

また、ふるさと納税をこれまで以上にうまく活用することで財政運営の健全、ひいては住民負担の軽減につながるのではと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 (中川 博)

渡辺部長。

○総合政策部長 (渡辺慶啓)

ふるさと納税に関することなんですけれども、ふるさと納税といいますのは寄附金という形になってございまして、寄附される方が使用用途を希望される事業に充当するというのが大原則のものでございます。ただ、用途を指定しない場合は町のほうで事業を充当することができるというふうにはなってございますが、ふるさと納税をその財源に充当するかということにつきましては慎重に検討したいと思います。

○議長 (中川 博)

浅岡議員。

○ 8 番 (浅岡正広)

ありがとうございました。

初の試みとして、来年度についても未知数の部分が多いことは承知しています。いま一度、体制を整え、継続していただけることを要望しておきます。

続きまして、3項目め、免許取得者への補助と育成についてお聞きします。

ここでの免許とは、大型バスの運転が可能である大型 2 種免許であります。全国的にバス問題で上げられているのが人口減によるバス利用者の減少、またバス運転手不足が主な要因とされています。そのため各バス会社では、以前より運転手の確保、育成のために大型 2 種免許取得費用支援制度導入を実施されてきました。厚生労働省による教育訓練給付制度など

も設けられています。また最近では、補助金、助成金にて運転手不足を解消するため取り組む自治体も増えていると聞き及んでいます。

そこで、本町も、運営会社に依存するだけではなく、独自で運転手確保に努め、急なトラブルや万が一に備える必要性を今回の問題を機に強く感じておりますが、それらに対する本町の捉え方をお聞きしておきます。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

全国的に路線バスにおける運転手不足は問題となっており、2024年問題も加わり、さらに人員確保は厳しくなることと予測されます。このような中、路線バス会社及び貸切りバス事業者などでも運転手確保のため免許取得に対する補助制度を創設されているようです。国においても、再就職のための技能取得に係る支援制度があります。このような支援制度などについて、運行委託事業者に対して情報提供はしてまいります。

また、今回の金剛バス事業廃止に伴いまして廃止される金剛バス路線を維持するため、近鉄バス株式会社、南海バス株式会社に運行協力をいただきますが、減便後の金剛バスの便数及び路線の確保には至らないため、住民の生活維持を最優先に考え、河南町自家用有償旅客運送にて広域をまたがり補完運行を行うこととなりました。

自家用有償運送の運送業務は運転業務受託事業者に委託する方法で行いますので、町では直接運転手を雇用することは考えておりません。

○議長（中川 博）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

ありがとうございました。

すぐに問題が生じるとは思われませんが、約100年続いたと言われるバス会社もここに来て廃業となる今、万が一に備え、今後の課題として認識していただきますよう要望しております。

次に、4項目め、現バス停の広告・看板等の管理についてお伺いします。

既存のバス停は、安全上多少移動するものも含め現状維持と認識しています。それでは、これまでにバス停に設けられている広告看板等、例えば掲示板や企業の広告、ベンチ等は今後どのように管理されていくのかをお聞きしておきます。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

金剛自動車株式会社は、一部のバス停に広告看板を設置しており、その費用などを広告収入として得られていたことは聞き及んでおります。町としましても、広告や看板等による収入は運行経費の財源としても貴重なものとなりますので、積極的に取り入れてまいりたいと考えております。ただし、広告掲出要綱に基づき、公序良俗に反しないものに限り採用判断していくことになると考えております。

○議長（中川 博）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

ありがとうございました。

今お聞きしますと、ほとんどが現状維持ということが分かりました。

バス停と一言に言いましても、地区で雨や風をしのぐために設置されたもの、住宅開発業者により、町並みに合わせて設置されたもの、また掲示板やベンチ、プランターといったものは、団体や企業から寄贈されたものが多く見られます。それらも全てバスと同様の歴史を感じられます。よって、引き続き現状維持に努めていただきますよう要望しておきます。

それでは、2事項めに移ります。

ここでは、本町の児童・生徒の教育問題と課題を3項目伺います。

まず、1項目め、生徒指導提要の改正に伴う本町の取組についてお聞きします。

これは以前、他の議員の質問にも組み込まれていたことを記憶していますが、12年ぶりに改正されて1年がたちました。本町の子供たちへの影響、また先生方の対応などについてお聞きします。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

平成22年に初めて生徒指導提要がつくられて以来、いじめ防止対策推進法が制定されるなど、学校を取り巻く環境が大きく変化するとともに、生徒指導上の課題がより一層深刻化している状況にあります。

こうしたことを踏まえまして、令和4年12月に生徒指導に関する基本書であります生徒指

導提要が12年ぶりに改訂されました。改訂の主なポイントは、1、発達・成長を促す指導や予防的な指導を行う積極的な指導の重要性が示されたこと、2、学習指導と生徒指導が相互に関わらせるなどを意識した授業づくりが求められたこと、3、多様化、複雑化する生徒指導の課題に対しまして、学校、専門家、家庭、地域、関係機関が一体となって組織的にチーム学校として対応することが強調されたこと、4、多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導など、個別課題に対する実効的な内容が明記されたことなどです。

本町では、以前より学習指導や特別活動指導等の種別に問わず、個及び集団を意識した授業づくり及び指導に努めているほか、いじめや不登校に関する指導の悩みを1人の教員で抱え込まないように、チーム学校による生徒指導体制を取っておりますが、中学校の制服のジーンダーレス化や不登校児童の居場所となる校内スペシャルサポートルームの設置など、ここ一、二年にかけても個に応じたきめ細かい対応の充実に努めております。

今後も、生徒指導提要の趣旨にのっとりながら、適切な指導に、より一層努めてまいります。

○議長（中川 博）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

ありがとうございました。国から打ち出された施策の趣旨にのっとり進められていることがよく分かりました。

国では、深刻化する少子化に伴い、子育てや教育に対する施策を次々と打ち出されています。それら施策に本町の子供たちに成果が表れるよう、引き続きの対応を要望しておきます。

次に、2項目め、外国人家庭の教育問題について伺います。

本年6月定例会議にて、佐々木議員より本町にお住まいの外国人の方々の窓口対応等について質問されたことは記憶に新しいところでございます。私からは、子供たちの教育に特化してお聞きしたいと思います。

まず、本町住民として住まいされている外国人家庭で、小中学校へ通う児童生徒の人数、また高校生、大学生の人数をお聞きしておきます。また、その子供たちがふだんの学校生活で特に問題となることはないのか、さらに、彼らが義務教育を終え進学を目指す際、普通の手続で受験ができるのかを重ねてお聞きします。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

外国人の児童生徒数は、小学校3人、中学校4人の計7人となっております。高校生及び大学生については教育委員会では把握しておりません。

外国人児童生徒にとって日常生活、学校生活において一番大変なのは、日本語を聞き取り、また日本語で話すことであると思われます。過去に外国人児童生徒で日本語指導が必要な一部の児童生徒による校内体制による個別指導や、大阪府のオンライン日本語指導により理解度に応じた指導を行った実績があります。学校生活において、文化的、宗教的な背景の違い等もありますので、例えば祈祷の時間を取りことを認め、落ち着いて祈祷のできる場所を確保したりしています。

進学については、大阪府立高校では、府内8校に日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜があるほか、日本人生徒と同様の学科等を受験することも可能で、その際には日本語指導が必要な帰国生徒等に対する配慮として、試験時間を1.3倍にする、外国語辞書の使用を認める、漢字に振り仮名をつける等の配慮が設けられています。

○議長（中川 博）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

ありがとうございました。本町の外国人児童と生徒数が分かりました。

また、学校生活での問題点としては、やはり日本語を理解し、そして会話ができることが大変であり、それらに対しての対策を講じられてきたことがよく分かりました。さらに、進学についての対応策も知ることができました。

そこで私は、今回高校進学を目指し、猛勉強に励む生徒の関係者から話を聞くことができ、先ほどお聞きしたような対応策を小学校の高学年もしくは中学校に入学した頃に聞かせてほしかったとのことでした。

やはり子供たち、それぞれ目指したい進路があるはずです。また、どのようなシステムがあるのかを早期に知ることで心の準備や学習内容も大きく違ってくる大切なところだと理解しましたが、お考えをお聞きしておきます。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

議員おっしゃるように、いろんな子供たちが進路を目指して猛勉強されていると思います。

この子供たちにつきましては、教育相談というような形で教育委員会でも対応していますし、今後、それらについての悩みとかそういうことがあれば、学校も通じて教育委員会でもそういうことをやっているということの周知に努めたいと思っております。

以上です。

○議長（中川 博）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

ありがとうございました。ご理解いただけたようですので、よろしくお願ひいたします。

次に、3項目め、不登校・いじめ問題の取組について伺います。

これまで多くの議員からの質問にも組み込まれてきました問題であることは認識しておりますが、果たして改善につながる成果は表れているのか疑問に思うところをお聞きしていきます。

まず、本町における近年の不登校・いじめ問題について、把握されている件数と内容をお聞きします。また、問題に対する対策はどのように講じてこられたのか、改めてお聞きしておきます。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

本町におきます近年の不登校、いじめについての件数は、不登校となっております児童・生徒数は令和元年度が6人、令和2年度が13人、令和3年度が17人、令和4年度は19人となっております。いじめの認知件数は、令和元年度が27件、令和2年度が101件、令和3年度が74件、令和4年度が92件となっております。いずれも全国的に増加傾向にあります。本町も同様の傾向となっております。

本町における不登校についての対策は、学校やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が中心となりまして保護者などと連携を取りながら個に応じた支援を行っています。ほか、平成29年度から教育支援センター、ほこすぎルームともいいますけれども、それを設置いたしまして、不登校児童・生徒の学習支援や社会的自立に向けた支援を行っております。

さらに、本年度から教育支援センターの開設時間を拡充しております。12時終わりだったものを14時45分までとするとともに、学校に支援員を派遣しまして校内での居場所づくり

を行う出張型教育支援センターを試行的に取り組んでおります。

また、いじめにつきましては、本町は「いじめは絶対に許されない」という基本理念の下、平成30年にいじめ防止基本方針を策定し、各校においてもアンケートや教育相談の充実により児童生徒の状況把握に努め、いじめ・不登校対策委員会を設けまして、いじめの早期発見、早期解決に取り組んでおります。

今後、スクールロイヤー、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどの専門家を交えた学校園支援チームを設置いたしまして、いじめ問題や不登校児童全ての対応等に、より一層取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（中川 博）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

ありがとうございました。数字だけでは表せない部分もあるかとは存じますが、やはり本町も増加傾向にあるということが分かりました。また、そのための対策を不登校、いじめ問題ともに講じてこられたこともよく分かりました。

しかしながら、文部科学省の実態調査等によると、学校側が認識している不登校の要因と本人に聞いた不登校のきっかけとに大きな違いがあることも分かってきました。そのうち、学校側の認識としていじめは0.2%、また、本人のきっかけとしていじめは25.5%となっております。それらのことも含め、国では夜間中学の見直しと設置促進が進められています。既に本町の学校教育関係でも研究を進められているかもしれません、現在、府内に11校存在し、来年4月からは泉佐野市にも既存の中学校に夜間学級が開設される予定と聞き及んでいます。

また、私もよく存じ上げる盛山正仁文部科学大臣の今月1日の会見でも、自身が視察に行かれて、夜間学級の一定以上の効果は表れているとのことでした。

就学の機会を提供するとともに不登校、いじめに悩む子供たちの受皿となり得る場所があることで、心のゆとりが出てくると考えられます。それらについての本町のお考えをお聞きしておきます。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

議員おっしゃるように、新聞等で子供たちとか先生たちの見解の違いというものは、そ

いうものはあると思います。それらについて、先ほどお話ししました学校園支援チーム等を通じまして今後研究のほう、していきたいと思います。

また、議員仰せの夜間中学なんですけれども、現在のところ、当てはまるところは、義務教育の年齢を満15歳を超えている人とか、そういうような形でホームページ等に書いております。ただ、今後、昼間の中学校で不登校になっている子とかに関してそれらが夜間中学で受け入れられるようになるのかということは、国の動向を注視しながら研究してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中川 博）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

どうもありがとうございました。さきの答弁で今後の取組について数点伺いましたが、この夜間学級の提案も是非とも課題として取り組んでいただきますよう要望しておきます。

それでは、3事項め、本町の人権問題に移ります。

私はこれまで、人権問題、特に北朝鮮による日本人拉致問題についての提言や要望を繰り返し行ってきたところです。そこで1項目め、本町における過去の人権問題について改めてお聞きします。

○議長（中川 博）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

過去の人権問題についてのご質問でございますが、本町における人権相談につきましては人権擁護委員や人権相談員が対応しております。個々の案件の内容につきましてはプライバシー保護の観点からお答えはできませんが、全国的に見た人権問題としまして、北朝鮮による日本人拉致問題、インターネットによる人権侵害や性的マイノリティーの問題、職場のハラスメント、その他多くの人権に関わる事案が生じております。

全ての人が幸せに生きるため人権は保障されるべきですが、人権が脅かされる出来事が社会には数多くあります。全ての人が幸せに暮らせるよう、お互いを尊重し合い、社会にあるいろいろな人権問題への取組を引き続き進めてまいりたいと考えております。

○議長（中川 博）

浅岡議員。

○ 8番（浅岡正広）

どうもありがとうございました。

答弁の中にはありませんでしたが、過去に学校周辺の塀に文字が落書きされ、それを見られた関係団体からおしかりを受けた事案があったことを記憶しています。

以前にも少し触れましたが、本庁舎前には人権擁護都市宣言のまちの大きな看板も設置されております。誰もがあえて触れたくないところがあるかもしれません、記録はきちんと取り、継承できるよう要望しておきます。

次に、2項目め、北朝鮮による日本人拉致問題について伺います。

先ほども申しましたが、私はこれまで機会があるたび、この問題を取上げてまいりました。

先月、11月26日に4年ぶりに開催されました拉致問題地方議会全国協議会に大阪府代表として私も参加させていただきました。当協議会の会長で神奈川県議会議員の松田良昭氏からは、全拉致被害者の即時一括帰国が実現し、この協議会を一日も早く解散したいとのことでした。また、それらは参加者全員の願いでもありました。

そこで、拉致問題に対する本町の捉え方と、これまでの取組について改めてお聞きします。

○議長（中川 博）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

北朝鮮による日本人拉致問題でございますが、本町といたしましては、国を挙げて取り組むべき国際的な課題であると同時に、国民の生命と安全に関わる重大な人権侵害であると考えております。

この拉致問題への本町の取組でございますが、内閣官房の拉致問題に関するリンクを町ホームページに掲載し住民の皆様への情報発信に努めるとともに、北朝鮮人権侵害問題啓発週間には庁舎東側への懸垂幕の設置と広報かんを活用することで住民の皆様への周知、啓発に努めております。

また、アニメ「めぐみ」・拉致被害者ご家族ビデオメッセージの上映会に町職員が数回参加し、この問題を正しく学び、関心を持ち続けられるよう努めてまいりました。

○議長（中川 博）

浅岡議員。

○ 8番（浅岡正広）

ありがとうございました。

今改めてお聞きしますと、本町でも重大な人権侵害だと捉えていただいていることがよく分かりました。

しかし、北朝鮮人権侵害問題啓発週間が12月10日から16日と認識していただいておりますが、拉致被害者の生存と救出を信じる意思表示とされるブルーリボンバッジの着用は、残念ながら先週、庁舎内では目立って確認できていません。

改めて申し上げますが、ブルーは、拉致被害者の祖国日本と北朝鮮を隔てる日本海の青と、被害者と家族を唯一結んでいる青い空をイメージされたものです。

それらも含め、3項目めですが、今後の対応と課題についてお聞きします。

○議長（中川 博）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

今後の対応と課題でございますが、この日本人拉致問題を住民の皆様が正しく学び、関心を持ち続けていただくことが必要であると考えますので、先ほど答弁いたしました内容を継続するとともに、この北朝鮮による人権侵害問題が一日も早く解消されますよう、役場庁舎内への拉致問題に関するポスター等の掲示や、毎年12月に開催しております「人権を考える町民の集い」の場を活用するとともに、河南町人権を守る会と連携の上、先ほどお話しになりましたブルーリボンバッジの着用も含めまして、住民の皆様に拉致問題についての関心と認識を深めていただけるよう努めてまいりたいと考えております。

また、令和6年1月20日に政府拉致問題対策本部などの主催で開催されますアニメ「めぐみ」・拉致被害者ご家族ビデオメッセージの上演会に、改めまして町職員が参加させていただきます。

○議長（中川 博）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

どうもありがとうございました。

今までにバス問題に集中されているところとお見受けしますが、人権問題全般と北朝鮮人権侵害問題についての捉え方を森田町長にお聞きしておきます。

○議長（中川 博）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

人権問題については、やっぱりゆゆしき問題ということで、あってはならんということで取り組んでまいりることは周知の事実だと思っています。

取組内容につきましては住民部長の答弁のとおりでございますけれども、いろんな人権問題が発生する。女性とか子供の問題、それから高齢者、それから障がいがあるなしの問題、それから近々ではコロナということもあったと思いますけれども、それから外国人等々のいろいろな人権の問題がありますけれども、それらについては、やはり人権を守る会と連携をしながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

その中で、先ほども質問ありましたけれども、北朝鮮の拉致事件の被害者の問題ですけれども、めぐみさんが拉致されてから46年という長きの年月がたって家族の皆さんも高齢になってきているということで、存命のうちに何とか解決できればというような形で個人的には思っております。

ただ、たくさんの認定されていない方もいらっしゃるということでございますので、その辺も含めて我々も関心を持って取り組んでいきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（中川 博）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

森田町長、ありがとうございました。

以上で私の質問を閉じます。ありがとうございました。

○議長（中川 博）

浅岡議員の質問が終わりました。

次に、福田議員の発言を許します。

福田議員。

○9番（福田太郎）

議席番号9番、立憲民主党、福田太郎、個人質問をさせていただきます。中川博議長におかれましては、ご配慮のほどよろしくお願ひいたします。そして、理事者におかれましては答弁のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、森田昌吾町長が自ら打ち出されました総合的事業政策等においての河南町まちづくり対策への取組を鑑みて質問をさせていただきます。そして、私のモットーであります住民・行政・議会の3つの輪をもって河南町の町住民皆様の誰もが「安全・安心・安住して

暮らしやすい町づくり」「納得いく町づくり」「ふれあい町づくり」を念頭に、河南町町住民皆様への町行政におけるさらなる河南町まちづくりの促進策に向けての一環について、3事項8項目の事柄等についてご質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、1の事項での町防災対策の備えにおいて、(1)と(2)の項目についてお聞きいたします。

最初に、(1)の項目の指定避難所でのさらなる案内誘導掲示板と避難誘導標示板等の促進に向けてお聞きいたします。

私が提言とお願いをしておりました各地域、各公園への避難場所や避難所の表示板を設置していただき感謝申し上げますが、今後、さらに防災対策への安全確保の一環において、町住民皆様への様々な災害時の備え等を見据えて、現在の案内誘導掲示板及び避難誘導標示表等での見直しと、その取付け事業に向けて取り組んでいただけますか、お聞かせ願いたい。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

本町では、これまで指定緊急避難場所26か所、指定避難所31か所、福祉避難所4か所に災害種別（土石流、崖崩れ・地滑り、洪水、大規模な火事）ごとに使用可・不可の表示、多言語による表示、ピクトグラムによる表示を行い、夜間でも確認できる高輝度蓄光式避難所看板を設置しております。

また、議員仰せの案内誘導図板及び避難誘導標示表でございますが、平成30年度に多言語による表示、ピクトグラムによる表示を行い、こちらも夜間でも確認できる高輝度蓄光式避難所誘導看板97枚を町内の電柱に取り付けています。このほか、カナちゃんバスのバス停の表示盤90基にも指定避難所の案内を行っております。

今後も、必要に応じまして避難誘導看板などの設置について検討してまいります。

○議長（中川 博）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま渡辺総合政策部長より、今後、河南町住民への様々な災害時の備えを見据えて、現在の案内誘導掲示板及び避難誘導標示板への見直しと取付け事業等においての促進に向けての考えを示してくださいました。全ての町住民皆様の命は、我がまち河南町の宝あります。関係各位、担当課におかれましては、さらに詳細な案内誘導掲示板及び案内誘導標示表

の設置に向けて取り組んでいただくことを強くお願いしておきまして、次の（2）の項目に移させていただきます。

それでは、（2）の今後、各地域の防災補助金についてお聞きします。

私は、各地域の自主防災組織への助成金の増額をしていただきたいと以前より提言をしておりますが、このたびも私から2案についての提言とお願いを申し上げます。

それでは、1の案で、現在の各地区に年3万円の助成金を、今後、年10万円への助成金に増額をしていただきたいが、お聞かせください。

それとも、2の案で、現地域5校区の1校区ごとに対して年100万円の助成金の配付をしていただきたいが、お聞かせください。

そこで、この2案のどちらかの案について取り組んでいただけませんか。併せてその点もお聞かせください。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

本町では、河南町自主防災組織育成事業補助金交付要綱におきまして、5つの自主防災組織に対しまして、自主防災組織を構成する地区数に3万円を乗じた補助金を交付しております。自主防災組織の運営、防災意識の啓発活動、防災訓練活動及び防災知識の向上を目的とする研修会の開催または参加に要する経費等や、資機材の購入などに補助をしております。

議員仰せの1地区3万円の上限を10万円の上限に増額することや、5つの自主防災組織に100万円の補助については、財政的にも増額は難しいと考えております。

自主防災組織につきましては、一般財団法人自治総合センターが行っているコミュニティ助成事業（地域防災組織育成事業）、これ上限200万円でございますが、こちらのほうを活用していただいているところでございます。

○議長（中川 博）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま渡辺総合政策部長から、今後の各地域の防災補助金での私からの2案の提言とお願いの取組においての考え方を示していただきました。

そこで、今後、各地域の自主防災組織への補助金の増額をしていただくことにより、各地域、各地区に合った様々な災害用の資機材や物資等の購入が可能となります。購入のため、

各関係部課長におかれましては是非とも強くお願ひしておきまして、次の2の事項に移らせていただきます。

○議長（中川 博）

すみません。福田議員の質問途中でございますけれども、ここで2時10分まで休憩したいと思います。

休 憩（午後2時00分）

~~~~~

再 開（午後2時10分）

○議長（中川 博）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

福田議員。

○9番（福田太郎）

それでは、2の事項の町行財政改革においての（1）から（4）の項目についてお聞きします。

まずは、（1）の項目の現在、河南町正職員の町外・町内での居住数と居住率において、今後、河南町正職員の町内の移住数、移住率への向上に向けて取り組んでいただけますか、そのお考えをお聞かせください。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

令和5年10月末時点の正規職員は130人で、うち河南町内居住者は31人、居住率は24%です。また、町外は99人で居住率76%となっております。

町正職員の町内の移住数、移住率の向上に向けての取組をとのことですが、居住の自由がございますので強制はできませんが、町の移住・定住施策の推進の中で可能な範囲で促してまいりたいと考えております。

○議長（中川 博）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま多村総務部長から、今後の河南町行政での正職員の町内の移住数、移住率の向上への取組についての考え方をお聞かせいただきましたが、そこで森田昌吾町長にもお聞きしま

すが、今後、河南町行政における正職員の町内での移住数、移住率において、以前のように全正職員における町内居住率を75%に戻すために、しっかりとこのことに対して取り組んでいただける考え方を持っておられるか、思いと考えについてお聞かせいただけますか。

○議長（中川 博）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

居住率というんですか、町内に住んでいる職員の数については今、総務部長がお答えしたとおりなんですかとも、やはり災害とかそういうような対応については、近くで住むということが非常に時間的な短縮につながるというのを重々承知しております。あと、やはり町内居住というか、町内出身の職員であれば町内を少しは熟知しているというようなこともありますので、当然ながら町内の正職員がということは希望しておりますけれども、やはり選考の中で優秀ですぐに対応できるという職員を採用していることもありますし、採用してから町外への転出もあろうかと思いますけれども、町内に戻っていただけるよう、3世代の事業もやっておりますし、そういうようなものを活用して、できれば町内の居住率上げていきたいと思っております。

ただ、職員にも居住の自由というのもありますので、その点も踏まえながら対応していくといふて、このように考えています。

○議長（中川 博）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま森田町長より、今後の河南町行政での正職員の町内の移住数、移住率の向上への取組についての思いと考えを示していただきましたが、今後、是非河南町行政の正職員の町内での移住数、移住率においては、以前のように全正職員における町内居住率を75%に戻すための取組についてしっかりと今後取り組んでいただくことを、森田町長、中川教育長並びに担当部課長、職員皆様に提言と強くお願いをしておきまして、次の（2）の項目に移らせていただきます。

それでは、（2）の項目、今後、町組織機構改革での促進対策においてお聞きいたします。私、以前にも述べさせていただいておりますが、今後ともさらに町組織機構改革に向けて取り組んでいただく参考の資料とし、2例ほど述べさせていただきます。

1例目は、町行政組織の簡素化に向けて、部課長制を廃止され、例えば各課長を頭に各課

グループ制の組織改革をすべきと考えます。その点についてお聞かせください。

そして2例目は、2階の総合政策部、総務部、まち創造部の3部長制を廃止され、総合的な総括部長1名部長制と、また同じく1階の税務課、健康福祉課、住民部の3部長制を廃止され、総合税務保険福祉的な総括部長1名部長制を取り組まれることで、さらなる町行政での組織機構改革になるのではないですか。その点も、さきのも含めてお聞かせ願いたい。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

本町では、行政業務が多岐にわたることから、河南町部設置条例等を制定し、総合政策部、総務部、住民部、健康福祉部、まち創造部、教・育部を設け、各部にはそれぞれ2課から4課程度を設置しております。

ただいま組織機構の見直しに関して議員のほうから2点ほど提言をいただきましたが、本町では、重要施策の決定に関わる事項は部長級を構成員とする庁議により協議し、意思決定をしております。多様化する住民ニーズに的確に対応していくためにも、現行の部程度が必要と考えております。

今後は、時代のニーズや住民サービスの向上、行政の効率化などの面から必要に応じ再編も検討してまいります。

○議長（中川 博）

福田議員。

○9番（福田太郎）

多村総務部長から、今後のさらなる町組織機構改革の内容における1例目、2例目での取組への方策の考えについて述べていただきましたが、今後とも、1例目、2例目でのさらなる河南町行政での町組織改革に向けて取り組まれることを強くお願ひしておきまして、次の（3）の項目に移らせていただきます。

それでは、（3）の項目の歳入面での取組についてお聞きします。

河南町まちづくり戦略での施策事業計画を鑑み、国・府からの交付金や補助金を確保することが大変重要であります。しかし、我がまち河南町でも高齢者世帯が増加し、個人税の非課税世帯が増えて個人税の歳入減が考える中で、町行政では少しでも多く歳入面を増やすにはどのような方策を考えておられるのか、お聞かせください。

また、歳入面を鑑み、町民税（個人・法人）、固定資産税での納税金の不納欠損を出さな

いためにも、納税者で悪質な未納者の住所、名前等をかなん広報紙や河南ホームページで公開をすべきと考えますが、よろしくその点も含めてお聞かせください。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

まず、歳入全般的なところでございますが、歳入確保の全般的な取組ですが、高齢者人口の増加や生産年齢人口の減少により町税の伸びは見込めない中、歳入を確保する方策としては、町外からのふるさと納税の促進や生産年齢人口の町内への定着を図っていくことが重要になっていくものと考えております。

生産年齢人口の定着につきましては、三世代同居・近居支援事業や第2子保育料無償化事業、かなん医療U-22助成事業などの施策を展開しておりますが、今後も、子ども・子育て施策の充実を図り、生産年齢人口の確保により、歳入の増加に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（中川 博）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

私からは、町税の部分についてお答えさせていただきます。

納税者で悪質な滞納者の住所、氏名を公開すべきではとのご質問でございますが、一部の地方自治体では、税等の滞納に対する特別措置に関する条例を制定し、悪質な滞納者については住所、氏名を公表するとの規定が設けられております。しかしながら、滞納者の住所、氏名の公表はプライバシー保護問題に直結し、地方公務員法第34条の秘密を守る義務、地方税法第22条の秘密漏えいに関する罪に抵触するのではないかとの意見もあることから慎重に対応する必要があると思われますので、現状では広報かなんや町ホームページでの公開は考えておりません。

○議長（中川 博）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま多村総務部長からも述べていただきました。特に大門住民部長からも、歳入面での徴収への取組について、大変難しいことだと思いますが、今後、歳入の確保においては、全ての町住民皆様への河南町行政事業各サービス等に対してさらなる促進、向上に取り組む

ためにも、しっかりと徴収されるよう取り組まれることを強く念願しておきまして、次の（4）の項目に移らせていただきます。

それでは、（4）の項目、歳出面での取組についてお聞きします。

以前の集中改革プラン案の下で、歳出面に対して改革され財政健全化をされました。これはひとえに町住民皆様に多くの事柄への負担をお願いされて達成されたものであります。

そこで、新河南町まちづくり戦略（総合戦略）での具体的な取組の中において、今後、町住民皆様に多くの負担等が伴わない歳出面の削減について、町行政ではどのような方策を考えておられるのか、お聞かせ願いたい。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

住民の負担を伴わない歳出抑制の取組とのことですが、本町ではこれまで、庁舎や公共施設の電力調達の入札による経費削減や、住基システムや税システムなどについて自治体クラウドを導入することにより、歳出削減に取り組んできました。

今後も、近隣自治体と連携した事務の共同処理や広域実施、国が進める行政システムの標準化やガバメントクラウドへの移行、さらに、現在推し進めていますDXの推進等により、業務の効率化と省力化を図り、職員の配置、AI・RPAの活用による適正な職員数の確保によって内部管理経費の抑制に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中川 博）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま多村総務部長から歳出面の取組に対する考え方を述べていただきましたが、そこで、新河南町まちづくり戦略（総合戦略）の具体的な取組の中において、今後とも町住民皆様には多くの負担が伴わない歳出面での削減に向けての提言と、さらなる河南町行財政改革への取組をされることを強く念願しておきまして、次の3の事項の質問に移らせていただきます。

それでは、3の事項の町選挙投票において、（1）と（2）の項目についてお聞きいたします。

それでは、（1）の項目の今後、若年有権者の投票率への向上に向けてお聞きします。

皆様もご承知のように、総務省での公職選挙法等の一部改正により、選挙権年齢が満18歳

まで引き下げられました。よって、河南町行政では、今後さらに若年層の有権者投票への啓発活動と投票率の向上に向けてどのように取組をされるのか、詳細にお聞かせください。

そして、選挙権年齢が満18歳まで引き下げられたことにより、町教育委員会において選挙投票の仕組みや政治への理念等を理解するための啓発等において河南町各学校に伝達をされていますか。さきのと併せてお聞かせください。

○議長（中川 博）

田中選挙管理委員会事務局長。

○総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長（田中啓之）

それでは、お答えします。

投票率の向上に向けての取組についてというご質問でございますけれども、町選挙管理委員会では、投票率の向上を図るため、期日前投票期間や選挙期日における町防災無線や町発信のLINEを利用した投票の呼びかけの実施、さらに、選挙期日には広報車により全地区を回り、投票の呼びかけ等を行っておるところでございます。また、山間地の平石、持尾、青崩地区においては、それぞれの集会所で期日前投票所を開設しております。

そのほか、若い世代への投票率向上のため、毎年、二十歳の集いで選挙啓発冊子のほうを配付しております。

今後も、より多くの有権者に投票を行っていただくため、18歳、19歳の有権者も含め全ての有権者の投票率向上を図るため、広報啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

選挙投票の啓発等の各学校へ伝達については、教・育部のほうからさせていただきます。

これらの伝達については、将来有権者となる若年層の政治や選挙に関する意識の高揚を図り、明るい選挙の推進に資するため、毎年、小学校6年生及び中学校3年生を対象に、大阪府選挙管理委員会事務局において作成されました選挙啓発パンフレットを各児童生徒に配付しております。パンフレットは、小学校では政治の役割、投票の方法などの選挙の仕組み、投票率の推移などを、中学校では政治の役割、選挙の意義、選挙の基本原則、選挙権、選挙の仕組み、寄附禁止、投票率の推移、満18歳未満における選挙運動の注意喚起などについて、イラストや身近な事例を取り入れまして児童生徒に分かりやすく、興味を抱かせるような内

容となっております。

○議長（中川 博）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま担当課のほうからの説明に対するお聞かせいただきましたが、今後、中川教育長、そして今答弁いただいた谷教・育部長におかれまして、及び学校職員皆様、今後とも各園、各小学校、町立中学校におかれましては、社会学習指導要領に基づいて各選挙投票の仕組みや政治への理解と啓発への学習、啓発についてしっかりと取り組んでいただくことの提言とお願いをしておきます。念願しておき、次、（2）の項目に移ります。

それでは、（2）の項目、各投票所の改善策についてお聞きします。

河南町行政改革の一環で、現在、各校区選挙投票所を5か所に変更された結果、私が町内を商いして回っていると、中高年層の方々や特に高齢者の方々から、以前と違い現在の各投票所においては投票に行きにくいとの声が今でもお聞きします。そこで、改善策の一環として、青崩、持尾、平石の各地域では地元集会所で投票できる措置をしていただきました。よって、現在、各地域の各地区での高齢者を重視されて、以前同様に各地元集会所での投票ができるよう改善に向けて取り組んでいただきたいが、その点についてお聞かせ願いたい。

○議長（中川 博）

田中選挙管理委員会事務局長。

○総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長（田中啓之）

現在の5つの投票所ですが、平成22年に石川、白木、河内、中、大宝で投票を実施してから13年が経過しており、現在の5投票所で今定着しているのではないかと考えているところでございます。確かに以前には各地区の集会所等で投票所を開設しておりましたが、投票所を増やすことは従事者数を増員することになり、その従事者数の確保の問題や施設に係る費用など経費拡大となってしまうところでございます。

また、山間地である青崩地区、平石地区、持尾地区の3か所で期日前投票所を開設し、投票率の向上に努めているところでございます。

高齢者の投票所への移動手段の確保につきましては、地域公共交通を利用した投票の呼びかけや、今後も必要に応じて改善については検討し、さらなる利便性向上を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 博）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま田中選挙管理委員会事務局長から、各地域の各地区での特に高齢者皆様を重視されて、今後、以前と同様に各地元集会所において投票できるように改善していただきたいということをお願いし、その考え方を述べていただきましたが、しかし、なかなかその改善がしにくいような思いを感じておりますが、しかし、大変大事な公務の仕事の一環であります。それが町住民のまちづくりの権利の一つとして、今後とも、高齢者も含め全ての選挙管理者に対してさらに投票率の向上に向けて取り組んでいただくことを強く念願しております。

そして、私、常々申し上げております。我がまち河南町の子供たちは国の宝、河南町の光であります。中川修教育長、今後とも総合的子育て施策事業計画案での取組に際してよろしくお願いし、提言と念願をしておきます。よろしくお願ひします。大変難しい仕事でございますがよろしくお願いし、それでは、今回の質問事項での各項目の内容の続進状況においてはまたお聞きすることがありますが、その節にはよろしくお願ひいたします。

これで私の個人質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中川 博）

福田議員の質問が終わりました。

次に、高田議員の発言を許します。

高田議員。

○1番（高田伸也）

議席番号1番、会派自民・夢・希望の高田伸也です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問を行います。

質問事項は、1事項め、河南町の活性化について、2事項め、自治会活動の活性化、また3事項めは本町のデジタル化について、4事項めにつきましては再構築された地域公共交通の課題と将来についてと、以上4事項となります。

それでは早速ですけれども1事項め、河南町の活性化についてということで、河南ベンチャーサポートの概要と実績について、まずこれをお聞きしたいと思いますが、それに先立ちまして、河南町には少しづつカフェ等の店舗でありますとか事務所等、感覚的には相当商店等が増えてきているなという気がしておりますが、実態といたしまして、本町の廃業件数や開業件数はどのようにになっているかというところを把握しているようでしたらお知らせ願い

たいと思います。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町での事業所の開業及び廃業件数はつかんでおりませんが、国の調査で5年に1回実施されております経済センサス（活動調査）で見ますと、町内の事業所数は平成28年6月1日現在で497件、令和3年6月1日現在で501件であり、4件の増となってございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

高田議員。

○1番（高田伸也）

ありがとうございます。実際の件数の把握はなかなか難しいということでしたけれども、今お聞きする限り、大きく減少しているわけじゃなくて微増ということでありましたが、ちょっと再質問になりますが、本町にはそのような出店の後押しを目的としまして、開業・創業支援としましてベンチャーサポート制度が今年できました。補助の上限額としては10万円となっておりますが、改めて制度の内容、条件、現在の実績またはどのような計画になっているのか、さらに制度の案内には、新たに出店をする場合ではなく空き家や空き店舗を利用する場合には、補助金は倍の20万円というふうになっておりますが、その理由についても併せてお聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町では、河南町ベンチャーサポート補助金交付制度を令和5年8月1日からスタートしてございます。

制度の概要でございますが、まず目的は、地域産業の発展と創業促進を図ることを目的とし、起業または起業直後に必要な経費の一部を補助するものでございます。補助対象者は、事業を営んでいない個人が新たに個人事業所を設け事業を開始する場合または新たに法人を設立し事業を開始する場合であって、要件を満たす者が対象となります。

要件といたしましては、1つ目が、申請時において起業の日から1年を経過していないこと、2つ目が、補助事業完了の日から2か月を経過した日または補助金の交付決定があった

日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告が可能であること、3つ目が、本社機能を有する事業所等を町内に設置すること、また、法人の起業については登記上の本店所在地も町内に置くこと、4つ目が、町税を滞納していないこと、5つ目が、産業競争力強化法に規定する特定創業支援事業による支援（創業セミナー）を受けたことの証明を取得している、または申請しようとする日の属する年度に取得予定であること、6つ目が、1週間に4日以上かつ1年以上継続して営業すること、7つ目が、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に規定する業種、農業、林業、漁業、金融、保険業を除く業種でございますが、これであること、8つ目が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業に該当する業種でないとの全てを満たすこととなってございます。

対象経費は、店舗または事業所の開設に伴う工事費用や設備、備品購入費などの事業所用設備経費やホームページの作成に係る経費などの広告宣伝に要する経費とし、補助金は対象経費の2分の1の額で上限を10万円としております。

なお、空き家または空き店舗を事業所等として起業する場合は、空き家対策につながることから上限20万円としてございます。

実績としましては、現在のところ1件の申請があり、交付決定したところでございます。

また、令和5年度の予算としましては5件分を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

高田議員。

○1番（高田伸也）

分かりました。1件の交付対象があるということですけれども、そもそも今回の制度により助成の対象になるという要件が、大前提が創業であるということで、チェーン店とかそういうものに対しては対象にはならないというようなことだと思うんですが、その上にセミナーの受講でありますとか様々な条件がたくさんあって、相当ハードルが高い気がいたしました。また、創業で出店するよりも空き家での開業のほうが助成金が多いというのは、私自身もまだちょっと納得ができないなという気がしております。

また、私としては、もっと単純にまちのにぎわいにつながるような商店や開業支援、その後押しになるということであったらなというふうに考えておりましたし、できましたらそのような新しい制度にも期待をしたいなというふうに思っております。

それでは、続きまして2項目めになりますが、J A Fとの観光協定についてお聞きしたい

と思います。

先般、河南町とＪＡＦ大阪支部は観光協定を締結されましたが、目的としては、河南町とＪＡＦが有する資源を有効に活用し、協働による活動によって地域の問題解決と活動の発展に寄与するとあります。具体的には、本町として観光振興という点においてどのようなことに期待しているのか、また、ＪＡＦ側にとってどのようなメリットがあるのか、そのあたりをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

令和5年12月1日付で、一般社団法人日本自動車連盟大阪支部、いわゆるＪＡＦと観光振興に関する観光協定を締結いたしました。この協定は、観光情報の発信や地域課題の解決につなげることを目的として、魅力ある本町の観光地やドライブ先としての情報をＪＡＦとともに発信し、町が取り組むまちづくり計画「来てよし、住んでよしの『あ・な・ば』かなん」の実現に向け事業に取り組んでいくものでございます。

ＪＡＦの会員数は全国で2,037万人、大阪府内では132万人となっており、ＪＡＦのオリジナル雑誌「ＪＡＦ　M a t e」やウェブサイトも充実しており、会員への発信力という強みを持っております。町としましてはこの強みを生かし、町の観光情報や共同イベントの開催などを通じ広く情報伝達することで、交流人口を増やし、町の活性化を図っていきたいと考えております。

ＪＡＦ側のメリットとしましては、自治体と連携することにより、会員への情報発信や利用コンテンツの充実が図れるとともに、ＪＡＦの行動指針の一つである社会への貢献の取組となることでございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

高田議員。

○1番（高田伸也）

分かりました。まずは、町としては全国2,000万人の会員さんですか、その会員さんに対して何らかの情報発信が可能になるということが分かったんですが、それでは、少し再質問になりますけれども、観光振興の名の下に、観光課としては、河南町内に現存する名所がありますとか歴史的に価値のある文化財、博物館などを町外にアピールすることによって町内

に人を呼び込むということは大切な使命であると認識はしておりますが、同時に河南町の活性化やにぎわいの創出につながる観光資源の開発、これが必要だと考えています。

例えばですけれども、イチゴ狩りとカフェが連動したオリジナルパフェのスイーツづくり体験でありますとか、有名なイチジク狩りとイチジク大福づくり体験など新たな付加価値のある観光体験でありますとか、野菜の収穫体験と有名な芋煮会、さらに地元の肉のバーベキュー大会と一緒にしたバスツアーなど、バス会社と一緒に企画するようなことも含めまして、住民と他の地域の方も楽しめるユニークな観光開発、またＳＮＳを交えた積極的な告知活動を是非お願いしたいというふうに考えておりますが、観光課のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町といたしましては、町の魅力を発掘、向上させるとともに関係機関と連携し、町内外への本町の魅力の発信、情報提供等を行い、交流人口を増やすとともに町の活性化を行うことが必要であると考えております。

本町の観光資源は、自然景観や歴史文化はもちろんのこと、新鮮な農産物など、特に最近ではイチジクに加えイチゴの栽培も盛んで、イチゴの産地としても注目されております。また、古民家を活用したカフェなど新たな魅力ある店舗も増えてきております。

今後におきましては、体験ツアーを含めあらゆる観光資源を活用できるよう、ＰＲの内容や方法について検討を行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

高田議員。

○1番（高田伸也）

是非よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3項目めになりますが、大阪芸術大学と住民のつながりについてということで、今回たまたま様々な世代の住民の皆さんと話す機会がありまして、その中で、高齢の方でも音楽、楽器を習いたい、また、絵画や様々な芸術的なことにも取り組みたいという声をいただき、河南町フェスティバルというようなものの開催を希望する方がたくさんありました。ポップスもありますが、ジャズ、クラシック、どういうことでも結構なんで、そういう音楽

を聞きたいというような声があったわけです。

本町においても様々な取組をいただいているというふうに思っておりますが、もっと気軽に、かなんぴあや公民館、集会場、大阪芸術大学のキャンパス等で大阪芸術大学の学生によるコンサートや大阪芸術大学の学生を講師とした文化的な教室を頻繁に開催いただくことはできないか、可能かどうか、そのあたりもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

教育委員会では、現在、大阪芸術大学と連携し共催で各種事業を実施しております。大阪芸術大学演奏学科と河南町立中学校吹奏楽部との共演による共催コンサート「ふくふくサンデーコンサート」や、大阪芸術大学の教授による本格的な指導の下、大阪芸術大学キャンパス内で受講いただける住民向けの共催講座を毎年実施しております。

今後も引き続き、大阪芸術大学との共催による事業を実施してまいりますとともに、今まで以上に、より連携を密にし、住民の皆さんのが参加いただける文化イベントや芸術講座等の内容のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（中川 博）

高田議員。

○1番（高田伸也）

さらなる充実を検討いただけるということで、再質問になりますけれども、例えば住民の皆さんも少し負担をいただいて、町のほうにも一部負担をいただいて、大阪芸術大学の学生には授業の一環もしくはアルバイトというような形で取り組んでいただくことによりまして、住民の学びたいとか体験したいという声に対応した継続的で文化的な大阪芸術大学と住民のつながり、そういうものはできないかというふうに思っております。

また、大阪芸術大学の学生を本町のPR大使に任命したり、何もなくてちょっと寂しい大阪芸術大学前を魅力的な学生街を大学と共につくり上げるためのプロジェクトを立ち上げるなど、町と大阪芸術大学は積極的な関係を持つべきだというふうに考えておりますが、そのあたりの見解についてもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

それでは、大阪芸術大学の先ほどお答えしました共催の実施、いろんな学生との関係ですね。これ、中学校の吹奏楽部の学生にいろいろと手伝っていただいて共催によるコンサートを行っていますし、先日、ガラス工芸というような陶芸講座もさせていただいたんですけれども、それについても学生等がお手伝いいただきまして、そういう講座を行っております。先ほども答弁いたしましたように、学生も含めて大阪芸術大学とは今後、さらなる共催講座について充実してまいりたいと考えております。

教育委員会は以上です。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

大阪芸術大学の学生と住民とのつながりでございますけれども、先ほど教・育部長が言いましたように、学生を使った共催を実施しているということでございます。また、大阪芸術大学では地域住民に限らず誰でも参加できるオープンキャンパスを実施されておりまして、このほかにも大学内の図書館は利用することができます。大阪芸術大学の劇場やホールで実施されるコンサートなどに地域住民が参加できないかということは、一度検討していきたいと考えております。

次に、PR大使と魅力的な学生街について、大阪芸術大学の卒業生には有名人の方も多く、ほかの自治体でも観光PR大使など任命している事例もございます。本町でも、町が求めるイメージに合うPR大使について研究してまいりたいと思います。

○議長（中川 博）

高田議員。

○1番（高田伸也）

是非よろしくお願ひします。

続きまして、2事項目に入ります。

自治会活動の活性化ということで、地域のまちづくりの課題と将来についてお聞きしたいというふうに思いますが、自治会の皆さんのが集まりに参加しますと、最近よく耳にしますが、長年住まれている方は高齢化なので役員はもう務められないと、自治会を脱会したいという声がやっぱり多いということを役員の皆さんで話しておられますし、また、新たに転居された方は、周りに関わりたくはないと、そういうことから入会したくはないんだという声が多くて、人口減少が続く現状のままでは自治会活動、自治会自体の存続も危ぶまれるという声

が役員の皆様からも上がっております。

一方、大宝地区におきましてはこの一、二年、転居してこられたような方も増えておりまして、建築中の家屋なども目に見えて増加しているというところがあります。

実は、最近知ったんですけれども、平成30年に発刊されました移住・定住ハンドブックというのですが、この内容を見ていましたら、移住されたファミリーの声でありますとか里山的な暮らしの提案、また農業移住提案など、さらに子育て支援でありますとか三世代同居・近居のアピールなども掲載しております、非常によくできた冊子なんですが、実はこの冊子の表紙には、堂々と2016年、2017年は「2年連続して転入超過！」というふうに大きくうたっています。現在の転入と転出者数はどうなっているのか、また、その実態はどう評価しているのかについてお聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

本町における転入・転出者数でございますが、平成28年度は50人、平成29年度は36人の転入超過の状況にございました。しかし、平成30年以降は転入者より転出者が多い転出超過の状況となりました。

しかし、令和4年度では7人の転入超過となっております。これは、子育て・教育世代への経済的支援策として、第2子以降の保育料無償化事業、学校給食費無償化事業、乳幼児給食費の副食費助成などのほか、安心して子育てができるよう18歳以下の子ども医療費助成、19歳から22歳までの医療費助成のかなん医療・U-22などを実施している結果と考えております。

また、子育て・教育施設の再編により、中学校1校、小学校2校、こども園2園とする子育て・教育環境が整ったことで、子育て世代の流入超過と分析をしております。

○議長（中川 博）

高田議員。

○1番（高田伸也）

今お聞きしましたが、7人流入が増加しているということで、僅かでありますけれども、この事態については本当にうれしいことで、これまでの様々な本町の施策が効果を発揮しつつあるものと改めて実感しました。ありがとうございます。

また、この冊子ですけれども、非常によくできておりまして、できましたらまた改訂版の

作成もお願いしたいというふうに思います。

そこで、再質問になりますけれども、一部、最近引っ越してこられた住民の方に転居された理由をお聞きしたところ、まず、小さなお子様がおられる家族は、子育て環境がよさそうだと、また、小学校が近くてみんなのんびりして暮らせそうと、子育て支援も充実しているというような声もありました。また、持家が夢だったが、購入した空き家は本当に割安だったということで、新居だけではなくて空き家のほうにも引っ越してこられたという方が何件かいらっしゃいました。また、自分が自由に設計できる家が低予算で造れた、静かに暮らせる、または知り合いの方が近所にいるというような声もいただきましたが、でも自治会などにはなるべく加わりたくないという感じがありました。

結果的には、町内自治会の話合いの中では、新旧住民を含めて子供も高齢者も含めて、空き家や子ども園跡地を有効活用するなど、できましたら楽しく集える場所を自治会で運営はできないかという声が上がっておりました。また、ほかの地域では、高齢者の方々が駄菓子屋を運営して、そこで子供たちと遊んだり宿題をしたり、その場が触れ合いの場となっていることもあるようです。町として空き家、跡地を活用した地域活性化の一環として、そういう支援をお願いできないか、お聞きします。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

空き家、跡地を活用した地域活性化の取組といたしまして、平成30年度から定住促進、地域の活性化を図るため、空き家等及び利用希望者等の情報登録制度であります河南町空家バンク制度を実施しております。

また、本町では旧かなんこども園の活用を検討しており、現在、都市計画法上の手続を進めています。旧かなんこども園を第1種低層住居専用地域から第2種中高層住居専用地域に用途変更することにより、議員仰せの駄菓子屋さんなど店舗への活用も可能となります。

今後、用途変更した上で一般公募に付し、民間事業者に貸付けを行う予定でございます。この貸付け条件には、1階部分を自治会など地域の利用を優先することとし、地域の活性化につながる取組を進めたいと考えております。

○議長（中川 博）

高田議員。

○1番（高田伸也）

分かりました。是非活性化につながる取組をお願いしたいというふうに思います。

次に、2項目めになりますが、地域イベント大宝まつりの再開催についてということで、実は12月2日に、この数年間コロナ禍でもあります中止となっていました大宝まつりが4年ぶりに開催されました。再開はもう無理だろうというふうに思っていたわけですが、休止でなく完全に中止となっていましたこの祭りを復活企画したのは、長年運営してきた方々ではなくて、今回初めて加わるパパママ世代の若い皆さんによるものです。

開催当日の朝も、キッチンカーにはお客様は一体集まるのかという心配な状況でしたが、小学校を使いましたので、体育館内の輪投げでありますとか綿菓子、ヨーヨー釣り、また外の野菜販売、消防自動車体験など手作り感満載なこの大宝まつりに想像以上の多くの方が集まっていたいただき、この町にこんなに子供がいたのかというようなことを思うほどの大盛況がありました。実際、子供たちも最低300名以上が参加したというふうに聞いておりますので、保護者の皆さんや地元の皆さんを合わせると600名から700名の方が参加されたようですし、10月にこの地域で実施された町内ハロウィンも含めまして、住民主体のイベントの在り方として一石を投じるものというふうにあったと思います。

今後、本町におきましても、このような様々な若い世代の住民の皆さんと一緒につくり上げるようなイベント企画にも私自身期待したいというふうに思っておりますが、これについてのご意見をいただきたいと思います。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

大宝まつりは、大宝地域の住民の方が主体となって実施されているイベントで、例年夏から秋頃にかけて行われてきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け開催ができない状況となっていました。今年ようやく形を変えて開催されると聞いておりました。当日は大変盛況に終えられたことも聞き及んでおります。

これらの地域が実施されるイベント等は、地域住民や自治会活動などの基礎となる取組であると考えますので、今後もこのようなイベントが開催されることを期待しております。

○議長（中川 博）

高田議員。

○1番（高田伸也）

ありがとうございます。

私は、イベントを企画する人自身、例えば本町の職員さんが自発的にやってみたい、また、楽しいと感じるような企画が生まれてくることに期待をしたいというふうに思っています。まあやってみなはれというような形でやっていただくことが一番大事かなというふうに思つておりますので、是非よろしくお願ひいたします。

続いて、3項目めになりますが、防犯灯や防犯カメラの電気代の補助についてお聞きしたいと思います。

昨今の物価高騰に伴いまして電気料金が値上がりしている状況が続いておりまして、本年度は地区で負担している電気料金の50%を支援いただいているというふうに思っております。しかしながら、来年度はその支援がなくなるとの話を聞きましたが、改めて補助の継続を希望するところですが、状況をお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

本町では、河南町防犯灯電気料補助基準の規定によりまして1灯一月当たり90円を補助し、河南町防犯カメラ電気料金補助要綱の規定によりまして1台一月当たり150円を補助しております。

補助金の金額につきましては、関西電力の公衆街路灯電気代と再生可能エネルギー発電促進賦課金単価、それと燃料費調整単価を足した額の2分の1相当分の補助額となっております。防犯カメラの補助額につきましても2分の1相当分の補助額となっております。しかし、現要綱の補助額を上回ることがあれば、その都度対応を検討してまいります。

令和4年度には、高騰した電気代に合わせまして特別に防犯灯は1灯105円、防犯カメラは1台155円の補助をし、電気代の2分の1相当になるように実施したところであります。

○議長（中川 博）

高田議員。

○1番（高田伸也）

分かりました。

つまりは、これ支援がなくなるのではなくて、たまたま電気代があまり高騰しなかったので補助はしないだけで、電気代の高騰状況によっては都度対応を検討いただけるということでおよろしいでしょうか。そういうことですか。分かりました。

○議長（中川 博）

高田議員の質問の途中でございますけれども、ここで3時20分まで休憩したいと思います。

休 憩（午後3時05分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再 開（午後3時20分）

○議長（中川 博）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

高田議員。

○1番（高田伸也）

それでは、続きまして3事項めに入ります。

本町のデジタル化についてというところで、本町に導入されましたL o G o チャット、L o G o フォームについてお聞きしたいというふうに思います。

既に全国1,000以上の自治体が導入していると言われる自治体向けのビジネスチャット、L o G o チャットと、また自治体職員が電子申請や申込予約、アンケートなどのフォームを作成し、集計等ができると言われているL o G o フォームは、本町では他の自治体に先駆けていち早く導入されておりますが、その導入目的とサービスの概要、導入費用について分かりやすく説明いただきたいと思います。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

初めに、L o G o フォームから説明いたします。

本町は、L o G o フォームを令和3年9月に導入しております。L G W A N 対応の電子申請システムで、自治体職員が電子申請や申込予約、アンケートなどのフォームを作成、集計し、一元管理できる自治体専用のデジタル化総合プラットフォームです。

町では、申込予約や住民アンケート、さらには府内の業務システム等、行政における様々な業務や手続を対象としています。例えば、町の広報紙で案内しています公民館講座の申込み、法律相談の申込みや、カナちゃんバスのデザイン投票、人権バスターの申込みなどもL o G o フォームを活用し受付を行いました。

次に、L o G o チャットは、町では令和4年4月から導入いたしました。高度なセキュリティーを有する行政専用のネットワークで、L G W A N 上でサービスを共同利用でき自治体専用のチャットツールです。自治体職員が府内、他自治体とテキストやファイル、写真など

の送受信を通信の安全性の高いL G W A N上で行うことが可能なものです。

費用でございますが、L o G o フォームは初期導入経費262万3,500円で、府補助の対象で2分の1の補助がございました。ランニングコストは月額2万9,700円でございます。L o G o チャットは、初期導入経費はなく、月額4万4千円の利用料となっております。L o G o フォーム、L o G o チャットは大阪府スマートシティ戦略部戦略推進室地域戦略推進課が推進された事業で、共同調達することで経費が削減されております。

○議長（中川 博）

高田議員。

○1番（高田伸也）

分かりました。

再質問になりますけれども、L o G o チャットのほうですけれども、現在全職員が利用できる環境にあるのかという点、また、L o G o フォームは専門知識不要で誰でも申請フォームが簡単に作成できるというふうに言われていますけれども、実際にどれだけの職員がこのサービスを活用しているのかについてお知らせ願いたいと思います。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

L o G o チャット、L o G o フォームは職員全員が利用できる環境としておりますけれども、どれだけの職員が利用しているかという人数までは把握しておりません。L o G o フォームを使用した申請の作成については、プログラミングやIT技術を使わずノーコードで自ら電子申請フォームの作成、自動集計、グラフ化、データベース化することができ、業務効率化、外部委託のコスト削減、行政デジタル化のスピード向上につながるものでございます。

○議長（中川 博）

高田議員。

○1番（高田伸也）

内容は分かりましたが、実際、把握がやっぱり必要だというふうに思いますし、どれだけ有効活用されているかというのは非常に重要なポイントになろうかと思いますので、是非よろしくお願ひします。

次に、L o G o チャット、L o G o フォーム導入後における今後の課題についてお聞きしたいと思います。

調査しました資料によりますと、L o G o チャットの導入で職員1人当たり平均で年間約98時間の業務削減効果があったと。また、ペーパーレスなどの効果も非常に高かったという調査結果がありましたが、現状、本町内の業務においてどのような効果を生んで、住民の皆さんに対してはどのようなサービス向上につながっているのか、この点についてお聞きしたいと。また、課題があれば同時にお聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

当該システムの導入における効果ですが、具体的な削減時間等の把握は行っておりません。

L o G o チャットにつきましては、職員間の情報共有ツールとして日常業務の報告・連絡・相談、資源の共有化、職員間でのワークグループの設置のみならず、他市町村との連携、情報共有など幅広い活用を行っております。

なお、L o G o チャットは住民向けではなく、住民向けサービスとしてはL o G o フォームで業務の効率化を図っております。

課題という点では、全職員を対象としますが、部署によれば利用が少ない職員もございます。利用を促していく必要があると考えております。

○議長（中川 博）

高田議員。

○1番（高田伸也）

よく分かりました。利用促進に値する有効なツールということですので、是非よろしくお願いします。

そこで、これにつきましては再質問になりますけれども、L o G o フォームを駆使しましたら住民や事業者が役場窓口に行かなくてもオンライン申請でありますとか予約が行えるとした場合、本町がこれから取り組もうとしているデジタル窓口システム、デジタル田園都市推進事業でありますけれども、これに大きな費用を立てて新たに導入する必要があるのかいささか疑問だと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

L o G o フォームは、住民の方からの各講座の申込みやアンケートなど、住民基本データ

に直接対応するような扱いではございません。現在取り組んでいますデジタル窓口システムについては、書かない窓口、迷わない窓口の実現をはじめとする住民情報等の基幹系システムとの連携を主とした窓口システムの構築です。住民の方からの申請を受付する際には、マイナンバーカードを利用するため、セキュリティーの担保やL G W A N 等の行政ネットワークの活用など様々な要件を満たさなければならないものでございます。L o G o フォームの申請とデジタル窓口システム、それぞれが必要なものでございます。

○議長（中川 博）

高田議員。

○1番（高田伸也）

分かりました。大きな費用がかかっても両方とも必要だというようなことだと思うんですけれども、それでは3項目めに入らせていただきますが、防災面での活用について質問をさせていただきます。

L o G o チャット導入によって、他の自治体の事例を見ますと、日常の事務連絡だけではなくて、災害時において災害本部と担当職員、職員同士、災害現場や避難所との連絡等、災害対応に関する情報連携で本当に有効だったありますとか、防災訓練にも有効活用できたというような内容が見受けられました。

これまで本町の災害対策本部では、住民や職員さんから電話で受けた災害情報をホワイトボードに書き出して、またそれをエクセルで入力して、その後被害状況を取りまとめる、その資料作成のために現地に出向いた職員の皆さんが撮影した画像を貼り付ける、それを一覧にしたというふうに思っておりましたが、一方、具体的にはL o G o チャットによって被害現場の写真をG P S を用いた位置情報と一緒にチャット送信ができるため、被害状況に関する情報をいち早く集約できてタイムリーに情報共有ができるという機能があるようで、是非有効に活用すべきだというふうに思っておりますが、防災面では現在どのようにこれを取り組もうというふうに考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

L o G o チャット、L o G o フォームの防災面での活用といったしましては、まず、L o G o チャットでございますけれども、本年6月に台風2号の影響で発生した大雨の被害状況確認において、現場の状況を担当者がその場で撮影し、L o G o チャットで災害対策本部に送

信し、リアルタイムでその場所の現状を把握するためのツールとして活用いたしました。

L o G o フォームにつきましては、例年1月に実施している職員の参集訓練時において、参集途中に遭遇した災害現場の被害報告用に定型のフォームを用いて活用いたしました。また、本年8月15日の台風7号の対応では、通報調書、現場確認調書、初期対応調書の3種類のフォームを作成し、被害の通報から初期対応までの一連の処理を行うツールとして活用しております。

○議長（中川 博）

高田議員。

○1番（高田伸也）

今お聞きしました。私のちょっと認識が間違っていたのかも分かりませんが、防災面においてもL o G o チャットとかL o G o フォームを有効に活用されているということで、よかったですのかなというふうに思います。よく分かりました。

それでは、続きまして4事項めに入ります。

再構築された地域公共交通の課題と将来についてということで、本町によるバスの運行についてお聞きしたいと思います。

12月21日の運行開始に向けて、関連する4市町村ではこれまでの間、厳しいやり取りが水面下で行われたということは想像できますし、その心労はまだ続いているものというふうに思っております。まずはそのご苦労に非常に感謝をしたいというところであります、そこで、今後、バスに関する総合窓口及び補完路線の運行管理、例えばバスドライバーの手配でありますとか調整、車両の管理、ダイヤの調整等はプロの運送会社に本来委ねるべきというふうに感じますが、それらを本町の総務部門が全て対応されるのか、またそれはできるのかというところと、また、様々なトラブルが発生した際の緊急対応を含めまして、退職されたバスのドライバーと本町が直接契約しておくことの対応はできないのかと。先ほど、ほかの質問にも一部ありましたが、改めて即戦力になる方、そういう方がいらっしゃるので、できれば有効活用したいというふうに思っておりますが、この2点、お聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

廃止される金剛バス路線を維持するため、近鉄バス株式会社、南海バス株式会社が運行協力をいただくことに加えて、補完運行を河南町自家用有償旅客運送で運行を行ってまいりま

す。総括的に総務課で管理をしていきますが、運行につきましては、現在3事業者と運行委託契約を行っています。各事業者に運行管理者を必須とし、運転手の健康状況などを毎日管理してもらいます。町としましては、運転手を直接雇用するなどについては考えてはおりません。

○議長（中川 博）

高田議員。

○1番（高田伸也）

総務課が窓口となって総括的な管理を行い、運行に関しましては各事業者でも管理を行うということですが、貴重な即戦力のドライバーさんを確保する上では、退職されたバスドライバーさんの有効活用、臨時雇用の検討もできましたら改めてお願ひしたいと、難しいのは聞いておりますけれども、再検討いただきたいというふうに思います。

それでは、次の項目に移りますが、カナちゃんバスを利用している中学生の対応についてお聞きしたいと思います。

新バス路線の運行が始まると、路線バスの運行を補完するために朝7時台のカナちゃんバス、6時台、7時台、8時台とありますけれども、特に7時台のカナちゃんバスの運行がなくなることによりまして、日々登下校にカナちゃんバスを利用して河南町立中学生の生徒のことも考慮いただけないかというような声を保護者の方からいただいております。

私が確認のために北部方面のカナちゃんバス7時台に乗り込んだところ、たまたまその日は4名の生徒が利用しておりましたが、雨の日は7名から8名の生徒が利用しているというふうに聞いています。中にはやむを得ずバスで通学せざるを得ない学生もいるかもしれませんし、確かに坂や狭い道も多く、雨の日は特に危険だなというふうに思っておりますが、児童生徒の安全確保の観点からも何らかの対応の検討をお願いしたいというふうに思いますが、まず見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

金剛自動車株式会社がバス事業を廃止するということが公表された9月11日から今日に至るまで、日常生活を維持していく上で、まずは駅への通勤・通学の移動手段を確保することを最優先として、廃止後の交通サービスの在り方を検討してまいりました。

先ほども申しましたが、廃止される金剛バス路線を維持するため、近鉄バス株式会社、南

海バス株式会社が運行協力をいただくことに加えて、補完運行を河南町自家用有償旅客運送で運行を行ってまいります。

町が運行します補完運行は、カナちゃんバスの車両も利用して運行区域を拡大して運行せざるを得ない状態でございます。したがってカナちゃんバスは、これまでの朝7時発から夕方18時発までの12便の運行から、朝の2便と夕方2便は富田林駅への路線バスとして運行を行います。町内循環路線は朝9時発から夕方16時発までの8便に変更といたします。朝夕で便利に利用していた中学生については利用できなくなりますが、何度も申し上げますが、まずは駅への通勤・通学の移動手段を確保することを最優先と考えておりますので、ご理解賜りますようお願ひいたします。

○議長（中川 博）

高田議員。

○1番（高田伸也）

分かりました。十分理解はしております。

再質問になりますけれども、確かに現時点で新たに通学用の路線を組み入れるということは難しいというのは重々承知しています。地方公共交通の問題とは別にしまして、路線バスを通学に利用している事例であります、小学校のスクールバスを利用して有償運送している事例も全国にはあるようですから、例えばですけれども、近つ飛鳥小学校に小学生を送り届けた後のスクールバスの帰りに、例えば大宝商店街沿いにバス停で待つ中学生を乗せてバス待機所まで、ちょっとオーバーすることになりますが、河南町役場まで走行するというようなことはできないかということについてお聞きしたいんですが、町内の中学生が既にバスを利用しているという状況を鑑みて、バス通学ができなくなることで本当に困る生徒がいるならば、安全に利用しやすい通学環境を確保するためにも一度そのあたりの検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

中学校の通学方法については徒歩通学を原則としており、片道1.65km以上ある場合、自転車通学を許可しております。また、バス通学も認めております。さらに本町では、遠距離のため通学が著しく不便な児童生徒及び小中学校の統廃合により通学に支障を來す地域の児童生徒に対し、遠距離通学の解消及び安全な登下校を確保するためにスクールバスを運行して

います。スクールバス運行に当たっては、適正な学校規模の条件として、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令において、中学校においては通学距離が概ね6km以内とされており、本町の中学校スクールバス運行についても距離や地形を考慮しまして持尾地区、上河内地区、青崩地区を対象としております。

議員仰せの近つ飛鳥小学校のスクールバスを利用した中学校への運行については、近つ飛鳥小学校のスクールバスは送迎を終え午前8時10分前後に近つ飛鳥小学校から出発しますので、各地で中学生を乗降させながら始業時間、8時20分になるんですけれども、その5分前の午前8時15分までには向かうことができないこと、また委託料が増加することなどから、近つ飛鳥小学校のスクールバスを利用した運行は困難であると考えております。

○議長（中川 博）

高田議員。

○1番（高田伸也）

改めて、これも困難であるということも認識しました。了解しました。

続いて、3項目めに入りますが、12月21日以降の4市町村との協議会の関係についてお聞きしたいと思います。

新たなバス運行が始まった後になりますが、本町の補完路線のダイヤ変更でありますとかバスの車両の入替えを行う場合においては、協議会の承認がその後も必要なのかについてお聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会は、道路運送法と地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づく法定協議会です。この協議会の目的は、金剛自動車株式会社が運行する路線バスの沿線地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議すると定めています。

町が運行します補完路線は、広域にまたがる路線について、この協議会において承認をいただき、運輸局に路線や便数、バス停、使用する車両など許可を得て運行していきます。今後変更等生じた場合は、必要に応じてこの協議会において承認を得て運輸局に変更届を提出し、許可を得る必要があります。

○議長（中川 博）

高田議員。

○1番（高田伸也）

そうですか。分かりました。ほかの部分でもやはり自由にはできないということだと思うんですけれども、基本的に協議会の承認が必要だということは分かりましたが、再質問になります。

それでは、本町における次年度以降のバス運行費用、負担額の見込みについては約1億2千万円というふうに想定されておりますが、運行後においてその負担金の調整もしくは見直しは今後その協議会で行うことになるのか、また、その負担を軽減すべく、河南町議会としましては支援を求めて意見書を提出するということになっておりますが、先ほども質問が一部ありましたけれども、4市町村合同で国や大阪府に対しまして助成金等を要望する活動を改めて行っていただけるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

現段階での運行負担金は予算額でございますので、運行していく上で実績に応じて負担金が確定されます。補助制度等につきましては、近畿運輸局や大阪府の方々も4市町村広域協議会の担当者会議にも来ていただき、ご指導を受けております。

今後も、4市町村広域協議会において財源確保ができるよう、国や府に対して要望してまいります。

○議長（中川 博）

高田議員。

○1番（高田伸也）

是非よろしくお願ひします。

それでは、もう最後になりますけれども、庁舎周辺の再編計画と本町の公共交通についてお聞きしたいと思います。

12月21日より新たなバス路線がスタートいたしますけれども、これが本町の公共交通の完全な姿ではないというのは当然だと思うんですが、数か月後または1年後に見直しや修正すべき事項が発生するというふうに思っておりますが、当然見据えるべきは、本町の庁舎周辺の再編計画と数年後を見据えた公共交通の未来像だというふうに思っております。まだ未確定な部分が多いとは思いますが、大阪・関西万博でお披露目されます自動運転バスの運行な

ども含めた本町の地域公共交通の未来と本町の庁舎周辺の将来の姿をお示しいただきたいと  
いうふうに思いますが、よろしくお願ひします。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

本年6月に町中心地区再編整備基本構想を作成いたしました。本計画では、交通拠点機能、防災拠点機能、生活支援機能を備えた構想としております。

交通拠点機能といたしましては、町北部と南部を運行するカナちゃんバスや山間部を運行するやまなみタクシーと路線バスの乗り継ぎ拠点として効果的に連携することにより、町内外との交通ネットワークの連結拠点としての整備を考えております。この機能を中心に、利便性が高くにぎわいのある交流空間の形成を図る予定であります。

金剛バス株式会社のバス事業廃止を受けて新たな交通サービスが始まりますが、町内交通ネットワークの見直しについても考えていかなければなりません。

また、大阪府では、2025大阪・関西万博後に会場内で使用した自動運転バスを4市町村の運行エリアで走行を実現させるため、新モビリティ導入検討プロジェクトチームが設置されました。

今後は、町中心地区が交通広場として住民の移動手段の拠点機能としての整備、新たなにぎわいの創出について何が最適であるか、引き続き検討してまいります。

○議長（中川 博）

高田議員。

○1番（高田伸也）

分かりました。是非よろしくお願ひします。

今回の金剛バス株式会社の廃止に関しましては、この短期間で本町において一定の路線確保が可能になったというのは、当然、対応された事務局の職員の皆さんの中に見えない調整力といいますか突破力によるもの、また、森田町長の決して路線を止めないと強い決断によるものというふうに思っております。

しかし、その裏には、本町はカナちゃんバスを独自走行して運行のノウハウをこれまで蓄積してきたことありますとか、また、この間に様々な運行会社や事業所と取引があつてドライバーの確保が可能になったようなこと、さらに新型カナちゃんバスをたまたま導入していたこと、そして最後に優秀な職員がいたことなど、様々重なったことによってできたもの

であって、本当に奇跡的なことだというふうに考えています。決してどこの自治体でもできることではないと断言してもいいというふうに考えております。

このような奇跡的な一大取組に対しまして、12月の広報では「新たな交通サービスがはじまります」というような内容でさらっと紙面で告知しているだけで、もっと打ち出し方がなかったのかというふうに考えたんですが、例えば、町民の皆さんには少しご不便をおかけするけれども全力で路線の確保を行ったこと、また、いろいろご意見もあると思いますけれども、持続可能な公共交通には皆さんのバスの利用が不可欠、是非もっと利用していただきたいというような強い打ち出しを改めて森田町長に発信いただきたいということを要望させていただき、私の一般質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中川 博）

高田議員の質問が終わりました。

~~~~~

○議長（中川 博）

以上で、本日の一般質問1日目の議事日程は終了いたしました。

一般質問2日目は、明日12月19日午前10時に開きます。

本日はこれをもちまして散会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後3時46分散会

~~~~~

令和5年12月19日（火）

# 令和5年河南町議会12月定例會議會録

（第 3 号）

河 南 町 議 会



## 令和5年河南町議会12月定例会議会議録

年 月 日 令和5年12月19日（火）

場 所 河南町議会議場

出席議員 (10名)

|    |    |    |     |     |    |
|----|----|----|-----|-----|----|
| 1番 | 高田 | 伸也 | 2番  | 松本  | 四郎 |
| 3番 | 河合 | 英紀 | 4番  | 大門  | 晶子 |
| 5番 | 力武 | 清  | 6番  | 佐々木 | 希絵 |
| 7番 | 廣谷 | 武  | 8番  | 浅岡  | 正広 |
| 9番 | 福田 | 太郎 | 10番 | 中川  | 博  |

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

|                      |        |
|----------------------|--------|
| 町長                   | 森田 昌吾  |
| 教 育 長                | 中川 修   |
| 総合政策部長               | 渡辺 慶啓  |
| 総務部長                 | 多村 美紀  |
| 住民部長                 | 大門 晃   |
| 健康福祉部長兼総合保健福祉センター長   | 田村 夕香  |
| まち創造部長               | 安井 啓悦  |
| まち創造部理事              | 玉田 武久  |
| 総合政策部秘書企画課長          | 森口 竜也  |
| 総合政策部危機管理室長          | 木矢 哲也  |
| 総務部副理事兼施設営繕課長        | 田中 啓之  |
| 総務部人事財政課長            | 後藤 利彦  |
| 総務部契約検査室長            | 岩根 有津佐 |
| 総務部副理事兼施設営繕課長        | 牧野 勉   |
| 総務部副理事兼まち創造部副理事      | 中崎 誉之  |
| 住民部住民生活課長兼人権男女共同社会室長 | 北野 朋子  |
| 住民部保険年金課長            | 桶本 和正  |
| 住民部税務課長              | 渡辺 恵子  |

|                         |        |
|-------------------------|--------|
| 健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長      | 和田 信一  |
| 健康福祉部副理事兼健康づくり推進課長      | 辻 元 哲夫 |
| まち創造部地域整備課長             | 藤木 幹史  |
| まち創造部副理事兼農林水産省農業委員会事務局長 | 中 海 幹男 |
| まち創造部副理事兼都市環境課長         | 池 添 謙司 |
| (出 納 室)                 |        |
| 会計管理者兼出納室長              | 中筋 美枝  |
| (教育委員会事務局)              |        |
| 教・育 部 長                 | 谷 道広   |
| 教・育部教育課長                | 藤井 康裕  |
| 教・育部こども1ばん課長            | 山田 恵   |
| 教・育部生涯まなぶ課長兼中央公民館長兼図書館長 | 森 弘樹   |
| 教・育部学校給食センター所長          | 浅井 明郎  |
| 議会事務局職員出席者              |        |
| 事務局長                    | 梅川 茂宏  |
| 課長補佐                    | 門林 純司  |
| 課長補佐                    | 上野 文裕  |
| 会議録署名議員                 |        |
| 6番 佐々木 希絵               |        |
| 7番 廣谷 武                 |        |
| 議事日程 別紙のとおり             |        |
| 本日の会議に付した事件             |        |
| 日程第1、及び追加日程             |        |

## 令和5年河南町議会12月定例会議

令和5年12月19日（火）午前10時00分開議

### 議事日程（第3号）

|        |                                        |       |     |
|--------|----------------------------------------|-------|-----|
| 日程第1   | 一般質問（2日目）                              | ..... | 174 |
| (個人質問) |                                        |       |     |
| 2番     | 松本四郎 議員                                | ..... | 174 |
| 3番     | 河合英紀 議員                                | ..... | 192 |
| 4番     | 大門晶子 議員                                | ..... | 207 |
| 5番     | 力武清 議員                                 | ..... | 230 |
| 追加日程第1 | 議案第29号 令和5年度河南町一般会計補正予算（第5号）           | ..... | 251 |
| 追加日程第2 | 議案第30号 令和5年度河南町国民健康保険特別会計補正予<br>算（第1号） | ..... | 251 |
| 追加日程第3 | 議案第31号 令和5年度河南町介護保険特別会計補正予算<br>(第2号)   | ..... | 251 |
| 追加日程第4 | 議案第32号 令和5年度河南町下水道事業会計補正予算（第<br>1号）    | ..... | 251 |

~~~~~

議事の経過

~~~~~

午前10時00分開議

○議長（中川 博）

皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議、一般質問2日目を開きます。

~~~~~

○議長（中川 博）

本日の議事日程は、タブレット797、令和5年12月19日、12月定例会議一般質問（2日目）に送付しております。

日程第1 一般質問2日目を行います。

個人質問を行います。

質問者は、松本議員、河合議員、大門議員、力武議員、以上の順で発言を許します。

最初に、松本議員の発言を許します。

松本議員。

○2番（松本四郎）

議席番号2番、会派、自民・夢・希望、松本四郎です。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、一般質問を行います。

質問事項ですが、河南町まちづくり計画、これは2021年から2025年の中間期における検証として、5つの事項についてお尋ねします。

それでは、まず第1の事項、人口ビジョンについてですが、本計画では、若者や子育て世代の定住促進策を推進することにより将来展望人口を令和42年に1万5,700人、令和52年に1万7,000人となっています。

そこで、質問項目の1に入りますが、本町の将来展望人口に関する年度別の人団の計画と実績の対比はどのような状況か、お尋ねいたします。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

令和3年3月に策定いたしました河南町まちづくり計画において、本町の将来展望人口は令和52年で1万7,000人としております。将来展望人口については、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口の推計と比較しやすくするため、国勢調査による人口を用いております。

令和2年における町の将来展望人口が1万5,600人、国立社会保障・人口問題研究所の推計が1万5,412人に対しまして国勢調査では1万5,697人ございましたので、将来展望人口及び国の推計と比較して減少幅が縮小をしております。

以上です。

○議長（中川 博）

松本議員。

○2番（松本四郎）

どうもありがとうございます。

ただいま渡辺部長より回答いただきました2020年（令和2年）の国勢調査人口は展望人口より97人増加していることが分かりましたが、広報かなんでは毎月人口数が掲載されております。そこで、最新の12月号、これは10月末現在の人口ですけれども1万4,832人となっております。これは前年の同月比では193人減少しております。2020年10月末日に比べましても558人減少している状況です。次回の2025年の国勢調査の人口動向に十分注目したいと思っています。

そこで、次の第2項目めの質問ですが、本町が現在取り組んでいる人口減少抑制策の施策、移住定住等いろいろありますけれども、この効果についてお聞きします。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

町の将来展望人口と比較いたしまして97人の増となりました。また、コーホート変化率（各年齢層別5年間の変化率）で2015年から2020年で見ますと、5歳から19歳の年代と35歳から49歳の年代で率が高くなっています。これらの要因といたしましては、教育・子育て世帯への経済的支援策といたしまして、第2子以降の保育料の無償化事業、学校給食費無償化事業、乳幼児給食費の副食費助成などのほか、安心して子育てができるよう18歳以下の子供医療費助成、19歳から22歳までの医療費助成のかなん医療・U-22などを実施したこと

よりまして、子育て世代の流入超過と分析をしております。

○議長（中川 博）

松本議員。

○2番（松本四郎）

今、渡辺部長から説明いただきましたけれども、コーホート変化率ということで述べていただきました。年齢層別の5年間の変化率という分析ですけれども、この結果によると、5歳から19歳の年代と35歳から49歳の年代の率が高くなっていると。これはまさしく子育て世代の年代だということなので、本町の子育て世代への経済的支援の取組の結果であることがよく分かりました。引き続き、今後ともしっかりと取り組んでいただくことを要望しておきます。

それでは、次の2事項め、安全安心に住めるまちについてお伺いいたします。

まず、1項目めの地域の防災力の強化についてですが、地域の防災と安全を守る消防団の団員数、2021年9月末とそれから2年後の2023年9月末の数字、団員の平均年齢及び団員の維持・確保はどのような状況になっているか、お聞かせください。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

河南町消防団の令和3年（2021年）9月末の団員数は、団長1名、副団長3名、石川分団10名、白木分団14名、河内分団17名、中分団12名、大宝分団11名、女性分団7名、合計75名で、平均年齢は49.7歳となっております。令和5年（2023年）9月末の団員数は、団長1名、副団長2名、石川分団9名、白木分団14名、河内分団15名、中分団12名、大宝分団9名、女性分団6名、合計68名で、平均年齢は50歳となっております。

消防団の団員確保につきましては、消防団の参加するイベントにおいて団員募集を行ったり、町広報紙に団員募集の記事を掲載したり、また町の消防団から各地区の区長等に団員募集の依頼を行っております。このほか、令和4年度には、団員報酬を見直すなど、団員確保に努めているところでございます。

○議長（中川 博）

松本議員。

○2番（松本四郎）

どうも詳細な回答ありがとうございます。

今のお話を聞きますと、まずこの2年間で75名いたのが68名になったということで7名減っております。そしてまた、平均年齢も49.8歳と、それから今回は50歳ということで、若干平均年齢も上がっているというような状況になっておりますが、やはり地域の防災の安全を守っていただくのは消防団だというのがまず第一に、非常に大事な役目を働いてもらっています。そういう組織を引き続きしっかりととした消防団として確保していただくために、引き続き団員の確保についてよろしくお願ひしておきたいと思います。

続きまして、次の2項目め、地域の自主防災組織活動に対する支援についてお伺いいたします。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

本町では、河南町自主防災組織育成事業補助金交付要綱におきまして、5つの自主防災組織に対しまして自主防災組織を構成する地区数に3万円を乗じた補助金を交付しております。自主防災組織の運営、防災意識の啓発活動、防災各訓練活動及び防災知識の向上を目的とする研修会の開催または参加に要する経費等や資機材の購入などに補助をしております。

そのほかに、町内自主防災組織から推薦された方が、特定非営利活動法人日本防災士機構が実施する防災士養成研修を受講しその資格を取得した場合は、資格取得に要した経費の一部を補助しております。また、補助以外にも、地域における自主防災組織活動の取組を進めため、町内5つの自主防災組織の長で構成している河南町自主防災連絡協議会において、町内の自主防災組織同士の連携や情報共有を行っております。

○議長（中川 博）

松本議員。

○2番（松本四郎）

今、様々な活動に対する支援を部長から述べていただきました。よく分かりました。

いずれにしましても、地域防災の原動力である地域の自主防災組織の活動に対して財政的な支援にとどまらず、それと町内の組織同士の連携の強化の両面から、さらなる支援をしっかりとしていただきたいということを要望しておきたいと思います。

それでは、その次の第2項目めの交通安全対策についてお伺いします。

この交通安全対策について、まず私からちょっとご質問は、本町におけるゾーン30の指定についてということですけれども、一応、今、本町におけるゾーン30は大宝地区のみという

ふうに認識しておりますけれども、このゾーン30の指定基準はどうなっているのかということが1点。

それと、またほかの地域から指定の要請等はあるのか。例えば、具体例として申し上げます。今、当初中地区と馬谷地区の共同墓地への参道として当初設置されたこの道、町道上河内馬谷線と言っていますけれども、これは現在非常に道幅が狭く、5.5m未満になっております。ということからセンターラインも引けません。そしてまた、速度制限標識もついていません。なおかつ、この道は非常にカーブが多く、危険な道なんです。そういう状況で、例えば上からずっと下に下ってくる運転手は、やはり基本的に曲がり角が多いからセンターラインをまたがるというんですか、車のちょうど道の中央を走って通っている状況です。そうしますと、下から上がっていく人は、また同じように道の真ん中を走っていくと。これは非常に危険な状況で、私、何度も接触状況を現実に見ております。そして、この地区の住民の方からは、墓に車で行くのは怖いよねというような意見も出ておる状況です。

このような道路について何か対応はできないかということで、ゾーン30を設定するというような対応はできないのかどうか、ひとつよろしくお聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

初めに、ゾーン30のご説明をさせていただきます。

ゾーン30とは、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度30km毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策でございます。

河南町内では、議員仰せのとおり、平成26年2月28日から大宝地域が指定区域となっております。

ゾーン30の指定を受けるには基準を満たさなければなりません。議員仰せの町道上河内馬谷線を含む一帯を指定するには地域住民の合意形成が必要であることから、安全対策の一環としましては、交通安全啓発用物品（電柱幕）などで注意喚起を行ってまいりたいと思います。また、必要に応じましては、規制標識の設置などについても富田林警察・公安委員会に対して要望などを行ってまいりたいと考えております。

○議長（中川 博）

松本議員。

○2番（松本四郎）

どうもありがとうございます。

今お話を聞いて、状況は理解いたしますけれども、地域住民の合意を得るのは、私は可能と考えております。この前も、中地区と馬谷地区の区長さんにもお話しして、そうやなという話になっています。

一方、今度は公安委員会のほうなんですけれども、公安委員会の許可等の関係が非常に難しいというふうに私も聞いておりますので、この関係上、このゾーン30の指定が困難であるということであれば、ゾーン30でなくても速度制限標識でもつけてくれればいいと思うんです。今は全く標識もないですから。基本的には、この5.5m未満で標識のない道路は制限速度は40kmです。でも、この道を走る人は、そんなことは構いなく40kmどころか50kmぐらいのスピードで上から下りてくるという状況ですので、まず少なくとも、このような制限速度道路標識をお願いしたいということで強く要望しておきます。

それでは、次の第3事項ですけれども、子育てと教育のまちについてお尋ねします。

まず、項目1の子育て支援の推進についてですけれども、このテーマは、国はもちろん本市が、重点施策として取り組んでいる項目でもあります。

それで、1つ目、現在推進されている子育て支援、これはいろいろありますね、給食費無償化とかいろいろとございます。これについての具体的に実施されている項目別の年間支援額と今後新たに取り組む支援策等を考えておられるのか、お聞きいたします。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

現在推進しております子育て支援の項目別年間支援額としましては、子育て関係事業の令和4年度の実績としまして、第2子以降保育料無償化事業は1,795万5千円、副食費助成は1,061万6千円、学校給食費の無償化は5,507万8千円、18歳以下の子ども医療の助成費は5,158万4千円、22歳以下の医療費助成（U-22）ですが783万8千円、新生児の育児応援事業、これ10万円給付になりますが455万2千円、18歳以下のギフトカード配布事業は3,232万3千円、おむつの自園処分費は、中村こども園が10万1千円、石川こども園が10万2千円となっております。さらに、母子保健事業の令和4年度実績は、各種健診、育児相談、離乳食講習会、産前産後サポート事業などの母子保健事業は1,196万7千円、妊娠・出産届時に各

5万円の給付をした出産・子育て応援支援事業は573万2千円、妊産婦や新生児などに訪問したこんにちは赤ちゃん事業は24万1千円となっております。

今後の子育て支援の推進につきましては、国は異次元の少子化対策として、12月11日開催された第8回こども未来戦略会議で示されたこども未来戦略方針の中で、全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充として、こども誰でも通園制度、仮称となります。その創設、母子保健と児童福祉が一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置なども検討しております。

本町におきましても、今後も町で安心して子どもを産み育てられるよう、国の実施方針を注視しながら全ての妊産婦、子育て世帯、子どもの子育て・教育環境の充実に努めてまいります。

○議長（中川 博）

松本議員。

○2番（松本四郎）

どうも、谷部長、ありがとうございます。いろいろと非常にたくさん事業に取り組んでいただいているということはよく分かりました。

それで、このお話を聞きますと、まず学校給食費無償化は5,500万円ということで、この金額を筆頭に全部で11事業あるということを認識いたしました。そして、この11事業の合計金額は、今お話を聞くと1億9,800万円、約2億円近くございます。これは、この金額は令和4年度の決算の数字の65億円という数字の約3%に当たります。それほど子育て世帯のいろんな支援事業に町として真剣に取り組んでいるという状況がよく分かりました。

そして、今度また新たな政策というのも必要かということで、先ほどお答えしていただきましたけれども、新しい支援策として、こども誰でも通園制度というのもやるということを今お聞きしましたので、これは是非しっかりとやっていただきたいと思います。それ以外にも、今までの11事業を含めて、今後ともやはり今後の子ども世帯へのしっかりと支援、子育て世帯への支援、両方ともしっかりとさらに努めていただけることを切にお願いしておきたいと思います。

続きまして、子育て支援の一環として、中学生の自転車ヘルメットの購入補助というのを考えてはどうかと。

すなわち、今、私、前回6月の一般質問でも行いましたけれども、この4月から通行する自転車に乗る人は、子ども、大人を問わず基本的にはヘルメットをかぶるというのが努力義務

務化されております。法律上の努力義務化ということではありますので、必ずやれということではありませんけれども、国としては、やはり自転車に乗っていて転んだり衝突したりするまず頭を打つ、そういうことからして死亡の確率が非常に高いということがデータとしても表れております。こういうことを踏まえまして、自転車に乗る人は全員できたらヘルメットをかぶりなさいという状況になっております。

私、今この状況を見ますと、河南町の中学生は、今現在、全校生で406人いるというふうに前回聞きました。そのうち自転車通学で乗っている人は328名、全体の約80%です。そうすると残りの20%に近い人、この人たちは自転車通学の学校が決めてるルール、1.6km未満の学生さんたち、生徒さんたち、この人たちは歩いているか、あるいは青崩地区とか少し遠いところはバス通学というふうに聞いておりますけれども、この2割の人たち、この人たちの支援については、やはりこの子どもたちは学校が終わったら自転車に乗っていろいろと遊んでいるわけですよ。たまたま学校の通学制度で80%の人に3千円の2分の1、1,500円を補助しているというんであれば、この人たちにもできたら補助してあげたらどうかなというのが私の考え方です。やはり公平な立場で、全員の自転車に乗る人たちを地方自治としてもしっかりと守るというのが基本だと思っていますので、そういう趣旨で今回、子育て支援の一環ということも込めてこの半額補助をやってはどうかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

町では、中学校の生徒が自転車通学する際の安全確保の観点から、以前より必ずヘルメットの着用をするよう中学校はルール化しており、ヘルメット購入額の半額の助成をしております。

なお、改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から全ての自転車利用のヘルメット着用が努力義務となったことから、交通安全対策を推進するためヘルメット着用の促進に努めてまいります。

○議長（中川 博）

松本議員。

○2番（松本四郎）

今、回答いただきましたけれども、その回答の意味がよく分からないんです。私が言って

いるのは、中学生の通学生全員に対してということを言っているわけで、そういうことをはつきりと述べてもらっていないくて、ヘルメット着用の促進に努めるという回答ですけれども、これは具体的にどういうことを言っているのか、はつきりともう一度確認したいと思います。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

当面の話なんですけれども、今のところ、先ほど答弁いたしましたとおり、全ての児童・生徒が本当に安全であるように、ヘルメットの着用の促進、啓発とかいろんなことを含めて安全で子どもたちが過ごせるようにしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（中川 博）

松本議員。

○2番（松本四郎）

本件3回目の質問になりますけれども、これは部長とお話ししていく中ちょっとらちが明かないので、町長にお願いしたいと思います。町長、基本的にこういう支援はどのように考えておられるのか、町長のご意見を伺います。

○議長（中川 博）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

今年4月から自転車ヘルメットの義務化、努力義務ということになったということで、私もずっと道路とか通行しているところをいろいろ見ているんですけども、自転車で横断歩道を渡るとかを見ていますと、ほとんどの方がつけていない。ついている人が、親子でおっても子どもさんはつけて親御さんはつけていないと、このような状況をちょこちょこ見ます。そういう点からいくと、やはりヘルメットの着用を促進するという、そういうようなことは町全体で考えていく必要があるので、中学生だけではなくて、そういう点で今後考えていきたいと思っています。

○議長（中川 博）

松本議員。

○2番（松本四郎）

何とか了解しますけれども、しっかりとできるだけ早く、そういうような対策を実施して

ください。それはあえて要望しておきます。

続きまして、今度は2つ目、教育の質のさらなる向上について尋ねたいと思います。

2年ぐらい前から、1人1台タブレット端末を使用したG I G Aスクール構想教育が進められております。そして、児童・生徒サイドのその状況について、具体的にどのような児童・生徒が対応してきているのか。そしてまた、先生、教職員のほうにとてはどのような対応があり、どのような課題が残っているのか、この辺について現状をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

文部科学省によって進められていますG I G Aスクール構想により、町では令和2年度末に1人1台端末及びネットワーク環境の整備を行いました。

児童・生徒の対応状況については、1人1台端末の活用により、自分の意見を人前で言うことが苦手な児童・生徒も共同作業のできるデジタルホワイトボードの機能を通して意見を発する姿が見られるようになりました。また、A I ドリルを導入することにより、ドリルのマイページ画面では木の実のイラストが表示され、児童・生徒の学習が進むとこの木の実から芽が出て、葉が生え、花が咲くというように学習の回数に応じて成長する姿が見られます。実際の児童・生徒の様子を見てみると、この木の実の成長を楽しみに自主的に学習に取り組む姿が見られています。

さらに、1人1台端末やI C T技術の活用によりまして、不登校児童・生徒への授業配信も可能となり、別室登校していた児童が教室の授業配信にて授業に参加し続けた結果、現在は教室に入る回数が増えたと聞いております。

教職員においては、1人1台端末やI C T技術の活用により、教職員にとってもメリットがあり、二次元コードを用いたネイティブな英語発言や豊富な資料提示のほか、力試しプリント等の自動採点及び分析など、働き方改革につながる可能性を有しております。

課題としましては、教職員のI C Tを活用した教育活動に係るスキルの向上、また運用面では、家庭学習を進めていく上でのルールやトラブルの発生時の対応、情報モラル教育のさらなる充実などがございます。

教育委員会としましては、学校現場と課題等の情報を共有するとともに、学校関係者で組織するI C T推進委員会を中心に課題解決に向け取り組んでいきたいと考えております。

○議長（中川 博）

松本議員。

○2番（松本四郎）

どうもありがとうございます。

いろいろと今回のGIGAスクール構想についてのメリットが非常に多いなという印象を受けました。特にやはり1人1台端末の配信によって、今までなかなか勉強に不向きな子どもたちも取り残されることのないような対応を学校側もしているということで安心しました。そしてまた、不登校児童・生徒への授業配信もこのICT技術の活用により可能だということは、非常に大きなメリットだと思います。そういうことで、国が一応支援しているこのGIGAスクールについては、現状はさほど大きな問題がないというふうに私は今認識しましたけれども、一方では、教職員のほうも結構、逆に言うと教職員が少し戸惑っているというふうな状況も私は聞いております。

そういうことも踏まえまして、やはり今後このようなもう教職員に対するいろいろな支援というのを是非積極的にやってもらいたいと思いますし、教職員の課題についてはやはりできる限り速やかに解決していただくということで、この辺のところは教育委員会としてもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。要望しておきます。

それでは、次の4事項めに移ります。快適でにぎわいのあるまちということでございます。

第1項目めとして、移住定住の促進についてということをテーマに挙げておりますけれども、まずその第1、人口減少を抑える施策として三世代同居、それから近居支援金や本町への移住定住の取組がありますけれども、この2年半のそれぞれの支援額と利用対象者数はどのような状況か、お聞かせください。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

三世代同居・近居支援事業についてご説明申し上げます。

町外在住（子世帯等）のUターン及び町内在住（子世帯等）の転出抑制を図るため、住宅取得補助では補助率10分の1、補助限度額100万円、リフォーム補助では補助率10分の1、補助限度額50万円の補助を行っております。条件としましては、中学生以下の子ども（出産予定であることが母子手帳等で確認でき、出産後に同居する予定の子どもを含む）と同居している親子世帯またはいずれも40歳未満の夫婦世帯で、親等が継続して3年以上河南町内に

居住することなどの条件がございます。

この2年半の実績ですが、令和3年度は住宅取得で15件1,432万円、リフォームで8件195万2千円、合計23件1,627万2千円、令和4年度では住宅取得11件、1,100万円、リフォームで6件171万1千円、合計17件1,271万1千円、令和5年度9月末現在ですが、住宅取得4件400万円、リフォームは4件179万9千円で、合計8件579万9千円となっております。

以上です。

○議長（中川 博）

松本議員。

○2番（松本四郎）

ありがとうございます。詳細な報告いただきました。

今の多村部長の説明を聞きまして、やはりしっかりと移住定住等について促進していただいているという状況がよく分かりました。この2年半で、今数字を述べていただきましたけれども、住宅取得で30件、それから金額では2,932万円、リフォームとしては18件、合計で546万円ということで、トータル件数48件、金額3,478万円ということで非常にやはり若い世代に対しても移住定住をしっかりとしていくというのがこの数字で表れてきていると思います。これからもこの状況をしっかりと維持すべく、引き続きさらなる取組を徹底していただけることを提言しておきたいと思います。

続きまして、快適でにぎわいのあるまちの2項目めです。

持続可能な農林業等の推進についてお伺いしたいんですけども、まず1つ目、新たな担い手の育成として新規就農者支援に取り組んでいると思いますけれども、この2年半の新規就農者数と、それから支援額、さらに定着率はどのようなものかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

新規就農者で青年等就農計画が認定された人数は、令和3年度が5名、令和4年度が7名、令和5年度が1名の計13名となってございます。新規就農者につきましては、就農直後の収入が不安定な時期の経営を支援するため、国では新規就農者育成総合対策として経営開始資金や経営発展支援補助金の給付を行っており、資金や支援補助金を受けている新規就農者は令和3年度で2名、令和4年度は6名の合計8名となっております。

この8名に係る経営開始資金等の支払い総額は、令和5年9月末現在で1,425万円、令和5年度末では3,300万円となる見込みでございます。この8名は、就農後2年目から3年目であり、現在も農業を営んでございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

松本議員。

○2番（松本四郎）

今、新規就農者の状況を回答いただきましてありがとうございます。状況はよく分かりました。

今のお話では、この2年半で新規就農者は13名だけれども、そのうち資金援助やその他の支援の補助を受けておられる方が8名だというふうにお聞きしました。そして、この8名の方は今も就農されているということですけれども、今後、私はよく聞いているんですけれども、この支援が終わった後、やはり生計を立てるのになかなか大変だという方もおられるということで、支援をもらってからもう就農をやめたというような人もおられるということを聞いておるんですけれども、今現在しっかりと就農されているということを聞いておりますけれども、支援終了後の定着について、しっかりとまたフォローしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それで、この新規就農者の具体的な耕作面積と、例えばどのような農作物を作つておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

経営開始資金や経営発展支援補助金の給付を受けている8名の新規就農者の作付面積でございますが、7aから81aで合計235a、平均としますと29aでございます。栽培しているものは、主にイチゴやブルーベリー、トウモロコシ、ミズナ、タマネギ等となってございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

松本議員。

○2番（松本四郎）

8人の就農者の状況よく分かりました。

いずれにしましても、やはり耕作面積はまだ平均で1人当たり約29a、約3反弱ですよね。なかなかこのような人が生計を立てていくというのは難しいかもしれません。それでも、耕作放棄地を少しでも本当の農地として耕作していくという意味で新規就農者の役割は大きいと思いますので、引き続き、これは国の補助ではありますけれども、しっかりと新規就農者を確保していただけるように努めていただきたいと思います。要望しておきたいと思います。

それでは、同じ事項の3項目めに入ります。

今度は、産業の振興・ブランド力の強化についてということですけれども、店舗の誘致とか、新たに創業する事業者の支援等の取組と雇用の拡充というのを図っておられると思いますけれども、この2年半についてのその進展状況と課題、何かあるかどうか分かりませんけれども、課題についてお尋ねしたいと思います。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町は、町域の大部分が市街化調整区域であり、市街化を抑制する区域となってございます。このような状況にあっても、就業機会の確保及び地域の活性化のため、市街化区域内及び市街化調整区域内で立地可能である企業の誘致に努めてまいりました。その結果、これまでに市街化区域の住居系の地域においても立地可能な延べ床面積が3,000m²以下の店舗としてのサンプラザ、万代の出店や、市街化調整区域における地区計画制度を活用したスーパーセンター「オーパワ」の出店などが実現してきました。また、新たに創業しようとする方への支援として、今年度8月から創業時及び創業後に必要な経費の一部を補助する河南町ベンチャーサポート補助金交付制度を新たに創設し、1件の交付決定を行いました。

本町での2年半の事業者数の推移はつかんでおりませんが、昨日もお答えさせていただきましたとおり、国の調査で5年に1回実施されております経済センサス（活動調査）で見ますと、町内の事業者数は平成28年6月1日現在で497件、令和3年6月1日現在で601件となってございます。

本町の大部分は市街化調整区域であることから、事業用地等の課題もございますが、地域活性化には商工業の発展が必要不可欠であり、産業の育成や本町の地域特性を生かした新たな企業の誘致に取り組んでいく必要があるため、土地利用の調整を図りながら産業の振興及び企業誘致に努めてまいります。

また、新たに創業する事業者に対しても、起業者が抱える課題（経営知識や専門知識の習得、資金調達等）について、富田林商工会と連携しながら支援してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

松本議員。

○2番（松本四郎）

状況はよく分かりました。

いずれにしましても、しっかりと取り組んでいらっしゃるということを理解いたしますけれども、本町は市街化調整区域が大部分だということが一つのなかなかネックになっているという部分もございます。そういうことも踏まえまして、また今後、新たに河南町のベンチャーサポート補助金交付制度等も一応創設されたということを聞いておりますが、いろいろな形で企業誘致、新しい企業を設立するというような支援についてしっかりと対応していくもらいたいと思いますが、基本的にはやはり今後この市街化調整区域の土地をどのようにして利用していくかということをまた改めてしっかりと取り組んでいただくことを、ここで提言しておきたいと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、同じ事項の内容ですけれども、4項目め、公共施設などインフラの整備についてお尋ねします。

まず、1つ目、旧庁舎跡地とその周辺地、それから白木小学校跡地、それから河内小学校跡地等遊休地の活用見通しについて、そして活用時期についてお聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

旧庁舎跡地とその周辺地域を含めた町中心地区再編整備基本構想を本年6月に策定いたしました。その後、個人地の所有者や各種関係機関との内容について説明をしております。また、構想から具体的な計画図面を作成するため、まずはその周辺地域の現況測量を実施しております。並行して、市街化調整区域においても、住宅、店舗・事務所、倉庫などに活用できるように地区計画を立てる準備を進めています。このほか、大阪芸術大学とも、引き続き新たなにぎわいの創出について共同研究をしております。

今後につきましては、まず交通広場の整備を優先し、基本構想にあるスケジュールに基づ

き事業を進めてまいりたいと考えております。

白木小学校跡地、河内小学校跡地につきましては、市街化調整区域にあり、土地利用規制の問題やアクセスする道路の問題など課題も多くありますが、大阪府及び町では、市街化調整区域における地区計画の運用基準を策定しております。地域住民や民間企業の提案により、周辺の土地利用及び道路の整備状況を考慮し、今後検討してまいります。

○議長（中川 博）

松本議員。

○2番（松本四郎）

今、渡辺部長から回答いただきましたけれども、基本的には、まず1つ大きく前進したというのがあります。旧庁舎跡地とその周辺地域の再編整備基本構想が策定されたということ、そして、その具体的な計画図面の作成の段階に進んだということを今お聞きしました。これは、今までずっと停滞していた状況から大きく前進したということで評価したいと思います。そして、せっかくここまで来ましたので、早期実現に向けてしっかりと取り組んでいただくということを強く要望しておきたいと思います。

そして、残念ながら、あの2つ、白木小学校の跡地と河内小学校の跡地の活用についてはなかなか新しい展開が出てきません。私も、いつもいろいろ考えているんですけども、なかなか市街化調整区域というのは一つやはりネックになっているということも聞いていますし、そういうことも含めまして引き続き検討するということになりますけれども、決して放置されることのないよう提言しておきたい。その状況をよろしくお願ひしたいと思います。

そして次に、白木小学校と河内小学校の活用見通しがまだ未定だということなので、具体的にこの見通しがつくまで、やはりもう大分と時間がたっていますし、建物が荒廃して危険な状況になってはいけない。そしてまた、誰かが中に入って事故等不測の事態が生じるようなことがないよう管理体制の整備、これをどのようにやっていくのかということですけれども、この辺について意見をお伺いします。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

当該小学校跡地につきましては、現在、普通財産として管理しております。定期的な草刈り業務や施設の巡回などを実施しており、施錠し、適正な管理に努めているところでございます。

○議長（中川 博）

松本議員。

○2番（松本四郎）

状況は分かりました。管理の状況をしっかりとやっているということですけれども、活用見通しがつくまで時間がかかると思います。そういう意味で、やはり定期的に現場を視察していってもらって点検をしてもらうとか、そのようなフォローバック体制もしっかりと取っていただくことを要望しておきます。よろしくお願ひします。

それでは、最後の事項です。

大学・企業等との連携推進について、これについてお尋ねします。

まず、第1項目め、大阪芸術大学との連携と河南町のPRについてというテーマですけれども、まずその1ですけれども、大阪芸術大学というのは、日本でたった1つの全米美術大学協会の海外加盟大学として存在しております。そしてまた、日本におきましては、総合芸術大学としては最大規模と言われております。このような大規模な芸術大学との連携についてお聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

大阪芸術大学との連携でございますが、令和5年度に新規購入いたしましたカナちゃんバスのラッピングデザインを考えていただきました。また、このカナちゃんバスのリニューアル記念式典の際に配布いたしました記念品のアクリルスタンドにつきましても、大阪芸術大学デザイン学科の未来創造デザイン研究会と共同で作成したところでございます。

また、教育委員会では大阪芸術大学と連携し、共催で各種事業を実施しております。ふくふくサンデーコンサートや大阪芸術大学の教授による本格的な指導の下、芸大キャンパス内で受講いただける住民向けの共催講座などを毎年実施しております。

このほかにも、大阪芸術大学とは建築学科との共同研究を行い、町中心地区のにぎわいの創出に取り組むとともに、デザイン学科とは共同で町のイメージなどについてリサーチするなど、町の魅力発信に向け、大学と共同による取組を重ねているところであります。

○議長（中川 博）

松本議員。

○2番（松本四郎）

どうもありがとうございます。いろいろな提携をしていっているということを理解しました。

それで、私、東京に孫がいてるんですけども、東京の孫からも電話があって、カナちゃんバスが走っているのをテレビで見たと言っていまして、いいバスが河南町に走っているんだねと言って非常に好評でした。やっぱりこういうのが大阪芸術大学との一つの連携の効果かなと思っております。

そういうことを鑑みまして、ここで最後の質問になるんですけども、このような大規模なすばらしい芸術大学があることを我が町の誇りとして、河南町の魅力を広くPRできるような連携が考えられないのか、改めてお尋ねします。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

本町の魅力を広くPRするための大坂芸術大学との取組でございますが、先ほど説明いたしましたカナちゃんバスリニューアル式典、ふくふくサンデーコンサート、芸大共催講座などを大阪芸術大学放送学科のジャーナリズム研究会と共同で動画を作成し、庁舎1階と2階に設置しているデジタルサイネージで放映するほか、SNSにおける無料動画サービスにおいても配信をしております。

また、町の名所をイメージしたアクリルスタンドやアクリルジグソーパズルを共同で作成し、アクリルスタンドは町外の方が多く訪れる道の駅にガチャガチャの商品として販売するとともに、アクリルジグソーパズルは万博関連イベントや咲洲エキスポなどにおいて町のPRのための景品として配布をいたしました。

今後も引き続き、町の魅力を広く発信できるよう、大阪芸術大学と連携して取り組んでまいります。

○議長（中川 博）

松本議員。

○2番（松本四郎）

渡辺部長、どうもありがとうございます。いろいろと今後も引き続き河南町をPRするという連携をお願いしたいと思います。

私のほうも1つ、最後にこのようなことはどうだろうかというのをちょっと提案したいと思うんですけども、例えば大阪芸術大学生、これは在校生でも卒業生でもいざれでもいい

んですけれども、この人たちの作品、いろいろと彼らは作品をつくっていると思います。彫刻だとか、あるいは絵画だとか、あるいはコンサートのCDだとか、あるいはデザインの提供とか、いろいろとこの学生たちあるいは卒業生は、そういうノウハウ、技術を持っていると思います。そういう意味で、この人たちの作品をふるさと納税の返礼品として活用するということも一例かなと思っているんです。そういう意味で、河南町のPRをする一つの材料として、彼らのその作品に取り組んでみてはいかがかということを、私、質問の終わりとして要望したいと思います。

それでは、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川 博）

松本議員の質問が終わりました。

ここで11時10分まで休憩といたします。

休 憩（午前10時59分）

~~~~~

再 開（午前11時09分）

○議長（中川 博）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まず、傍聴の皆様にお願いなんですけれども、議会事務局のほうから渡させていただいております傍聴の皆様へという中の傍聴人遵守事項、携帯電話等の電源は切ってください等の遵守事項のほうをお守りいただき、傍聴者の皆様が快適に傍聴できますように皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、河合議員の発言を許します。

河合議員。

○3番（河合英紀）

議席番号3番、自民・夢・希望、河合英紀です。議長のお許しをいただきましたので、今から一般質問をさせていただきます。

一般質問をする前に、12月ということで今年がもう終わるということで、改めて職員の皆さんにお礼を言わせていただきたいなと思っています。今年1年間、様々な住民の方からの相談を受けさせてもらったときに、すぐに各部署の職員さんに対応していただきました。本当に、健康福祉部でいったら地域包括への相談を一番、僕は多く受けるんですけども、やっぱりいろんな相談を受けて正直ややこしいケースも多々あるんですね、僕のところに来る

相談なんかは。それを地域包括のスタッフの方に相談させてもらうとすぐに対応していただきまして、その後、その住民さんからお礼を言ってもらったりとか、あとは次に多いのが、道に穴が空いているの何とかせえという話をさせてもらったときには、本当に地域整備の職員さんは言ったらもうその日に見に行きますという形で動いてくれはったりとか、あとは教育部でいえば今年で一番思い出に残っているのは、コンビニで殴られている子供がおると、何とかしてやってほしいというような相談を受けたときも教・育部長がすぐに対応しますということで動いてくれはったりとかいうの、様々、ほかの部局の人たちもそうなんですかでも、本当に私たちが住民の方から相談を受けて、それを各部署のスタッフの方に相談させてもらいに行ったらすぐに動いていただきました。本当にありがとうございました。

それでは、一般質問をしていきたいと思います。

来年は、河南町にとっては、また区切りの1年となる町長選挙があり、議員の選挙もある1年になります。なので今、町長に一般質問でこういうふうにしてほしいとかという話をするよりも、ちょっと未来の河南町について一緒に考えていく一般質問をしたいなというふうに思っていますので、今回の質問の事項は2事項、1事項目が町職員の職務量とモチベーションについて、2事項目、人口減少対策についてという大きく2つの質問をさせてもらえたとと思っています。

9月の私の一般質問で、地域包括であったり社会福祉協議会であったり、あとは障がいの分野でいう相談支援、機関支援の人たちの職務量が多過ぎるんじゃないのかというところ、そこを何とかできないのかという質問をさせていただきました。その中で、前向きなんかどうかはちょっと微妙な答弁だったとは思うんですけども、一応問題提起として受け入れてもらえているのかなというふうに思っています。

その中で、各部署の職員は、改めてどれぐらいの職務量があるんかというのをこの3か月の間、いろいろはたから見させてもらいました。一番忙しかったのは総務部、バス問題がありました。もうすごく大変だったと思います。その中で、町長の指示の下、あさってからですか、もう新しいバスの運行が始まるところまでしっかり持つていってもらったというふうに思っています。

ただ、やっぱりどこの部署を見ましても、私の目から見れば、皆さんすごく忙しそうに仕事されているんですよね。なので、そこの職務量が本当にいいのかどうかというのと、モチベーションシリーズとして、僕はずっとモチベーションの話もしているんですけども、1回目のモチベーションシリーズは、下のスタッフを褒めていますかという質問をさせてもら

って、褒めてくださいねという話をさせてもらったのを覚えてもらっているかも分かりません。第2弾でやらしてもらったのが、部長職になつたら夢ある給料をもらえるようにできなかいのかというような質問もさせてもらったことがあると思います。今回は、その第3弾でいきたいと思っています。

ということで、まずいろいろ皆さんの職務量を見させてもらっていると、やっぱりすごく皆さん忙しそうやと見えるんです。本当に何度も言うんですけども、地域包括なんて、もう異常な職務量やと思っているんです、本当に。だから、そこを何とか人を増やしてほしいなというふうに思っているんですけども、ただその話をいろんな部長の方々と話させてもらえると、上限の仕組みがあって増やすことが難しいといつも言われるんです。なので、改めてちょっとそこのところを質問したいと思います。

職員数の上限の仕組みというものはどうなっているのか、改めて説明してください。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

常勤職員数は、平成22年を目標とする集中改革プランにより、上限の目標値を設定しております。それで運用しております。これによって、現行の職員で様々な部署において従事していることになっております。

○議長（中川 博）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

大体今130人ぐらいの正職員の方がおられるというふうには聞いています。ということで、この職員さんの数はもう難しいんだろうということは分かった上で、じゃ、その限りある職員の数の中で、どう効率的に仕事をしてもらうほうがいいのかというところをちょっと考えていきたいんですけども、私としては、いろんなふだんコンサルの仕事をされている方であったり、経営されている方々とお話をさせていただく機会があるんですね。その中で、最近の職員の教育というところを話題にしたときに、皆さんが言るのは、やっぱりこれから時代は職員数をそんな簡単に増やすことはできないと、どこの企業でも。増やすことが難しい。しかも、給料を上げていかないけないので1人当たりの人事費は上がってくるというふうになってきたときに、皆さん何を言うかというと、やっぱりスペシャリストを育成して

いかないといけないんではないかみたいな話がよく上がるんです。

それはなぜかというと、スペシャリストのほうが、同じ仕事をするにしてもやっぱり知識も技術も経験もあるので短時間で同じ成果を出すことができるということです。なので、1つの仕事を2人の職員とするんやったら、1人のスペシャリストでやったほうがいいみたいなところを目指したほうがいいん違うかというような話を最近はよくさせてもらうんですけれども。

でも、河南町の職員の教育を見させてもらっていると、どちらかというとスペシャリストというよりはゼネラリストを育成している体制なのかなというふうに思っています。それが悪いわけではなくて、ちゃんと意図があってそういうふうにされていると思うんですけども。間違えましたね、違うところ喋ったね。すみません。ゼネラリストはちょっと後にします。次の質問の後。すみません。

メリット、デメリットの話をするの忘れていました。すみません。上限の仕組みのメリット、デメリットのところを考えていかないといけないんですけども、目標値があって職員数は増やせない、難しいというのは分かっているんですけども、やっぱりメリット、デメリットというのがあると思うんですよね。なので、町として、上限の目標値を設定していることへのメリット、デメリットというのがあれば説明してください。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

大阪府からの権限移譲や新しい行政課題への対応など、職員の業務量は従来より増加しているのではないかと感じておりますが、業務量が増えると同時に、必要な行政経費も確実に増加してまいります。職員数を増やせば、職員一人一人の負荷はそれ相応に軽くなるものと考えますが、人口減少の時代を迎え、それ相応の職員数とする必要があること、町税をはじめとする自主財源の増加が見込めないことなどから、単純に職員数を増やすことは財政的な制約が大きいものと考えております。

○議長（中川 博）

河合議員。

○3番（河合英紀）

すみません。ちょっと話が行き來してややこしなっていますけれども。

なので、一緒ですよね、先ほど言ったように人件費が上がるんですよ、人を増やすと。と

なってくるし、これから人口減少していく中で、職員さんを確保していくというところも非常に難しい時代に入ってくると。特に今、バスの運転士さんが不足しているというのも分かるように、これから先、どんどん人口が減少していけば職員の数の確保というのも難しくなってくる時代がやってくるというふうに思います。

職務量が今膨大であるという課題があるとして、でも職員数は増やせないという状況ですね。なので、じゃ今後どうしていくべきなのかというのを考えていかないといけないと思うんですが、多分、今の町長はいろんなことを考えて、もう既に動いてはくれていると思うんですけども、改めて職員数を増やすことが難しいのであれば、そういうような課題に対して今後どのように対応していくのか、説明してください。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

従来から対応している内容ですが、常勤職員数は基本的に維持し、職員の業務のうち反復継続的な業務あるいは臨時的な業務量の増加等に対しましては、会計年度任用職員の雇用で対応しています。また、再任用制度も定着しておりますので、これらにより職員数の確保を図っているところでございます。

加えて、業務の外部委託や現在推し進めておりますD Xの取組などにより業務の効率化と省力化を図り、職員負荷の低減に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中川 博）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

本当に今、森田町長がD Xの取組をどんどん進めていってくれているのはもう重々承知しています。これから先、本当にもうA Iの時代が来るというふうに言われているので、窓口対応とかはもう人間がせんええ時代がもう10年後、20年後には来ているんだろうというふうに思うんです。特に今、C h a t G P Tとかが出始めて、それを駆使できひん経営者はもう取り残されていくというふうに言われるような時代になってきています。多分、これはパソコンが昔に出始めたときに、パソコンできるかできへんかで大分変わってくるというような時代のちょうど変わり目が、今まで来ているんじゃないかなというふうに思っているんです。ということは、そのところについていけるスタッフをやっぱり考えていかんとあかん

し、そのところをしっかりと考えてくれているからDXを進めてくれているとは思うんですけれども、やっていってほしいなと思っています。

あと、職務量でいうと、もう一つの考え方として、スペシャリスト育成派じゃない人たちもいるんですね。ゼネラリストというか、ゼネラリスト育成派の人もおって、その話をしたいんですけども、まず、ゼネラリストとスペシャリストの説明をしてもらってからしたいと思うので、まずゼネラリスト、スペシャリストの説明をお願いしていいですか。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

ゼネラリストとは、一般的に幅広い知識に精通した多角的な視点を持つ人材のことをいい、常に全体の利益を追求し、公平な立場で組織を見渡せるような管理職に求められる視点を持った人材であると考えております。一方、スペシャリストとは、ある特定の分野を専門的に修めた人材のことで、高い専門性を有し、その分野に関して高い技能と知識を有する人材のことを指すものと承知しております。

○議長（中川 博）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

なので、ゼネラリスト、スペシャリストはどういうものなのか今説明してもらったんですけれども、今の経営者の多くは、スペシャリストを育成するべきだという話が多くあって、でもその中には、書籍、まだ文献の段階なんですけれども、もうスペシャリストを育成する時代は遅れているという文献が最近出始めたんですね。それは何かいうたら、ゼネラリストを改めて考え直さないといけないみたいな。それは何なのかというと、これから先、私の父親世代とかは本当にめちゃめちゃ頑張って働いていた世代やと思います。その時代からどんどん時代が変わって、今の若い世代の人たちというのは、どちらかといえば、ぱりぱり働くというよりも、最低限の仕事をこなしてしっかり休みを取ってプライベートを充実する働き方というようなものを目標にされている子が多くなってきたというふうに言われています。そんなそういう人たちをスペシャリストに育成しようと思っても、なかなかうまくいけへんやろうというふうに文献には載っているんですね。

じゃ、どうしたらいいんかというと、まずは、もうその世代に応じたというか、本当は個

別に応じたなんですけれども、ぱりぱり仕事させるという方向性がまず間違えているというふうに認識しようと。ほんで、最低限やらなあかん仕事というものをやってもらって、A Iに任せられるものは任していって、でも人間にしかでけへん仕事は最低限やっていってもらうというほうが、これから先の人口減少を考えたときには非常に効率的ではないんかという意見なんです。

本当に専門的な知識が要って本当にスペシャリストが必要な業務に関しては、ここのさつきの説明にもあったように、外部委託したほうが安く上がるんじゃないのみたいな考え方方が今あって、なのでそういうような考え方もあるというふうに今時代が変わりつつある中で、今、町では大体3年に1回の配置転換がされて、同じ業務をするにしても仕事を覚えるときまで時間がかかるし、指導する職員の手間も取っているというような中、多分いろんな考えの中で今されていると思うんですが、今の町としての現在の人材育成方針はどうなっているのか、説明してください。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

まず、全体的なことですが、町では平成22年3月に策定しました河南町人材育成基本方針に基づき、経験年数の浅い職員にあっては、できる限り幅広い分野の業務を経験してもらえるように比較的短い期間で配置転換を行い、ある程度の期間を過ぎれば、その職員の個性、業務の適正などを考慮しながら一定の期間を目安に、その職員の培ってきた能力を発揮できる部署への配置を行っております。

職域によっては、その業務に卓越したスペシャリスト的な存在の職員も必要ではないかといったご意見かと思いますが、将来的には課長や部長といった管理職としての役割を担ってもらわなければならぬことを考慮しますと、一定の配置転換を行い複数の部署を経験することが、職員個人にとって、また組織の活性化、硬直化の防止の観点からも必要ではないかと考えております。

また、人事異動の周期や配置部署については、職員の個性や得意分野、その有する資格などを考慮して、組織としての行政目標が最大限に達成できるように考慮しているところでございます。

○議長（中川 博）

河合議員。

○ 3番（河合英紀）

ありがとうございます。

本当に当たり前のことなんですが、町の方針に従って今もやってくれているというふうには分かるんですけども、今スペシャリストがいいのか、ゼネラリストがいいのかという話をさせてもらいましたけれども、スペシャリストがいいと私自身は思っているんですね、まだ。でも、落とし穴があって、スペシャリストがおって、そのスペシャリストが1人抜けると立ち行かなくなるという状況に陥るという穴があるんですよね。特に地域包括とかの専門職集団の集まりなんかでいうと、本当のスペシャリストだと思うんです、皆さん。だからこそ、1人抜けると本当に大変な事態になっていくということなんだと思うんですよね。

だからこそ、そういうときのためにちょっと余裕ある人材確保が必要じゃないんかといつも思うわけなんですけれども、そういうことをいろいろ今話させてもらいましたけれども、今現在の時点で町として、これからの中員教育はどうあるべきかと思っているのかを説明してください。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

町では、人材育成基本方針とともに毎年、職員研修計画を策定し、職員が研修を受ける機会を設けております。マッセ大阪や中部都市職員研修協議会主催の研修のほか、市町村アカデミーなどへの参加を積極的に促しています。これらの研修の中には、職員が受け持つ行政分野に特化した研修や専門技術職を対象としたものもございますので、引き続き積極的に参加し、職員の能力と資質の向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中川 博）

河合議員。

○ 3番（河合英紀）

ありがとうございます。

今いろんなことを話させてもらいましたけれども、結局は、AIがあろうがなかろうが、人は必ず要るんです。その人が働くという上で、やっぱりモチベーションが高くなければ、いいサービス提供は住民には返せないというふうに思うんですね。当たり前の話ですけれども。なので、本当にスタッフのモチベーションというのが、この河南町の質の指標の一つやと思いますし、住民の満足度につながる一番の道やと思うんです。なので、第1弾では、町

長に褒めてくださいねというお願いをしました。第2弾では、夢ある給与をもらえるシステムにしてくださいねというお願いをしてきました。

改めてそのモチベーションを考えたときに、前職部長をされていた職員の方にお話を聞いたら、どういうふうにモチベーション対策をしていたんですかという話をさせてもらったら、自分が企画して、それが実際に実現されて、それが住民さんからありがとうと言つてもらえたときがやっぱり一番やりがいを感じるんではないかということを当時の部長は考えた上で、それぞれのスタッフに上からの指示でやる仕事じゃなくて、自分たちでやりたい仕事をやらしてあげるというような取組をしていましたという話をしてくれました。これ、すごくいい案だと思うんですよね。

やっぱり、やらされ仕事はなかなかモチベーションは上がらないんですよね。なので、そういうことを当時その部長は考えてやってくれていたんやなというのを思ったときに、改めて今の各部署の部長は、それぞれ自分の下のスタッフのモチベーションに対して何か考えているんかなというふうに聞きたいなと思いました。本当は各部長に聞きたいんですけども、もう今日は多分、総務部の多村部長が答えてくれると思うんですけども、多村部長の意見を聞けたらと思います。改めて、各部署のモチベーションの対策を説明してください。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

まず、町全体としてですが、平成23年度から職員の意識改革・資質・能力及び勤務意欲の向上を図ることを目的に、人事評価制度を導入しております。この人事評価制度を通じて、よく頑張った職員、成果の高かった職員には昇任面や給与面で反映を行っており、職員の勤務意欲の向上に努めているところでございます。

○議長（中川 博）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

スタッフのモチベーションは、常日頃からやっぱり上の管理職が気にかけてあげていないと本当に低下するんです。それこそ楽しいと仕事を思つてやってもらえるか、本当にやらされてやっているかによっても全然違うと思うので、部長職のほうが下の職員よりほんまは仕事いっぱいあって忙しいのはよく分かっているんですけども、改めてそこも考えてもらえ

たらなというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

じゃ次、2事項め、人口減少対策についてに入りたいと思います。

いろいろ話する前、現状をちょっと聞いていけたらと思います。

1項目めの質問です。

過去30年の年齢別人口の動向を説明してください。

○議長（中川 博）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

過去30年間の人口動向についてのご質問でございますので、平成2年国勢調査と令和2年国勢調査の人口の比較によりお答えさせていただきます。

平成2年国勢調査の人口でございますが、10歳未満が1,327人、10歳代が2,376人、20歳代が2,511人、30歳代が1,472人、40歳代が2,163人、50歳代が1,920人、60歳代が1,407人、70歳代が877人、80歳代が409人、90歳代が35人、100歳以上が0人、年齢不詳が91人で、合計1万4,588人でございます。

これに対しまして、令和2年国勢調査の人口は、10歳未満が1,009人、10歳代が1,546人、20歳代が1,495人、30歳代が1,215人、40歳代が1,997人、50歳代が2,090人、60歳代が2,017人、70歳代が2,257人、80歳代が1,279人、90歳代が284人、100歳以上が12人、年齢不詳が496人で、合計1万5,697人でございます。

10歳未満で318人、10歳代で830人、20歳代で1,016人、30歳代で257人、40歳代で166人減少した一方、50歳代で170人、60歳代で610人、70歳代で1,380人、80歳代で870人、90歳代で249人、100歳代で12人、年齢不詳で405人増加し、全体で1,109人増加しております。

以上です。

○議長（中川 博）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

今の説明で分かることは、この30年間で河南町の人口は増加したということなんですね。年齢人口が下がる、人口が下がっていく時代の中で。これ何でかいうたら、さくら坂ができたからなんですよね。なので、今の大門部長の説明と若干資料が違って、私が持っている資料は平成5年3月末の人口と令和4年3月末の人口の表を今見ているんですけども、今の大

門部長でいうたら千何人増えたと言っているんですけども、私の持っているやつでいうと845人増えたというふうになっているんですね。これはもう、さくら坂ができたというのが一番大きな理由なんすけれども、やっぱり今やってもらっている政策とかがある程度効果もあったのかなというふうには思っています。

過去から30年は、一応町としては人口を増やすことには成功しましたということが分かつたんですけども、じゃ、これから先、現在から20年後、30年後の見通しを説明してください。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

我が国の総人口は、高齢化の進展、出生率の低迷から長期の人口減少過程に入り、減少を続けるものとされております。

本町も、同様に今後減少していくものと河南町まちづくり計画の将来人口の展望をしておりますが、子育て世代定住促進などを推進していくことにより20年後、令和22年（2040年）では1万4,600人、30年後の令和32年（2050年）では1万4,900人を見込んでおります。

○議長（中川 博）

河合議員。

○3番（河合英紀）

渡辺部長、ありがとうございます。

今の渡辺部長の説明でいうと、減らんやろうと、20年後、30年後も今の水準を維持するか若干増えるかみたいな説明をしてくれたんですけども、私はどう考えても増えるとは思えないんですよね。それこそ2040年とかになると、もう介護保険の世界では当たり前のように1人の若い世代が1人の高齢者を背負っていかなかん時代になるというふうに言われていて、本当にそんな時代に河南町の人口を増やせるのかみたいなところ、もうすごく頑張らないといけないということですよね。さくら坂級の住宅地を造らないと無理やということだと思うんですが、それに向けて本当に河南町は、今までの議員達の質問の中にも出てきたんですけども、いろんな政策を町長はしてくれています。改めて、現在行っている人口減少に対する対策の政策を説明してください。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

本町では、これまで人口減少対策への取組といたしまして、Uターンや転出抑制を目的に三世代同居・近居支援事業を実施しております。また、教育・子育て世帯への経済的支援策といたしまして、第2子以降の保育料無償化事業、学校給食費無償化事業、乳幼児給食費の副食費助成などを行っております。そのほか、安心して子育てができるよう、18歳以下の子ども医療費助成、19歳から22歳までの医療費助成のかなん医療・U-22などを行っております。

令和5年度からは、妊娠時と出産時にそれぞれ5万円を給付する国の事業に加えまして、町独自の取組といたしまして出産時に5万円を支給する育児・子育て応援事業や不育症治療費助成事業など、様々な子育て施策に取り組んでおります。

様々な取組を進めている中で、その効果についての一つの指標といたしましては、平成28年度、平成29年度の住民基本台帳人口は、転出より転入者が多い社会増となりました。その後、社会減が続きましたが、令和4年度には7人の増となっております。

○議長（中川 博）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

これはもうたくさんの答弁でも聞いているので、本当にいろんなことをやっていただけているので、これはもう是非これから先も充実させていってほしいとは思っているんですが。でも、これから先、人口減少していくと子供の数が減っていって高齢者が増えていくという事態は、もう誰の目から見ても明らかなわけですよね。そうなったときに、少ないパイを全ての自治体が取り合う状態になるというのはもう目に見えていることであって、じゃその少ないパイに河南町に来てもらうということを考えたときに、やっぱりよその自治体ではあまりやっていない、ちょっととがった政策みたいなものも考えていかないといけないんではないか。

さくら坂級の住宅地ができるんであれば問題ないんですけども、そうじゃなければそういうことも考えていかないといけないんではないかということを考えたときに、私が調べたところによると、子育て世帯とか子供が複数いる世帯に対して住民税を減税している自治体があるということが分かりました。これは多分なかなかできひん政策やとは思うんですよね。でも、インパクトとしてはやっぱり大きいと思うんです。

なので、できる、できひんはいいんですけども、改めて、河南町で同じような住民税を子育て世帯減税するような政策というのは実際やろうと思ったら難しいんか、説明してください。

○議長（中川 博）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

子育て世代の住民税を減税できないかというご質問でございますが、個人住民税は、行政サービスに係る費用をそれぞれの負担能力に応じて分担し合っていただくという性質の税金でございます。税負担につきましては、例えば子育て世代は扶養年齢に応じ控除額が設定されているほか、16歳未満は扶養控除はございませんが、その分、児童手当で補填されております。

また、地方税法では条件はありますが、地方自治体独自で標準税率未満を採用することは可能となっておりますが、住民税を本町のみ引き下げるによりまして住民税額を基準とする国や地方自治体からの給付金や各種保険料に影響を及ぼすなど、住民税の減税は多方面への影響を及ぼすおそれがあることから、税の公平性の観点からも、子育て世代への町独自の減税は難しいと考えております。

○議長（中川 博）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

難しいですよね、なかなか。簡単やったら、もういろんなところでやってはるというふうに思います。でも、実際に、大阪でいったら田尻町であったりとか、名古屋市さんなんかはやってはるということなのでできんことはないけれども、河南町としてはなかなか難しいということはよく分かりました。

じゃ、今言ったように、それをやっちゃうとやっぱり収入が下がるから困るという話だったと思うんですよね。ほんなら、河南町の人口はどんどん減っていきます、収入は人口が減ればどんどん減っていきます。じゃ河南町、今、合併の話とかも大阪府からされるようになってきて、正直、森田町政においては堅実な町政をしてくれていたんで、お金の面では何とかなるんやろうと思ったとおりちゃんと何とかしてくれていて、ただ、これからコストを考えたら莫大にかかるてくるというお金の面もちょっと心配になってきたという状況で、河南

町を存続させるとなったときに、税収を増やすなあかんとなったときに考えられることは、ほかの自治体が嫌がるような施設を誘致してくるというのも一つの手やと思うんです。その辺に対して今町としてどう思っているか、説明してください。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

施設を立地することにより交付金が交付される場合がありますが、本町では、そのような施設を誘致する考えは現在のところありません。地域住民に大きな影響が生じると考えられるため、住民の理解を得ることは困難であると考えます。

今後、ますます財政状況が厳しくなると予想されますが、歳入を増やす方策といたしましては、生産年齢人口を増加させる施策の展開や企業誘致による固定資産税や法人町民税の增收、さらにふるさと納税のさらなる獲得などに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（中川 博）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

こここの答弁で、いつもみたいに研究していきますとかというんであれば、逆に不安になりました。もうする気はないとはっきり言ってもらえたんで、安心しました。

じゃ最後、これから先、人口減少は多分していくだろうというふうに思っています。今、森田町政の中でいろんな施策をしてもらっていて、計画どおりでいくと20年後、30年後も人口は減れへんんだろうというふうに考えているという中で、改めて、町長自身が考える30年後の河南町はどのような河南町やと思っているのか、最後に聞かせてください。

○議長（中川 博）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

30年後、想像もつかないというところですね。なぜかというと、やっぱり次の30年というのは、スピードは速いと思うんですよね。テクノロジーの進展も早いし、デジタル化もどんどん進んでいくだろうと。今までの30年の2倍から3倍のスピードで進むとすると、30年後は多分100年前の話というような形になるんですよね。どんなまちになっているかというと、やっぱり住民さん主体のまちになると思うんですが、役場がどうなっているかというと、や

はり今デジタルが進んでいくと、先ほどありましたように役場の窓口というのは、こういうのは多分AIに取って代わるのかなというふうに思っています。

以前にもいろんなところで見たんですけども、AIが進展すると、なくなる職種がずっと300種類ぐらいか書いていたんですけども、その中にも地方公務員のこういう役場職員というのはなくなるところに入っているんですよね。やっぱり人と人と触れ合って技術を使うという形じゃないんですね。やはりその中で残るのは教職員とか子育てする、うちでもやっている、そういうようなものはどうしても人間がやらないとできないという、やっぱり人と人が生身で接しているところは、これは残ると思う。でも、それ以外のところはそういうような形になっていくので、住みやすいまちになってほしいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 博）

河合議員。

○3番（河合英紀）

町長、ありがとうございます。

町長は、もう本当にAIのほうとかというのにももうすごく興味もあって、最先端的に河南町に導入しようと動いてくれているので本当に安心なんですけれども、今、町長言ったように時代の動く流れというのは早くなっていくと思うんです。今でいうこの過去30年間のスピードは、もう5年後、10年後ぐらいにはがらっと変わっている可能性があると思いますので、本当にそこのところを取り残されることのないようにしっかりとアンテナを張って、これから河南町が本当によくなるようにみんなで努力していけたらなと思いますので、よろしくお願いします。

これで河合の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中川 博）

河合議員の質問が終わりました。

正午まで少し時間がありますけれども、区切りがいいので、ここで1時まで休憩したいと思います。

休 憩（午前1時5分）

~~~~~

再 開（午後 0時5分）

○議長（中川 博）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、大門議員の発言を許します。

大門議員。

○4番（大門晶子）

議席番号4番、大門晶子です。久々の一般質問ですので、ご答弁よろしくお願ひいたします。

今回は、3事項のテーマについて質問いたします。

1事項は、「生きる力」となる教育と題して、6項目にわたり質問をいたします。教育のテーマは、人の成長において大切な課題でありますので、教育委員会としても強いリーダーシップを發揮していただきたいと思っています。

では、1項目めの質問です。公教育に学ぶ児童・生徒の学力についてお尋ねいたします。

毎年4月に、文部科学省が児童・生徒の学力や学習状況を把握し、課題を見つけ改善を図ることを目的として、小学校6年生と中学校3年生を対象に全国学力・学習状況調査が実施されています。それを受け、令和5年度全国学力・学習状況調査の結果概要が、広報かなん10月号に掲載されました。

では、本町の子供たちの学力の現状をお伺いいたします。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

今年4月に各小・中学校で実施いたしました令和5年度全国学力・学習状況調査の学力状況の結果概要としましては、まず調査結果の取扱いとして、この調査は序列化や競争を目的とするものではなく、測定できる学力は特定の一部分であり、学校の教育活動の一側面であります。また、結果概要としましては、小学校（対象6年生）では、国語、算数とも全国・府の平均を下回る結果となり、中でも記述式の問題で課題が見られました。また、中学校（対象3年生）では、国語は府の平均を上回り、数学・英語では全国・府の平均を上回る結果となりました。

○議長（中川 博）

大門議員。

○4番（大門晶子）

ただいま現状をお示しいただきました。

教育に関する事務の点検及び評価報告書には、町教育委員会事務局、教・育部教育課指導係による調査の結果概要が示されています。これによりますと、1年前の結果を受け、取り組んだ結果、部分的には改善しても総合的な数字は改善しなかったということなので、今回質問させてもらいました。

子供の学力で、とりわけ国語力は、思考力、判断力、表現力など、人が生きる力として生涯の生活基盤となる力であり、その育成は大変重要だと捉えています。他の学科のテストにおいても、出題された質問内容を読み解く力がなければ解答への糸口さえもつかめません。学力テストは、設問自体が普通のテストと違うので戸惑うとの声もあることから、考え方そのものが難しいのでしょうか。だとしても、子供たちが一生懸命勉強して努力も怠らないのに成績は上がらないということになると、学びの基礎となる力が不足していくというふうに危惧しています。

人としての成長過程で、社会生活を営む上で重要と思われる国語力をどのように子供たちに身につけさせていくのか、教育委員会としても、ここはしっかりとサポートし、応えていく必要があると思うのです。これについてもお考えをお示しください。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

国語科の指導では、学習指導要領の取り扱う内容として、思考力、判断力、表現力等があり、その中で「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」を扱い、それらの定着を目指しております。これらの力は、国語科の授業を中心に言語活動を通して育成を図りますが、議員仰せのとおり、人が生きる力として生涯の生活基盤となる力にもなります。学校現場では、他の教科・領域、学校行事など、全ての教育活動の様々な場面で他者とのコミュニケーションを行い、対話的な学びを保障することが必要であると考えております。

教育委員会としましては、引き続き、各学校と連携し、授業の在り方については適宜、指導助言してまいります。

○議長（中川 博）

大門議員。

○4番（大門晶子）

学校と連携し、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」、この定着を図

っていただけます。

実は、秋の文化祭で作品展示をされている読書感想文コンクールの金・銀・銅賞を受賞された作品を毎年楽しみに拝見しているのですが、どの感想文もすばらしく、子供たちの成長に目をみはるものを感じます。ここには選考理由も付記され、よかつた点を丁寧に分かりやすく説明が書かれていて、この部分に筆者らしさが出ている、考察は経験と生活を結びつけることができて、優しい視点に共感を覚える心温まる感想文となっているなど、年齢に応じた指導は実に具体的で、読書習慣に対する姿勢は功を奏しているように見えるのですが、よく見ると受賞者は昨年と同じ子だったりします。

この分野が得意な子は、青少年読書感想文全国コンクールに入選する子もいて、どんどん力を伸ばしているんですが、児童・生徒が互いの意見や考えを高め合う授業では、自分の考え方や思いを人前で話すことに緊張する子は負担に感じるなど個人差がありますので、苦手意識を感じる子供もいるはずなのです。それを周りの子が理解できればいいのですが、この分野が得意な子がその特性に気づくことは極めて困難だと思われます。得意ではないことを理解されない場合、しんどさを抱えてしまう子は黙り込むしかないのであります。一人一人の困り事のしわ寄せは全て子供に行くので、適切に状況を把握し、サポートができるような体制を整えてほしいと思っています。

では、得意でない子が落ちこぼれないようにするにはどのように気配りをし、先生方がご指導くださっているのか、お伺いいたします。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

児童・生徒への指導等については、現在、小・中学校の一部の学年で加配教員を活用し、算数・数学・英語の学習時間に少人数や習熟度別の学習形態を実施し、きめ細やかな指導を行っております。

また、学習指導要領総則では、学習評価の充実として、単元や題材などの内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすることとあります。

具体的には、教師は、単元の終わりにテスト等で評価をする手前の単元途中で子供の定着度合いを確認し、支援を行います。例えば、授業の終わりの学習振り返りカードや小テストなどで学習定着を把握し、つまずきのある児童に対しては、その課題を認識した上で個別

指導をしたり、補充プリントで定着を図ったりしております。

○議長（中川 博）

大門議員。

○4番（大門晶子）

ご答弁では、子供の定着度合いを確認し、支援し、個別指導や補充プリントで定着を図つてサポートしてくださっているようあります。

では、次の質問、次の項目に移ります。

評価報告書の中から、さらにお伺いいたします。

この報告書には、第三者の視点からの意見として、河南町学校園教育の指針に基づき、教育の最前線である学校園現場の活性化に向けて邁進したとの好評価があり、学力向上の取組等の事業・施策も子供の成長に向けた温かいまなざしと願いが背後に存在することを感じさせられるという表記があります。しかし、他方では、小・中学校の生徒の記述力の向上を図る事業・施策が求められると示され、河南町教育の目標は、大阪の教育が目指す像を受け、教育の最前線である学校園現場の活性化を図る学校園教育指針を作成し、校長会でその趣旨説明が行われ、各校・全教職員に配布・周知され指導されたということでありました。

では、学校現場の活性化に向けての周知・指導を受け、何がどのように変化する、もしくはしたのか、第三者の意見として、成長に向けた温かいまなざしと願いとはどのようなことを指すのか、お示しください。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

学習指導要領、大阪府教育振興基本計画、河南町教育大綱等を踏まえ、毎年度、町の教育の基本指針となる河南町学校園教育指針を作成しております。その指針には、子供に身につけさせたい知・徳・体の領域をバランスよく記載し、河南町の教職員として指導することが明確となるようにしています。変化については、これら知・徳・体のいずれの領域についても、数値による評価、子供の自己評価、教職員の評価などから、子供自身の着実な成長につながっていると考えております。

また、子供の成長に向けた温かいまなざしと願いですが、教育委員会としては柔軟な思考や人と人のつながりを養うため、読書感想文コンクール事業、河南町子ども科学賞展事業などを実施し、それらの取組が子供の学びの定着や支援、学習成果の発表機会となり、その過

程で学級担任、担当教員、各家庭等の子供への励まし声かけがあり、その部分を指していると考えております。

○議長（中川 博）

大門議員。

○4番（大門晶子）

ただいま知・徳・体のいずれの領域というふうにまとめてくださったのであります、これは文部科学省が示されている、知は確かな学力、徳は豊かな人間性、体は健康体力をバランスよく育てると補足して説明していただければより分かりやすかったというふうに思います。

次に、重点課題に係る具体的な取組（学力向上の取組）について伺います。

これによりますと、学力向上担当者会が年3回開催され、各校の学力向上の取組や校内研修などについて情報共有が行われているようあります。

大阪府のホームページに掲載されている「確かな学力の定着と学びの進化」のページにも目を通したのですが、ここには、全ての子供に基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得し、粘り強く学習に取り組む態度などを育成するには、教師が支援の必要な子供に、より重点的な指導を行うことで効果的な指導を実現することができ、子供一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間帯の柔軟な提供・設定を行うことなどの「指導の個別化」が必要であるとの指摘がありました。

本町では、互いに高め合う授業を行うことで改善を図るとされているのですが、個人個人の持てる力に応じた個別指導も重要で、児童一人一人が自ら無回答、誤回答の改善を理解し、定着を図ることができるよう、力を注いでほしいと思っています。

そこで、校内研修も行われているようありますので、お話しできる範囲で結構です。担当者会でどのような課題が話し合われているのか、差し障りのないところでご説明をお願いいたします。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

町の学力向上担当者会については、今年度、12月現在、3回実施しております。組織の構成メンバーは、各校の学力向上担当者及び町の担当指導主事で、各校の実態を踏まえ、町立小・中学校の学力向上に向けた取組の共有、それに向けた方策の検討をしております。

今年度は、国加配のスクール・エンパワーメント推進事業、これは各市町村小学校に1名、中学校1名配置されますが、その各校の取組交流、ICT機器やAIドリルの活用状況の共有、また小学校においてパソコン操作に根差した基礎学力定着を図るCBT、コンピューターを使ったテストになりますが、そのCBT化をした河南町学力シートの試行実施を検討しました。学力向上担当者会の協議内容については、校長会・教頭会でも共有し、この2学期末に小学校5年生、6年生の国語・算数でCBT化した河南町学力シートの試行実施を行うこととしております。

○議長（中川 博）

大門議員。

○4番（大門晶子）

河南町学力シートの試行実施の検討を行うというふうにご説明いただきました。

では、次の項目に移りますが、2020年4月から新学習指導要領が全面実施に伴い、小・中・高校で具体的に何をどう教えるのかが国から提示されました。

そこで、小学校学習指導要領解説、国語編にも目を通したのですが、移行措置後は学校現場の先生方や教育委員会が真剣に考え、運用することが求められています。これは国から教育委員会への指導のバトンが渡り、教育委員会の権限が以前よりも増したように感じています。新学習指導要領では、基礎的な知識・技能の習得が重視されるとともに、身につけた知識・技能を使って問題解決に取り組むような主体的・対話的で深い学びに誘い、思考力・判断力・表現力などを養うことが求められています。そうなると、基礎的な知識技能は、今まで以上に短時間で効率よく子供たち全員に習得させる必要があり、先生たちがここ数年でうまく指導方法を切り替えられたかというところが気になっています。

そこで、お尋ねいたしますが、児童・生徒の成長のためにご尽力くださっている教育委員会は、新学習指導要領下で求められる学校づくりや教員に求められる対応をどのように受け止め、各学校と調整されているのか、お伺いいたします。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

令和2年4月から全面実施されました学習指導要領では、各教科の特性を生かして、知識及び技能、思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力、人間性等の3つの資質能力の育成が求められています。それらの資質を授業の中で育成するため、子供自身の学びが主体的で

対話的で深い学びとなるよう、教師が日々の授業の中で学習場面を保障していきます。現在では、指導要領実施から3年余りが経過し、ペアワーク、グループワークのような学習形態や単元途中での児童・生徒の評価を行うことが定着しております。

また、各校との調整については、町の指導主事により、校内研修や各校が実施する研究授業の際、指導助言を行っております。

○議長（中川 博）

大門議員。

○4番（大門晶子）

3年たって、ペアワーク、グループワークのような学習形態や単元途中での児童・生徒の評価を行うことが定着しているというふうにご説明いただいたんですが、実は、私はここが一番気になっているところであります。必要な知識だとしても、活動内容や役割が分からぬ子、状況に応じた伝え方、グループでの活動が苦手な子などはいないのかということが気がかりなのであります。ここは指導助言が行われているということのようですが、子供の特性もあり、この手法に戸惑っている子供がいないのか、ここは教育委員会としても十分気配りをお願いしておきたいと思います。

新学習指導要領とともに授業内容が変化したのがタブレットパソコンの導入で、自治体が環境整備し、活用方法を考え、実施していくのは学校の役割となっています。

そこで、各学校ではどんな目的でICTを使うのかなどを検討し、実施してくださっていると思うのですが、定められた授業時間の中で基礎学力を習得するという目標があり、同時進行で授業を行うことは、定められた時間内の時間配分として影響を及ぼさないのかというところが気になっているのでありますが、さらに文部科学省は小6と中3の全員対象で行う全国学力テストの中學理科で、2025年度に紙の問題冊子を廃止し、パソコン端末を活用して出題・解答する新方式（C B T）を導入するというようなニュースも流れています。小6については、キーボード操作などの課題があり、令和8年度以降の導入を目指すとされていますので、その準備も進めなくてはなりません。

時代が進む中で、駆け足の授業となっていないのか、教育内容が膨張し、高まるなど、そのために戸惑いが生じていないのか、お示しください。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

学習指導要領では、個に応じた指導を一層重視し、指導方法や指導体制の工夫改善により個に応じた指導の充実を図るとあります。

現在、学校現場のタブレットの活用場面として、インターネットの調べ学習、反復ドリルの学習、体育の実技動画記録などが挙げられています。パソコン機器のＩＣＴの使用が最終目的ではなく、グループワークやペアワークなどの学習形態と同じように、子供の学びの定着の手段の一つとしてＩＣＴを使用しております。

また、全国学力・学習状況調査のＣＢＴ化に備え、町教育委員会では、小学校5年生、6年生の国語や算数の到達確認テストを一部ＣＢＴ化したものを作成し、今年度の2学期末から試行的に実施しています。それらの取組を通して、パソコン操作の慣れやペーパーテスト以外の評価の経験につなげております。

○議長（中川 博）

大門議員。

○4番（大門晶子）

ご答弁では、タブレットの活用場面をお示しいただいたのでありますが、実は私は聞いたかったのは、時代が進む中で基礎学力を身につける時間が足りず駆け足の授業となっていないのかということを知りたかったのであります。そのために子供たちに戸惑いが生じていないのかということを問おうと思ったんですが、実は丁寧に問うたつもりであっても、私が詰めの言葉を省略すると、このように思いが通じないということになってしまいます。これがペーパーのやり取りの難しさの中にあるというふうに今回初めて感じました。

では次に、教員数について質問いたします。

既に公表されている令和4年度河南町統計リーフレットには、小・中学校のクラス数と教員数の年次変化が記されています。

お聞きしたいのは、学級数に対して何人の教員が必要なのか、先生方の定数と児童・生徒数の関係が知りたいのであります。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律には、加配の教職員定数などの特例規定があり、学校が個々に抱える課題解決のためには教職員は加配できるというふうになっていて、学級担任等の基本的な教職員定数とは別に措置されているということでありました。

では、令和4年度、令和5年度はどのようにになっているのか、現状の教職員の人数をお示していただき、本町でも加配が行われているなら、年次ごとの加配数とその加配理由をお示し

ください。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

教職員の基礎定数については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律で示されており、府費負担教職員については、毎年、公立小・中・義務教育学校、高等学校及び特別支援学校教職員定数の配分方針について、府教育委員会会議で決定され、概ね学級数に応じた配置となっております。

令和4年度の教職員数は、近つ飛鳥小学校26人、かなん桜小学校27人、町立中学校36人、そのうち小・中学校を合わせた加配は12人。令和5年度の教職員数は、近つ飛鳥小学校25人、かなん桜小学校27人、町立中学校38人、そのうち小・中学校合わせた加配は12人。加配は、いずれも国から単年度で廃止され、その目的として、少人数・習熟度別指導、小中連携、学力向上、通級指導などが挙げられます。

○議長（中川 博）

大門議員。

○4番（大門晶子）

今、加配数と加配理由をお聞きいたしました。

本町では、教育の質のさらなる向上のために少人数学級を編制することで、きめ細やかな指導を行うことができるが、町独自施策のため、教職員の確保及び財源確保が課題になっているというふうに記されています。このことは、教育の質の向上にはもう少し職員が必要だが、財源がないために確保できていないと読み取れるのでありますが、では、このことについて教育総合会議などで議論をされているのか、教えてください。話し合われているのであれば、町長部局としても支援をしていく必要があると思うのですが、これについては理事者のお考えもお伺いいたします。

加えて、学校統計で示されているように、本町でも主幹教諭と指導教諭、教諭及び講師も共に各学校で勤務されていますので、ここ数年の職名別の教員数はどのように変化しているのかということと、職名ごとの職務内容が知りたいので、それについても具体的にご説明をお願いいたします。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

本町では、教員の質のさらなる向上のため、令和元年度の小学校統合を機に、中学校へのつなぎとして小学校6年生については、町独自で小学校2校とも35人学級で対応することとしました。当時の総合教育会議で、その対応について特に評価できるものとして参加の委員からの意見をいただきました。

また、職名ごとの職務内容についてですが、学校教育法では、教諭は児童・生徒の教育をつかさどるとあり、児童・生徒への教育全般を担い、講師もそれに準ずる業務を担います。主幹教諭は、大阪府では首席という呼称で、その職務は児童・生徒の教育をつかさどることに加え、校長の学校運営を助け、管理職と教諭等とのパイプ役を果たします。指導教諭は、児童・生徒の教育をつかさどることに加え、他の教職員の指導力向上を図ります。

各教員の配置は、教員の異動に伴い年度によって変わりますが、ここ3年の町内の教員数では、令和3年度は首席3名、指導教諭1名、教諭54名、講師17名、令和4年度は首席3名、指導教諭1名、教諭54名、講師17名、令和5年度は首席3名、指導教諭1名、教諭54名、講師18名となっております。

○議長（中川 博）

大門議員。

○4番（大門晶子）

お示しの職務は、学校教育法に定められているのでありますが、では、指導教諭が担う教育の指導の改善及び充実とは、何を評価し、何を改善するのか、お聞きいたします。

私がこの質問をする意図は、例えば教員が指導を受け、学力の向上に取り組んだ教育の結果、テストの成績が上がることになったとして、この評価は、本町の教育の方針を決めるに当たり、どの程度のウエートを占めるのかということを知りたいのであります。

学力向上を評価するテストで測定された子供の成績イコール子供の学力、もしくは生きる力だと評価してしまうと、テストの結果が公表されることで保護者は一喜一憂してしまいます。結果として、高い点数を取る、イコール学力向上を評価するテストの結果を高めることになり、授業内容が点数評価の学力を高めることに集中しがちにならないかということが気になっています。さらに言えば、学力テストで教育効果が測定できると考えると、点数を上げることが評価につながり、果たして、それは正しい教育の在り方と言えるのだろうかと、実はこの質問を組み立てながら疑問が湧いてきたのであります。点数評価を重んじるなら、成績を上げるために過去問を解くなどの手法もあるかもしれません、それは公教育である

人間形成の教育という点からどう考えればいいのか、実は私自身、答えを見いだせないのであります。

チャレンジテストは、テストの成績でもって学校ごとの平均点を算出し、それを基準に調整を行うのが目的であるとするなら、学校ごとに実施されている特色ある学校教育としての取組などもあり、それぞれの学校の状況も生徒の様子も全く異なる環境にもかかわらず、それは多様な教育実践が画一化される危険性をはらんでいるような気もいたします。だから、学力テストで測定される学力は、特定の一部ということになるのでしょうか。他方で、人間形成の中で、生きる力としての学力は必要で、そこに全国平均という基準値があるなら、それを目標に目指してほしいとも思うのであります。

この矛盾を感じつつ、全国・大阪府の状況との関係において、成果と課題を検証し、その改善を図ることに達成すべきゴールがあるとするなら、人間形成の教育の視点という意味でこのあたりも含めてどう考えればいいのか、教育委員会としてのご見解をお伺いしておきます。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

1問目の問い合わせでもお答えさせていただきましたが、学力・学習状況調査で測定できる学力は特定の一部分であり、学校の教育活動の一側面です。学校教育には、子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことが求められます。日々の授業の中で、相手の意見を聞き、自分の意見と比較し、お互いの理解を深めていくなど、ペーパーテストでははかれない学びについても大切にしていきます。そして、河南町の地域を生かした特色ある教育を通して、子供同士が協働しながら、自分のよさや可能性を認識とともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重できる社会のつくり手となることができるよう、新しい時代に必要な資質・能力の育成につなげてまいりたいと考えております。

○議長（中川 博）

大門議員。

○4番（大門晶子）

この質問をする意図は、本町の教育の方針を決めるに当たり、どの程度のウエートを占めるのかということも知りたかったのですが、学力テストの結果は特定の一部だから、学力テストの結果はそんなに気にしなくてもいいという結論になるのでしょうか。生きる力

を育てるために何を大事にして教育してくださっているのかということはお答えで十分理解できたのでありますが、実は私の疑問を言葉で導き出したいとき、対話ではないので思いを伝えるというのは、この設問では大変難しいというふうに感じました。

では、次の広報紙の掲載のありようについての項目に移るのですが、今回質問させていただく発端となったのが、広報紙に掲載の全国平均との比較は、広く住民に公表する必要があるのかということについて伺います。

11月7日のヤフーニュースで知ったのでありますが、「学力・全国1位の裏で行き過ぎた事前対策」と題した記事を目にいたしました。自治体ごとの順位にこだわる体质の根深さは行政も絡んだ問題だと指摘がある記事だったのであります。確かにホームページなどで検索すると、都道府県の順位なども明らかになっています。学力調査の趣旨は、生徒の到達度と苦手とする項目の把握だったはずなのに、実際は順位を競う結果となっていることがあります。

調査結果は、各校の強みや苦手分野を把握とする本来の扱いになれば、保護者の不安をおることもなく、調査することの意味が大きくなると考えています。結果は、本来の趣旨と逸脱したものにならないように配慮し、全町民向けの広報紙の掲載については広報かなんに掲載するのがいいのかどうか、教育委員会で一度、その必要性について要検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

全国学力・学習状況調査に関する実施要領では、調査結果の活用として、各教育委員会及び学校等において多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域の住民の理解と協力の下に適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこととあり、公表に関して結果の数値のみが独り歩きしないよう、保護者や地域住民に対して結果についての説明責任を果たすなど、配慮することとしております。

本町では、国の示す実施要領の趣旨に基づき、当該年度の結果を踏まえ、今後の教育指導の充実や学習状況の改善についての方針を広く周知するため、広報紙への記載をしております。

○議長（中川 博）

大門議員。

○ 4 番 (大門晶子)

本町が公表する意図をお示しくださったのであります、実は、熊取町は調査結果の詳細は熊取町役場本館 1 階住民情報コーナー及び熊取町教育委員会学校教育課において閲覧となっています。また、平均正答率等の数値については、過度な競争や序列化につながるおそれや、数字が独り歩きし本来の目的が失われること、また、今後の教育活動等に生かすための分析が何より重要であること等から公表されていませんでした。

本町では、河南町立中学校の学校だより 10 月号にも調査結果の考察が掲載されていますので、これで保護者には十分お伝えできると思っています。ですので、他の自治体の状況も把握し、このような視点も含めて、本町としての取扱いの検討を再度お願ひいたしたいと思うのですが、ご答弁をお願いいたします。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

全国学力・学習状況調査の目的の一つとして、児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、改善を図ることにあります。

教育委員会として、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、町の教育委員会及び教育施策の改善に向けて取組を進めてまいります。結果公表の在り方について、現在、本町では、町広報紙、町ホームページで公表しております。また、小学校、中学校もそれぞれに学校だより等で本調査の結果について考察等を公表しております。今後、学校現場の意見、近隣市町村等の動向を参考にしながら検討してまいりたいと思います。

○議長（中川 博）

大門議員。

○ 4 番 (大門晶子)

実は、近隣市町村の状況も調べてみたんですが、太子町は、ホームページには公開されているんですが、広報たいしには、9 月号、10 月号、11 月号を見たんですが掲載されていなかったんです。そんなふうな状況もありますので、是非ご検討をお願いしておきたいと思います。

では、最後の質問項目に移ります。

新しい学校づくりについて伺います。

新学習指導要領にありますように、学んで知識を身につけただけでは、これから変化する

社会に対応できない。学んだ知識を活用し、これから生きていく力にしなければいけない。そういう意味で、学んだ力かつ学ぶために必要な力として、様々な力を身につけることが学力として重視されるようになったのだろうと私は推察するのであります、本町でも、このことの重みを先生方は理解しつつ、指導するに当たってはご苦労いただいていると思っています。

ただ、学力調査の評価を気にする保護者もいらっしゃいますので、成績を上げることを極端に重視すると、子供たちは学びを楽しめなくなるのではないかと危惧するのであります。

そこで、本年10月に教育委員さんらによる地元小学校の公開授業を視察されたと聞き及んでいます。スクール・エンパワーメント推進事業の公開授業が行われ、教育現場の視察も行われたようになりますので、授業内容はどんなものであったのかということと、この公開授業で視察された教育委員をはじめ、関係者の目には子供たちの様子がどのように映ったのか、どのような感想があったのかなども含めてお聞きしておきます。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

今年度、スクール・エンパワーメント推進事業加配配当校であるかなん桜小学校、町立中学校では、子供たちの書く力の育成を目指し1年間取組を続け、両校では公開授業を実施しました。中でも、かなん桜小学校の公開授業時に教育委員会の視察を実施いたしました。委員及び関係者の感想として、一斉授業において子供への視覚支援が効果的であった、授業の中で子供一人一人が自分の思いや考えを言葉にしていた、タブレット端末で考えを表現していましたなどの意見が出ておりました。

この2校のみならず、近つ飛鳥小学校、さらに町内の両こども園にも訪問し、授業視察や保育・幼児教育の場面視察も実施し、子供の活動量を多くし、友達と確認しながら運動技術の取得に励んでいた、知的好奇心をくすぐる課題設定により子供が主体的に活動していたとの意見が出ておりました。

○議長（中川 博）

大門議員。

○4番（大門晶子）

子供たちの個性もあって、困っていてもうまく言葉を発せない子もいますので、感想をお聞きいたしましたが、今のお答えでは概ね好評だったように思いました。子供たちが勉強嫌

いに、学校嫌いにならないようにご努力いただきたいのであります。

学力を高めていけるよう努力はしてほしいのですが、他方で、よい成績を取ることに注力してしまう授業づくりは、子供の特性に気づかれない場合、授業そのものが負担となり、友達関係でもつらい状況を強いられる場合もありますので、バランスが大事だというふうに思っています。

入試テストの結果で進む進路が決定されるという現在の日本の状況においては、府のホームページに掲載されているチャレンジテストの目的にもありますように、テスト結果を活用し、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成というふうにありますので、子供たちの進路にもつながる重要な目標となっています。だからこそ、先生たちが結果を改善につなげようと努力してくださっていることはありがたいのですが、教育改革が進む中であっても、子供たちにとってはみんなが真に楽しいと感じる学校であってほしいし、よく分かる授業への期待は大きいので、今後も子供たちが希望を持って歩んでいけますように一人一人への気配りやお力添えをお願いしておきたいと思います。

最後になりますが、今般2期目の教育長就任に当たり、教育は人なりという中川教育長の挨拶をかみしめています。河南町の教育行政の責任者の言葉には、子供たちの成長に向けての確かな重みを感じました。

そこで、今回の質問の総まとめとして、本町の教育行政の先頭に立ち牽引してくださっている中川教育長のお考えをここでお聞きしておきたいと思います。

○議長（中川 博）

中川教育長。

○教育長（中川 修）

まず今回、議員のほうから様々ご質問をいただきました。細かいことにつきましては、今先ほど谷部長のほうからも答弁させていただきましたが、やっぱり我々も今回のこのご質問を受けたことを通して、一つ一つ振り返り、常にやってはいるんですが、そういう機会にできしたこと、まずありがとうございました。

その中で、なかなか議員がおっしゃられたご質問の内容で十分答え切れていない部分もあったかとは思いますが、ご心配されているようなこと、一番望まれていたことは、私も教育行政の先頭に立っていく者として同感というところがあります。それは、何より生きる力を育成していくということ。それはこれまでもやってきましたし、これからも引き続きやっていきます。

議員もさっきおっしゃられていきましたが、生きる力というのは、確かな学力、それから豊かな心、そして健やかでたくましい体力、これを知・徳・体というんですが、確かにそれをバランスよく身につけさせるということが一番大事であると。なので、ご心配されている例えは学力に注力したような授業づくり、これは決してしません。ただ、学力は大事です。なので、先ほどもあったように、学力状況調査、その結果のことを何も気にしないなんてことはないです。やはり、いいにこしたことはない。当然そうです。やっぱり日頃の授業の積み重ねで、どんなテストでもできるようになるというのが一番目指すところですから、やっぱりそれは真摯に受け止めて改善していく。そんなふうには学校も捉えていますし、我々教育委員会からもその指導をしています。

そこだけに注力するんではなくて、やっぱり心の面とか、例えばみんなが、今、多様化、いっぱいいます。議員もおっしゃられていた様々な授業をするんだけれども、やはり苦手な子、それぞれの分野があります。この部分については得意な子もおればそうでない子もおる。その子たちのことは、完璧を求めつつも、やはり一人一人の先生が、そのことを常に理解しようとしているというのが日々の積み重ねであります。そういう教育を、私、現場からここへ来まして2期目をさせていただくんですが、やはりその感覚は常日頃から現場とも共有しながら、そういう教育を目指していきたい。

それと、大事なのはやっぱり日々の授業なんですね。一つ一つ、例えば国語、算数、体育、様々ありますが、それぞれには目標があって、その一つ一つの授業の中で学んでいく。その学んだ力が、例えばそれは学力だけではないし、人とのつながり方とか様々なことがあります。それを例えば行事であるとか、あるいは遠足とか、そういったところで外へ出た場合に日頃から身につけた力がそこで発揮できるのかどうか。あるいは学校の中でも運動会とか、例えばこの間、中学校のほうでは合唱コンクールとかありました。やっぱり一つのことをみんなで力を合わせるんだということであるとか、それはその基になるのは様々な一つ一つの授業で学んだ力がそこへ表れてくる。なので、日頃の地道な活動がやはり大きな力につながっていく、つなげていかないといけないと思っていますし、そういったことが生きる力を育成することにつながっていくと。

その場面で、子供たちができなかつたことができたとか、分からなかつたことが分かるようになつたとかいうたときに、やっぱり周りの大、先生はじめ、がそこで褒めるということが大事ですね。それもただ単に褒めるだけじゃなくて価値づけて褒めるとか、具体的に何がよかつたからそういう言葉を先生が大人がかけたのか、それが一番子供が分かると思うし、

そういったそれを蓄積していくことで、やっぱりうれしいとか、あしたも学校へ行きたいと。何か楽しいことばっかりやるのが、あしたも行きたい学校づくりでは決してなくて、それはしんどいこともありますが、けれどもそういうことの積み重ねで実感させるような評価の仕方、それを教職員も、あるいは大人も、保護者さんたちも含めて共有できれば、目指すあしたも行きたい学校づくりになるのではないかなと思っていますし、2期目もそういった実現に向けて努力をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 博）

大門議員。

○4番（大門晶子）

中川教育長のお話を聞いて安堵いたしました。これが子供一番の河南町の教育だというふうに私は感じました。先生方は、グローバル化や情報化の進展により、教育をめぐる状況の変化も速度が増し、社会の変化に対応するために必要とされる資質や能力などの向上を図るためにご努力くださっているのであります。教育委員会といたしましても、資質を高め合う環境づくりに助言し、指導力の向上を図ってくださっていることを理解できましたので、今後とも子供たちのためにどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

では次は、お悔やみコーナーについての事項に移ります。

続いての質問は、令和4年6月定例会議で質問したお悔やみコーナーの設置について、再度お尋ねいたします。

当時、私がこのコーナーの設置を要望した後、職員さんが柏原市に出向き、見学も兼ねて実際の流れなども確認してくださったとの報告を受けました。その住民部長は既に退職されているのでありますが、引継ぎが行われていると思いますので、設置に向けて研究するとした研究課題は現在どこまで進んでいるのか、お伺いいたします。

○議長（中川 博）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

お悔やみコーナーにつきましては、死亡に伴う手続のワンストップ窓口として、本年1月から日時の予約なしで住民生活課窓口のローカウンターに開設しております。このコーナーでは、ご遺族の負担を減らすため、これまで税や国保など各担当窓口で行っていた手続を、各担当課の職員がお悔やみコーナーまで出向き手続を進めることで、ご遺族の方が移動する

ことなく手続を終えることができております。

以上です。

○議長（中川 博）

大門議員。

○4番（大門晶子）

今お伺いいたしまして、既に設置されているということは分かりましたが、窓口に置かれた小さなのぼり1つでは、せっかく住民の利便性の向上を図り、手続の簡略化を図っている意義が形として実は見えてこないと思っています。確かに、死亡届を提出に来られた方はここに案内してくださっているのであります。それならホームページにも掲載し、広く周知を図ってほしいと思います。

大阪府下では、その後、お悔やみコーナーを設置している市町も増えていますが、他の市町村が予約制を取っているのは、事前に申込みをすることで前もって必要となる持ち物が案内され、スムーズに必要な手続を可能な限りワンストップで行うことができるという仕組みであります。こうすることで、ご遺族の状況に合わせて来庁前に必要な各手続を抽出し、手続に必要な持ち物の連絡や申請書の準備などを行うことが可能となります。

日時の予約をすることで、担当課の職員がお悔やみコーナーに来て手続の説明や受付を行ってくださっていますので、書類の記入も省略でき、遺族は出された書類に捺印するだけで手續が完了するのであります。ですので、この仕組みを広く住民さんに広報し、さらに利便性を図っていただきたいと思うのですが、再度お考えをお伺いしておきます。

○議長（中川 博）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

本町のお悔やみコーナーにつきましては、現在のところ予約制ではなく、隨時、死亡に伴う手續で窓口に来庁された際にご案内しております。

今後、全序的なDX推進とともに、議員仰せの予約制の導入も踏まえ、ご遺族のさらなる負担軽減について研究してまいりたいと思います。

また、お悔やみコーナーの周知につきましては、町ホームページを活用し、広く住民の皆様に広報してまいります。

以上です。

○議長（中川 博）

大門議員。

○4番（大門晶子）

お世話さまですが、よろしくお願ひしておきます。

では、この4年間を振り返って、町長の総括をお伺いいたします。

この4年間は、町長にとっても、私たち住民にとっても、いろんな意味で変化の多い年でありました。中でも私が一番印象深いのは、本町には困難を乗り越える組織があり職員パワーがあることで、住民の皆さんが高いんな場面でそのよさを知ることができ、感謝の気持ちが醸成でき、これが私たちのまち河南町だと確認できたことでした。

新型コロナワクチン接種においては、集団接種に取り組み、非常勤職員さんも協力しながら、職員も輪番制でワクチン接種に取り組んでくださいました。予約可能な医療機関で個人接種を行う自治体が多く、本町のようなシステムでの集団接種は、他の自治体に住む人からは河南町っていいなという声が届きました。

災害発生時の対応力という点では、大雨で一時道路が通行止めされたときも、職員さん自ら動き、夜遅くまで作業に当たり道路を開通してくださいましたので、住民生活に及ぼす影響は少なかったことあります。

金剛自動車が廃業することになりましたが、住民生活の維持を最優先課題とし、引き続き運行ができるよう、区長会会長とも連携しながら、協議会で議論を重ねてくださいました。昨日も多くの議員が質問されていたバス問題は、全国でも廃便・減便する自治体が噴出するなど、不安要素が大きかったのですが、運転士も確保すべく努力してくださったので、皆様は改めてバスが通ることの意義を強く意識されたことが分かります。

また、全ての事業は、住民の立場に立ち、職員が業務として取り組んでくださっている縁の下の力持ちで、これまで意識することもなく表舞台に立つことのない見えない力が表面化してきたことがよく分かりました。バス問題を維持させる決断は、他の市町村からも注目され、お問合せも相次ぎ、河南町という自治体の看板を掲げていることがとても誇らしく思えるようになりました。

このような町の組織力は、これから先も確かなものとなります。これまでにはない業務が増加し、通常業務にプラスされました。町組織や職員個人個人にとっては負担となっているかもしれません。ここは、町長として、過重な負担にならないようにという配慮は必要だと思うのですが、しかし、職員さんがみんなで力を合わせ、一つの目標に向けて行動することができる河南町という確固たる組織をつくり上げたという意味では、今後の通

常業務の質を向上させるための重要な取組の基礎づくりになったように思うのであります。ふだんどおりの通常事務をこなすだけでは、役場は何のために存在しているのか具体的には見えなかったのですが、その意義を確実なものとして実感できました。これも職員さんが河南町全体を見据え、連携を図っていただいた結果であります。

ほかにも、安心して暮らせるまち、子育て・教育のまち、新たな元気を創出するまちに向けての取組など施策に取り組まれました。

本町では、安全安心に通じる功という共通の目標が機能していること、さらにはこれからも引き継いでくださるということを大いに期待したいと思うのですが、河南町が取り組んでいる事業は、河南町に暮らす人が安心して過ごせるように提供されていることは、ふだんはそれを当たり前のように感じていましたが、今後はもうもろの事業に住民さんも共に事業に参加しよう、協力しようという機運をさらに醸成することでその効果を発揮することになるでしょう。

ほかにも、消防の広域化など、取り組んでくださった事業は多々あるのでありますが、安全安心の課題で職員力が見える化でき、将来に残すことができたことなどは、この4年間の何よりの成果だと私は評価したいのであります。

町長は、これらの4年間の評価についてどのようにお考えでしょうか。総括としてのお考えを伺っておきます。

また、バス問題については緊急性、必要性があり、住民ニーズに応えて路線バスを運行することになった本町ですが、運行はバスの利用料で賄うシンプルな財政構造であるだけに、人口減少社会の進展などで利用の減少が避けられない収入の減に対して、維持管理費などに必要な固定経費などとの収支均衡が保たれず、全国のバス会社が同じ悩みを抱え、廃業や減便を行っています。財政的な制約がある中で、大きな決断をされた本町ですが、今後、持続可能な公共交通とするには見通しが気になっています。

そこで、町財政の状況はどうなのか、これについても町長のお考えを伺っておきます。

○議長（中川 博）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

お答えをさせていただきます。

4年間を振り返ってということだと思いますけれども、令和2年に、前武田町長の急逝を受けまして、河南町のまちづくりを進めるべく、継承とさらなる発展を住民の皆様にお約束

をし、町長に就任をさせていただきました。私の任期も来年3月までとなっております。

就任と同時に新型コロナウイルスが世界的に猛威を振るい、小・中学校が臨時休業となるなど、我々が経験したことのない事態となりました。この間、緊急事態宣言が発出され、住民の皆様には行動制限をお願いするということになりました。そのことで皆さん方の生活が一変したということは周知の事実であります。このような中、住民の皆様の命と生活を守り、どのように支援していくかが大きな課題となりました。新型コロナウイルスを克服するため、感染防止対策を行いつつ、感染防止のための新型コロナウイルスワクチンの接種に当たっては、全職員が一丸となって取り組みました。また、住民の皆様の生活支援、小・中学校における環境整備も進めてまいりました。

新型コロナウイルス感染症は、今年5月に第2類から第5類に変更されまして、住民の皆様の生活もコロナ前に戻りつつありますが、感染症が終息した状況とは言えず、これからも注意していく必要があると思います。

また、継承とさらなる発展を目指し、安心して暮らせるまち、子育て・教育のまち、新たな元気を創出するまちの実現に取り組んでまいりました。

安心して暮らせるまちでは、全世代型福祉の充実に向けて、認知症の高齢者に対しまして徘徊高齢者等個人損害保険事業を導入するほか、介護保険の総合事業の推進など、高齢者支援に努めてまいりました。住民の皆さんのが安心して暮らしていくためには、安全なまちづくりが必要と考え、防犯カメラの設置及び補助、防災行政無線のデジタル化の更新、災害用ドローンの導入と操縦する職員の育成、自主防災組織の充実などに努めてまいりました。消防・救急体制では、大阪南消防組合の設立により消防の広域化に努め、消防力の強化が図られました。

また、地球規模の温暖化に対応するため、ゼロカーボンシティ宣言を行い、太陽光発電システムへの補助、公用車の電気自動車の導入、電気自動車の充電設備費補助などの創設を行いました。

都市基盤の整備といたしましては、幹線道路や生活道路の整備に取り組むことをはじめ、関係機関との連携により、大阪南部高速道路が国や府の新広域道路計画に位置づけられました。上下水道につきましては、公共下水道の汚水整備事業が概ね町内全域で完了したこと及び上水道の安定経営のため大阪水道企業団への統合を進めました。

空き家対策につきましては、空き家等の除却補助制度や空き家バンクの充実、公共交通では、カナちゃんバス及びやまなみタクシーの運行の継続、そしてカナちゃんバスの車両の更

新、ＩＣカード決済の導入など、住民の皆さんとの利便性の向上に努めました。

子育て・教育のまちでは、出産からの子育て支援として、妊婦健診の助成の充実、乳幼児健診における視力検査機器の導入、出産前後の支援充実のほか、伴走型の新生児育児応援事業での町単独での支援策の創設などを進めました。

子育て教育におきましては、認定こども園2園、小学校2校、中学校1校の体制が確立したことを受け、待機児童ゼロ、第2子以降保育料無償化、幼児教育における3歳から5歳児の給食費（副食費）の支援、こども園での紙おむつ処分、学校給食費の無償化などの子育て世帯への支援に努めてまいりました。また、GIGAスクール構想に基づく児童・生徒1人1台タブレット端末の整備、デジタルアプリを活用した教育、ＩＣＴ環境の整備を図るとともに、中学校におきましては体育館に空調機を設置し熱中症対策に努めてまいりました。

このほか、18歳までの子供医療費の助成、19歳から22歳のU-22の事業の推進など、子育て施策の推進に努めてまいりました。

新たな元気を創出するまちでは、人口減少への対応が急務の課題であり、人口流出や転入促進策を推進する必要から、先ほども述べましたが、出産から育児、教育に係る子育て世代への支援、三世代同居・近居への支援などに努めました。

また、産業としての農業の活性化の取組として、圃場整備や農業用水路などの整備、農業の担い手となる新規就農者への支援などに取り組むとともに、道の駅の出張販売など消費者との交流推進、民間企業との連携などに努めました。さらに、地域産業の発展と創業を支援するベンチャーサポート補助金交付制度を創設いたしました。

新型コロナに伴う住民の皆さんへの支援とともに、町内事業者への支援としまして、地域通貨、カナちゃんコインでございますが、事業の推進に努めました。さらに、生涯スポーツの拠点であります総合体育館、町立テニスコートの管理棟、文化活動の拠点となります大宝地区公民館の改修に取り組みました。

令和2年当初から新型コロナウイルス感染症の急拡大により3密を避けるよう努めなければならなくなりました。人と人が接触しない対応が求められる中、電子決済の普及が図られ、本町においても、カナちゃんコインを導入するとともに、デジタル化への対応を進めることといたしました。電子化、デジタル化への取組として、ワクチン接種予約、カナちゃんコインの受け取りなど、電子申請システムを導入いたしました。また、電子申請に必要となるマイナンバーカードの普及促進に努め、大阪府内市町村でもトップクラスの交付率となっております。

最後に、金剛バス廃止については、住民の皆さんの通勤・通学や買物などの交通確保を図るため、今月21日から4市町村による協議会で運行することといたしました。この地域公共交通の運営には、議員ご指摘のとおり、維持することの経費が必要ですが、緊急対応として決断したものであります。

財政運営に係るご質問がございましたので、今任期の財政状況について申し述べさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う地方創生臨時交付金などにより感染防止対策や住民の皆さんの生活支援を最優先としたことから、一般会計の決算規模が今までにない大きな額となりましたが、一般財源ベースでの財政の状況は、ここ数年で見ますと将来の子育て教育の施策推進のための基金への積立てができたこと、また財政調整基金の取崩しを抑え、令和3年、4年度は黒字となりました。これは主に国税の増収や地方財政対策において一般財源の確保とともに地方交付税が増額となったことによるものでありますが、国の地方財政対策が今後も続くかどうかは不確定要素が多分にあるものと思っております。

少子化が進展する状況から、未来への投資として、子育て世帯への支援策を推進すること、また、ここ数年の物価高騰や賃金アップ等の社会的情勢、高齢化に伴う医療費や扶助費の増嵩への対応が必要なこと、加えて金剛バスの事業廃止に伴う代替交通の確保などの財政支出が伴つてくるものと考えております。このような状況を踏まえると、既存事業の廃止、縮小を含めた見直し、受益者負担の見直しなどの行財政改革を推し進めていかなければならないと思っており、今後の財政運営は公共交通の運行に伴う負担に加え、物価の高騰や賃金アップによる財政支出も増嵩することとなることから非常に厳しいと、このように考えております。

この4年間の取組の一端を申し述べましたが、住民の皆さん、そして議員の皆さんのご協力はもとより、新型コロナをはじめとする様々な課題に直面し、私と共に最前線で適切に対応していただいた職員の皆様の頑張りによるものであり、感謝申し上げたいと思います。

○議長（中川 博）

大門議員。

○4番（大門晶子）

今財政問題にも触れていただきましたが、バス会社を運営するスキルもノウハウもない本町が、住民さんの思いを受け止め、バスを運行することの困難さはインフラ整備をし、維持管理することを業務とする自治体に籍を置く職員であれば容易に想像できると思います。バ

ス路線を維持運行することに公共財を投じて行う事業は、本町に暮らす人たちがひとしくその義務を負うことが基本で、住民の足として使えるようになるまでは、これからも誰かが汗をかかないといけないというふうにも感じています。職員さんたちのご努力に報いるためにも、私たちもなお一層力を合わせて、やっぱり河南町っていいよねと言えるようなそんなまちをつくっていきたいと考えています。

今回は、子供たちの学力とお悔やみコーナー及び町長の総括について質問させていただきましたが、町長の思いがいつも河南町の発展にあることは、今のお話からも変わりがないということが分かりました。春には、この町を率いる覚悟を持って臨んでいただくことを私は期待いたしまして、今回の質問を閉じたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中川 博）

大門議員の質問が終わりました。

ここで2時半まで休憩したいと思います。

休 憩（午後2時13分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再 開（午後2時28分）

○議長（中川 博）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、力武議員の発言を許します。

力武議員。

○5番（力武 清）

5番、日本共産党、今から一般質問します力武清です。今日最後の質問となります。よろしくご回答のほどお願い申し上げます。

まず、介護保険制度から質問させていただきます。

介護保険制度が始まって23年がたとうとしていますけれども、1期3年ごとの見直しを経て、現在8期目、最終年度となって、来年4月から9期目を迎えるという時期となっています。9期目の方向性についての準備の最中だと思いますけれども、その点を踏まえて、今回質問いたします。

まず、令和3年から5年度の3年間が8期目に当たる時期なんですけれども、8期目を終えようとしているこの時期に、8期目の主な課題が何であったのか、どのような取組をされて到達はどのようなものだったのか、総括的なことをまずお聞きしたいと思います。特にコ

コロナ禍での介護予防といった観点でどうであったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

第8期計画では、コロナ禍という突発的な事象もございましたが、ケアマネジャーなどとも協力しつつ、概ね計画どおりに介護サービスの提供ができたものと考えております。ただし、コロナ禍の影響として、介護サービスの利用は若干控えぎみになったものと存じます。

第8期計画期間の大きなテーマとしては、地域包括ケアシステムの構築に向けた介護予防の推進や、認知症への早期対応とその資源づくりがあったと思いますが、この間、介護予防や自立に向けてアセスメント訪問や専門職による短期集中の訪問指導、通所訓練などのサービス資源を構築しました。また、令和4年度には認知症カフェが開設されるとともに、本町におきましても、新たに認知症予防教室の実施やタブレットを利用した認知症相談、集団健診時の啓発などに取り組んでまいりました。

コロナ禍により、地域で100歳体操の開催ができない時期もございましたが、それも復活し、本町も従来どおり活動支援や住民主体による通所型サービスB活動への発展などに取り組んでおります。コロナ禍という制約の中でも、将来に向けて予防の環境づくりを進めることができたものと考えております。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

8期目の課題だった予防するという観点での取組は非常に優れたものがあったなというふうに評価しているし、初めて中地区で認知症カフェができて、それは予防という観点からいたら、本当にこれから全域にああいうスタイルのカフェができたらしいなというふうに思っております。

それで、7期目の保険料の問題でちょっとお伺いしたいんですけども、7期目の保険料は第5段階の基準額では5,795円から、8期目は6,070円に4.7%、275円引き上げられました。今朝、ニュース番組を見ていましたら、年金暮らしの生活の方をずっと追っかけたドキュメントがあったんですけども、ほとんど7、8万円ぐらいの暮らしを、昨日年金が支給された人たちのレポートをやられていたんですけども、保険料の負担、光熱費の負担、生活の圧迫というのに日々追わっていましたけれども、そういった中で、年間標準で7万2,840円

という状況になっているんですよね。決算では、令和5年度はまだ出ていませんけれども、令和4年度で歳入歳出差引きで1億2,146万円の黒字、令和3年度では1億2,940万円の黒字となって、いずれもこの2年間黒字であったんですけども、基金残高は令和3年度末で4,700万円ありました。令和5年度は、今年度は7,700万円ぐらいあります。約3千万円、この間増えているんですよね。決算を見る限り、数字的には非常に健全と見えますけれども、果たして保険料の算定はこの時期妥当であったかどうか、お聞きしたいと思います。

また、8期目は、実際には4,700万円の基金はどれだけの額を保険料軽減に活用されたのか、併せてお聞きします。

○議長（中川 博）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

議員ご指摘のとおり、決算剰余金は第7期計画末の令和2年度には8,626万8千円であり、その後、令和3年度は1億294万5千円、令和4年度は1億2,145万6千円と推移しております。翌年度に国・府に返還する補助金を差し引いた実質収支額で申し上げますと、令和3年度と令和4年度の比較で約1,600万円の黒字となっております。

保険料の算定に当たっての見通しがどうであったのかとのご質問ですが、コロナ禍という特殊事情、内容は利用控えや施設入所者の死亡・入院の多発などによるサービス利用量の減もございましたので、通常であればどの見通しがどうであったかははかりかねるところでございます。

現在進めております次期計画の策定に当たっては、事業量の見込みや基金の活用なども、より適切に見込みつつ、保険料の算定を行いたいと考えております。

なお、8期目の保険料は4,700万円の基金を充当して算定しておりますが、実際には基金の取崩しはないものと考えております。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

基金を取り崩さずにやったというのは、保険料がやはり適当ではなかったなというある程度の反省も含めて僕は総括していただきたいなという思いがあります。

それで、65歳以上の町の人口を見ますと、令和3年当初で4,948人、高齢化率32.4%となっておりました。また75歳、後期高齢者の人口は2,629人、17.2%です。また、1号被保険

者と言われる方が5,083人、要介護認定者は950人余りとなっております。認定率が18.7%です。認定者の動向はどのように見ておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

あくまで試算値でございますが、第1号被保険者数は、今後数年間ほぼ横ばいで推移する見込みです。しかしながら、団塊の世代が後期高齢者となることから、要介護認定者数は増加していくものと見込んでおります。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

これから団塊世代が増えるということとの関係では、2025年問題も控えていますので、そのあたりは注視していただきたいなというふうに思っています。

では次に、（2）のところをいきます。町内施設の利用実態と待機者の実態についてお伺いします。

町内には、介護施設に関する幾つかの施設がありますけれども、特養施設やグループホーム、デイサービスなどがありますが、それぞれの施設の利用に関してどういった人が対象なのか、また利用実態は把握されているかどうか、お聞きします。利用したいけれどもなかなか入れないとの声もお聞きしているんですけども、待機者の実態は把握されているのか、質問させていただきます。

○議長（中川 博）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

特別養護老人ホームは、介護保険老人福祉施設と呼ばれ、原則として要介護3から5の人が入所し、食事・入浴の介護などを受けます。グループホームは、主に認知症の方が共同生活する住宅で、食事や入浴の介護などを受けられ、要支援2以上の人人が利用できます。その他、介護老人保健施設は、要介護の人が在宅復帰を目指して看護や医学的管理の下、介護などが受けられます。

施設の利用実態ですが、町内には特別養護老人ホームが2施設、地域密着型特別養護老人ホームが1施設あり、合わせて定員は189人、グループホームは2施設で定員18人です。利

用状況は、施設によっては僅かに定員数を下回りますが、ほぼ定員に近い利用実態となっております。

また、町内の特別養護老人ホームの待機者については、待機者に関する調査があり、それを通じて把握しております。ここ5年では概ね15人前後で推移しており、直近の令和5年で約10人となっております。

以上です。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

待機者が今10人前後ということなんですけれども、要支援とか要介護の対応をしているケアマネジャーの方が、ほとんどそういう個人的な待機希望者、どういった介護を望んでおられるか把握されていると思うんですけれども、このケアマネジャーと地域包括との関係において、入れない人に対するフォローバック体制、情報の共有化といった意味ではちゃんと連携が取れているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

入居を希望する人は、希望の施設に対して入居希望の申込みを出されますので、各施設が情報を把握されています。そして、入居者の死亡等で空きが生じた場合には、各施設において、入居の申込みをされている人の中から調整などを行い、入居されることになります。

なお、本町では、住民やケアマネジャーなどからお問合せやご相談があれば、その内容に応じて複数の施設に連絡を取り、今現在の空き状況の情報提供や介護保険サービスやインフォーマルサービス等の提案や調整などを行っております。

以上です。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

調整をやっているということなんですけれども、実は私、この質問をつくる最中に相談事がありまして、なかなか入居できないということで、待機者が非常に多いという条件の方があつて、90歳のお母さんと60代の娘さんと二人暮らしだったんですけれども、なかなか施設

に入れないと。デイサービスには週2回行っているんだけれども、ひどくなつて親子げんかも絶えないということで、せんだつては本当につかみ合いのけんかして両方に傷いくような状態であつて、施設入居を希望されていて、知り合いのグループホームにかけたらたまたま1部屋が空いていたと。タイミングよく入れたんですね。やはり親子げんかというのはお互にもう本当に犬猿の仲というか、人の顔が見えないような険悪な状態の顔つきだったんですけども、入所されて顔つきが本当に穏やかになって、お互い本当に楽しい人生を送れるようになつたと言つて喜んでおられました。

また、そのグループホームの中で、地域の区長さん、老人会及びケアマネジャー、それと入居者の家族の人が集まって懇談会の場に、私、招待された。いろいろ1時間半ほど懇談会をやっていく中で、いかに地域に密着した介護施設が大事かなど、地域との関係も大事だなということを実感したところなんですけれども、何を言いたいかというたら、やはり役場の地域包括と施設との関係をもっと綿密に密接な状況を把握しておれば、そういう空き待ちの人にもタイミングよく情報提供できるんじゃないかなという思いがあつてこの質問させていただいておるんですけども、その点で、いかに情報の共有化という点で再度お聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

基本的には、各施設が申込者の中から入居者を調整されますし、要介護者それぞれの状況を把握されていますケアマネジャーが、その人に合つた施設やサービスの調整をされるものではありますが、ご家族やケアマネジャーからご相談がありましたら、本町でも施設に連絡を取り、空き状況の情報提供などを行つております。現在、一部施設ではありますが、本町職員も施設の運営協議会に出席するなど、運営状況の把握は行つております。

今後、このような相談支援のため、可能な範囲で状況把握に努めたいと考えております。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

是非綿密な情報の共有化をしていただきたいと思います。

それでは、（3）の受領委任払い制度についてお聞きいたします。

介護保険で利用者が福祉用具を購入したり、階段手すりを設置したり、家で介護サービス

を受ける際にいろんなバリアフリーにする必要があるときに、その工事をするときにこういう一部の保険を活用して改裝されるわけですけれども、この委任払い制度のやり方というこういう制度についてまずお聞きしたいというふうに思います。

○議長（中川 博）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

ご質問は、福祉用具購入と住宅改修のサービスの手続についてかと存じます。

償還払いにつきましては、議員仰せのとおりでございます。受領委任払いと申しますのは、サービス利用者が利用者負担割合分のみを施工事業者等に支払えばよく、残る保険給付部分については町が直接、施工事業者等に支払うものでございます。

以上です。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

この制度を使って、河南町本町ではどのくらいの方がこのサービスを利用されているかということで質問させていただくんですけれども、ちなみに400人、1号被保険者の10%ほどが居宅でサービスを受けられているというふうに統計で出ていますけれども、このうちどれぐらいの方が年間利用されているのか、また需要高はどれぐらいあるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

令和4年度の決算では、福祉用具購入の利用者は88人、介護の方が66人と支援の方が22人、住宅改修の利用者は92人で要介護の方が55人、支援の方が37人となっております。そのうち、数名の例外を除き、ほぼ全ての方が受領委任払いをご利用されています。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

この制度は、恐らく担当されているケアマネさんが、こういう制度あるよということで家族の方とか本人に説明されているということなんですけれども、もっとかなりの方が利用は

されていますけれども、さらに詳しい内容というか不安に思われる、新たに認定される方、こういう方に対しての徹底についてどのようにされていこうとしているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

議員仰せのように、現状としましては、ほとんどの利用者が受領委任払いの仕組みを利用されておりまして、ケアマネジャーへの周知はできているものと思われます。また、受領委任払いの申請がない場合につきましては、利用されないのかどうかというところで窓口でも確認のほうを行っております。

以上です。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

是非お願いしたいと思います。

それでは、（4）の来年4月からスタートする9期目に向けて今の準備状況についてお伺いしたいと思います。

現在、来年4月からの9期目に向けての準備がされていると思いますけれども、どの程度の準備がされているのか、進捗状況をまずお聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

現在、策定に向けて第9期のサービス事業量やそれに伴う事業費と保険料の試算、府との協議などを行っているところでございます。来年1月には計画の策定委員会を開催し、計画素案についてご協議をいただけるよう準備を進めております。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

要は、来年の保険料がどうなるのか、これが一番関心の高いところではないかなというふうに思います。この間、度重なる保険料の改定に対して負担の重さが大きくなってきており

ます。私は、基金を活用して保険料軽減策を講じるように、この間提案もしてきましたけれども、来期の保険料改定に関してはどのようにされようとしているのか、お聞きします。

また、保険料の負担区分があるんですけれども、1から15段階までありますけれども、その中で低所得者の区分である1から4段階の料率、これが見直しされるのか、どのようにされようとしているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中川 博）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

第9期の保険料につきましては、妥当な事業量の想定に努めるとともに、基金の取崩しも視野に、できる限り保険料を抑えられるようにしたいと考えております。

第1段階から第3段階につきましては、国から詳細は示されておりませんが、現在の負担率をさらに引き下げる案が検討されておりますので、町としても、国の決定を踏まえ適切に対応したいと考えております。被保険者本人が非課税である第4段階につきましては、基金を活用して、国の標準保険料率よりも低く設定できるよう検討したいと考えております。

以上です。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

ここで初めて、私の提案を受けてくれるという前向きな回答をいただいているんですけれども、やはり非課税世帯、年収が100万円前後の方々の所得区分、是非低く抑えられるようになります。第8期はほとんど基金を活用しなかったという反省を踏まえて、是非有効な活用で保険料の引下げをお願いしたいなと思うんですけれども、その中で保険料区分の段階が標準を1として設けられておりますけれども、その上の段階、6段階、7段階の料率もこの際、第6段階を1.2から1.4ということで割合が高くなっているんですけれども、その段階を少し見直すように提案をしたいんですけども、そのあたりの考え方をお示していただきたいと思います。

○議長（中川 博）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

保険料の区分として、第5段階までのはご本人が非課税ですが、第6段階以降のは、

ご本人は町民税課税者となっております。一定の所得のある人について保険料率を引き下げることは、結果的に基準保険料額を引き上げて保険料を確保することになり、低所得の人の負担が増加することとなりますので、慎重に対応する必要があるものと考えております。

町としましては、従来、国制度どおり第1段階から第3段階のみの軽減でありましたが、第9期に向けて、被保険者ご本人が非課税である第5段階までの人について軽減を図れないか検討したいと考えております。

以上です。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

次の事項にいきたいと思います。

公共施設の省エネ化の取組についてお伺いいたします。

まず、こども園、小学校、中学校の照明器具の現状についてお伺いするんですけれども、地球の温暖化の影響で異常気象が発生し、日本はもとより世界各地で、洪水、干ばつなどの影響が出ております。温暖化を防ぐためには、温室効果ガスの排出量を減らすことが有効な緩和策と言われております。その中でも、省エネ化の取組が不可欠と言われておりますけれども、今回の質問は、その一環である照明器具の現状についてお伺いしたいと思います。

まず、こども園、小学校、中学校の照明器具はどのようにになっていますか。現状についてお聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

こども園、小学校、中学校の照明器具につきましては、まずLED化済みの施設は、中村こども園の園舎、かなん桜小学校、近つ飛鳥小学校の特別教室棟の一部、中学校の体育館です。LED化していない施設は、中村こども園の旧の特別教室棟、旧体育館、近つ飛鳥小学校の普通教室棟・特別教室棟の一部、体育館、中学校の校舎です。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

まだまだ残っているという状況なんですけれども、蛍光灯の場合は原材料に水銀を使用し

ているということで環境への影響を考慮して、水俣条約によって製造と輸出入が禁止となつております。蛍光灯を使っている学校現場の在庫はどれほどあるのかというのと、その在庫量でどれぐらいの期間が持ちこたえられるのかということをお聞きするのと、そのあたりの評価をお聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

中村こども園の照明器具の在庫は置いておりません。小学校の照明器具の在庫は、近づ飛鳥小学校が30本程度、中学校が40本程度となっております。現在の在庫では、小学校は半年程度、中学校は8か月程度保たれる見込みです。

今後、照明器具のランプになりますけれども、それについてメーカー等がまだ廃止となつております。そのメーカー等の現状を注視しながら、今後、照明器具の購入を考えたいと思っております。

以上です。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

今、私は、水俣条約ということの表現をさせていただいたんですけども、教育委員会として、この水俣条約をどのような内容であるか認識と見解を再度お伺いしたいと思います。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

水俣条約というのは、この11月に134か国でしたか、国がそういうような形で条約をつくったものということで、2027年ですか、令和9年度と思うんですけども、それまでにこの製造と輸出が禁止になったというところで、日本においても、この水銀灯を使った蛍光灯、それらについては今後製造が不可能というふうになっております。また、先ほど言いましたランプについても、なかなか購入するのも難しいというふうに考えております。

今後、LED化は、家庭も含め、この公共施設が率先してまたしていかなければならぬというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

よろしくお願ひしたいと思います。

（2）の体育施設、図書館の現状、照明器具はどうなっているか、お伺いいたします。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

体育施設、図書館などの照明器具につきましては、LED化済みの施設は、中央公民館及び図書館の全て、総合体育館、ふくふくドームですが、その事務室、談話室・玄関ロビーダウンライト、そして多目的運動広場です。

今年度にLED化する施設は、大宝地区公民館、テニスコートの管理棟です。

LED化していない施設は、総合体育館の会議室・廊下・アリーナ・ホール等、そして総合運動場の夜間照明等、そしてテニスコートの夜間照明、そして旧の中央公民館です。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

かなり進んできているんですけども、特にアリーナであるとか運動場の設備がまだ進んでいないということなんですねけども、大体、事業規模としてはどれぐらい必要なのか、それは試算されてきているのか、計画的にはどのように思っておられるか、そのあたり見解を聞きたいと思います。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

特に夜間照明等がかなりの費用がかかると思われています。ちょっと具体的には、詳細についてはまだ把握というんか、現状としてまだないんですけども、それらについて大きな費用がかかりますんで、今後、優先順位をつけてLED化していきたいと考えております。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

同じように、総合福祉センターかなんぴあの照明器具の現状についてお伺いしたいと思います。

○議長（中川 博）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

総合保健福祉センターの照明器具の現状につきましては、農村環境改善センターの照明につきましては、平成26年度の河南町農村環境改善センター等改修工事において、ふれあいの湯の改修工事等を行った際にLED化が終わっております。保健福祉センターにつきましては、コナミ受付前通路のみLED化されておりますが、その他についてはLED化の改修はされておりません。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

この間、それぞれの施設の状況を聞きました。

(4) のところにいきますけれども、防犯灯や街灯、庁舎の二酸化炭素の排出量の少ないLED化は計画的に進められておりますけれども、前項で質問したように現状では教育施設関係や福祉センターで進んでいないということがはっきりしました。全庁的な課題として取り組まなければならないと思いますが、その見解を求めたいと思います。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

公共施設や学校施設などの照明器具につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたとおり、まだLEDへの切替えができていない施設がございます。町では、これまで施設の改修に併せてLED化に取り組んできましたが、財政的には今後も施設の長寿命化工事等に併せて、順次LED化を進めてまいりたいと思います。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

是非、積極的にお願いをしておきたいと思います。

それと、6年ほど前ですか、教育委員会設置であった通学路の件についてお伺いするんで

すけれども、通学路の街灯はほとんどがLED化されておりますけれども、今、山城バイパスとか大宝1丁目から抜ける畠のところにある町道のところに3灯ほど設置されております。これがもう10年ほどたっているんですよね。照度の問題等々、危惧するところが指摘されておりますので、そのあたりで管理している部局において、照度計算なり切替えの設置の見通しなどをちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○議長（中川 博）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

町が管理しております集落間で設置しております街路灯につきましては、町の職員がパトロールによりまして異常を発見した場合は迅速に対応しているところではございますが、点灯の不具合等お気づきの点がございましたら、現地を確認の上、対応していきたいと考えてございますので、その連絡のほうよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

次の項目にいきます。

バス運行に関して質問させていただきます。

昨日から、ほかの数名の議員から同じような質問をされておりますけれども、それだけ住民の方の関心事が高いということを了解の上に質問させていただきたいと思います。

9月に公表された金剛自動車株式会社のバス事業撤退は、大きな関心が寄せられ、住民の方からは心配と町の将来・まちづくりの問題まで発展するような社会問題となりました。廃止を受けて、本町を含む4つの自治体で対応を練る協議会が設置され、この間、4回会合が持たれてきました。その中で、近鉄バス株式会社、南海バス株式会社をはじめ複数の運行を委託することになり、住民の方は一安心されております。この間、協議会の委員の方や事務局の方の尽力に敬意を表したいと思います。

質問の内容は、1つに、立ち上がった協議会の役割と権限についてまずお伺いいたします。

発足された協議会の役割と権限はいかがなものか、お聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会は、道路運送法と地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づく法定協議会です。この協議会の目的は、金剛自動車株式会社が運行する路線バスの沿線地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議すると定めております。

協議会の役割と権限は、路線の廃止や路線の変更、新規路線の設定、便数やバス停、使用する車両などを承認することあります。また、協議会は、地域公共交通の運営主体になることもでき、今回は運営主体となっております。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

ほとんどが、協議会がこのコミバスに対しての責任は負うという中身になっているという今で理解できるんですけれども、この間、協議会は会合の準備や緊急避難的な取組やなどというふうに感じておるんですけれども、継続した組織として運営されていくのか。何か事があったときに、20人を超える委員達がそのたびに会合を行うかということなんですかとも、そのあたりはどうされるのか。それと同時に、事務局体制はどのようにされるのか、組織の在り方を再度お聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会は、協議会規約第10条で事務局を置き、関係市町村が協力して事務を行うとしております。協議会事務局は富田林市に置きます。また、この協議会は、先ほども申し上げたとおり、二法の法律に基づく法定協であることから、委員構成につきましては、法で定められた委員で構成されております。

今後も、運行に関わる内容については、この協議会において合意を得て、陸運局に対し許可を得る必要がございます。

次に、問題発生した場合の責任の所在ということですけれども、運営に関する責任は4市町村協議会でございます。運行に関する責任は、協議会と協定を締結してバスを運行する運行事業者になります。具体的には、近鉄バス株式会社、南海バス株式会社、市町村有償運送の千早赤阪村、河南町の4事業者となっております。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

住民の声をこの間緊急的に、昨日の質問であったんですけれども、住民の声を聞いて何らかの意見反映できる場所がないだろうかという質問があつたんですけれども、この間やはりまず通勤・通学客を優先して取組をやっていくんだという昨日の答弁あつたんで、それは理解できるんですけれども、その住民の声の受皿はどのように、どこが担うのかという質問と同時に、河南町で単独で判断できることはあるのかどうかお伺いするのと、今ちょっとネットで話題になっていますけれども、「千早赤阪村 初乗り30円 昭和かよ」ということが話題になっているんですね。独自のチアが走る、中学校からロープウェーのほうへ行く路線のことやと思うんですけども、初乗り30円というのは強烈なインパクトを与えてるんですけども、そういう単独で判断できる路線がこういう中であるのかどうか、できるのかどうか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

住民の声、要望などの受皿というところですけれども、4市町村の自治体、もしくは富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会が事務局となります。

また、単独というところのお話でございますけれども、河南町のほうは河南町内を走る循環バス、カナちゃんバスでございます、こちらのほうは河南町の単独の事業でございますので、河南町の中の交通会議で決定を行ってまいります。

先ほどおっしゃいました千早赤阪村のお話ですけれども、こちらも千早赤阪村内での事業でございますので村内で決められている部分でございます。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

まず、そういう独自の問題等、4者で協議していかなあかんというあたりの権限と責任というあたりの整理が難しいかなと思うんですけれども、そのあたりの交通整理もよろしくお願いしたいと思います。

それで、中学生の利用について、（2）のところにいくんですが、現行カナちゃんバスの

利用者の中に中学生の利用が見受けられますけれども、実際どのくらいの中学生が利用されているのか。その利用されている理由も分かればお聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

カナちゃんバスの令和4年4月から令和5年3月までの利用実績でございますが、利用者数は5万1,793人、そのうち中学生が8,980人、割合は約17%となっております。中学生の利用状況としましては、特に雨の日に利用している生徒が多く見受けられますが、特段の理由については把握できておりません。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

中学生が17%利用されている、結構な数が利用されているのかなというふうに思っておりますけれども、今度運行される新交通体系では100円なんですね、カナちゃんバスの場合は。ところが、さくら坂を通って中学校に来る場合は、近鉄バス株式会社になるんかな。そのあたりで240円になるということで、保護者の方なんかから、ちょっと高くなるんじゃないかなということで何とかならんかという話が出ているんですけども、あまりにも負担が大きいということになるんですけども、そのあたりの見解をお聞きするのと同時に、何らかの対応策を考慮されるのか、併せてお聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

今回のカナちゃんバスの運行区域拡大により、町内循環路線については、これまでの朝7時発から夕方18時発までの12便の運行から、朝9時発から夕方16時発までの8便での運行に変更となります。このことにより、中学生が雨天時等の通学に利用されている場合は利用ができなくなります。

金剛自動車株式会社のバス事業廃止に伴い、通勤・通学のための鉄道駅への移動手段を確保することを最優先課題として新しい交通サービスを構築してまいりました。朝夕で便利に利用していた中学生については利用ができなくなりますが、何度も申し上げますが、まずは駅への通勤・通学の移動手段を確保することを最優先と考えておりますので、ご理解賜りた

いと考えております。

○議長（中川 博）

ここで、傍聴の皆様にお願いいたしますけれども、先ほども申し上げましたけれども、傍聴人の皆様の遵守事項ということで携帯電話等の電源は切っていただきたいと思いますので、再度ご協力のほうよろしくお願ひいたします。

それでは、力武議員。

○5番（力武 清）

優先順位としてそこを優先するというのはもう当然のことですけれども、やはり実際に利用されている17%の中学生への配慮も考えるべきじゃないかなというふうに思います。定期券とか回数券とか学割とか、そういう手段も考えられるんじゃないかなというふうに思うし、そのあたりの見解を求めたいのと、実は今日のこの質問する前に毎日新聞に記事が載っていましたけれども、富田林市で甘南備地区で住民説明会が行われているんですよね。市長が市の幹部の方と出向いて、地区の皆さんが説明会を開催されたという記事が載っていました。昨日のほかの議員の方も質問されておりましたけれども、やはり一定こういう緊急避難的なことであったにせよ、説明が欲しいなという声も聞いているんですけども、そういうことで工夫がもう少しできたんじゃないかなという思いがあったんですけども、そのあたりの説明会の開催という点ではどのように評価されているのか、今後どうされるのか、そのあたりも聞きたいなというふうに思います。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

まず、今回の金剛自動車株式会社のバス事業廃止に伴う運行は、現在の金剛バスの料金を引き継いで運行いたします。回数券は廃止となります。定期券につきましては継続して販売を予定しております。定期券と併せて学割についても同様に、現行の金剛バスが発行するものと同じ額で設定されます。

富田林地区の甘南備地区の説明会を行うお話を富田林市からも聞いておりました。いろいろ課題があって、その地区だけのご説明かということを聞いております。河南町の場合、昨日も答弁させてはいただいておりますけれども、時間がなく、皆さんになかなかご説明させていただける場が設けられなかったというところは昨日の答弁のとおりでございます。また、今後は何らかの形で住民の意見もいただきながら、新たな交通に取り組んでいきたいと思っ

ております。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

今年、本当に最後の質問となりました。4つ目の質問になります。

大門議員がさきにほとんど質問されていますので、何しようかなというふうに思って昨日から悩んでいたんですけども、悩むことなくちょっと質問させていただきたいと思います。

森田町政は、3年前の立候補に当たって、継承とさらなる発展を念頭に、安心して暮らせるまち、子育て・教育のまち、新たな元気を創出するまちの実現を公約に掲げられました。それぞれの公約は、住民の福祉の向上、生活の安心・向上、町の発展にとって大事な内容でありますけれども、そのように理解しております。

この3年余り、先ほど町長も答弁あったんですけども、新型コロナ感染症に対する感染対策に追われた日々ではなかったのかというふうに思うんです。予防ワクチンの接種や消毒等、感染拡大を防ぐのに全庁挙げて取り組まれたことは、本当に評価するものとして思います。評判の悪かったアベノマスクに代わって独自に森田マスクなり、不織布マスクが配布されたことは、本当に住民の方は喜んでおられました。また、図書館の消毒保管機とか、体育館のバズーカ設置等々は、本当に対応が早かったなというふうに思っております。

その一方で、安心して暮らせるまちの項目での課題は、公共施設の再編の問題があろうかというふうに思います。その点では、山城バイパスの延伸や芸大前の拡幅、歩道の設置が積年の課題として残っているんですけども、これに対しての町長自身の認識を伺いたいと思います。

○議長（中川 博）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

ピンポイントの質問ということでございますけれども、公共施設を再編しまして、残っているところが、先ほどもいっぱい質問が出まして、そのうち町の中心の旧役場の周辺については、ある一定の構想を出して次に進むということにしておりますけれども、なかなか調整区域という位置づけがありますので、その辺も踏まえて検討する内容となっていますので、先ほどの部長の答弁のとおりでございます。

あと、道路の整備につきましては、大阪府等々に要望もしておりますけれども、協議を進

め、事業化にはまだちょっと至っていないという現実がございますが、引き続き頑張ってまいりたいと、このように思っています。

以上です。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

非常にやりにくいですね。

子育て・教育のまちの項目で、幼児教育とか小・中学校の施設面、エアコンの設置なんかは拡充に取り組まれてきたというふうに思っていますし、妊娠から出産まで、あるいは幼児教育、義務教育課程の施設面の充実は、この間、目をみはる発展というか、充実に注いでこられたかなというふうに思っております。また、医療費や給食費、保育料などの助成や無償化は子育て世代には優しい制度設計となって定着化させていただいておりますけれども、少子化への歯止めという面ではまだまだ、評価としては一部できるところもあるんですけれども、この取組は非常に課題として大きいなというふうに思っておるんですけども、町長自身の認識をお伺いしたいと思います。

○議長（中川 博）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

少子化については、特殊出生率の問題で日本全国の傾向を本町もそのまま受けているというところでございます。なかなか1.5ないし1.8ですか、そこら辺まで上げるという目標設定はしていますけれども、この点については全国的なそういう状況で、やはりいろんな意味で妊娠から出産、そして子育てに係る支援というのがすごく必要な、そういうような形になっているかなと、これは経済的支援も含めてですけれども。あと、ケアの問題も当然出てきます。それから、やっぱり国の方でも異次元の子育て施策ということで3.6兆円規模ということを言っておりますんで、本町についても、そういう点で少しでも改善するように努力していきたいと思います。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

そうはいっても、全国的には人口の減少という兆候、流れは止まることがないんですけれ

ども、雇用機会の創設と併せて、若い世代への働きかけが必要かと思うんですけれども、そのあたりの認識も再度お伺いしたいのと、新たな元気を創出するまちの項目で、他の項目と比べて評価的には難しいと言えるんではないかと思います。

特に道の駅を中心とした農業振興策は、後継者、担い手不足があり、耕作放棄地が増える中で、その点の農業振興策、産業振興策の点での成果というか、その課題はどのように捉えておるのか、そのあたりの認識を再度お伺いしたいと思います。

○議長（中川 博）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

再度、若い世代への働きかけというんですか、そういうお話ですけれども、本町において、やはり子育て施策は他市町村には引けを取らない程度のものをやっているということで、若い方の流入というか、そういうようなものも含めてやはりPRしていって、国勢調査の、昨日の部長の答弁にありましたように、一部若い人の流入も見受けられるというところまでありますので、この結果を少し、いろんな施策が起因してこういう結果になっているとは思うんですけども、これは1回だけのものであるのか続いてできるかということは、引き続き努力していきたいと思います。

農業の問題ですけれども、後継者不足というのは、これは否めない事実で、あとは新規就農者も支援していくことなんですけれども、道の駅を中心として、道の駅の拡張部分については今回舗装してやるわけですけれども、将来構想の実現にはまだまだちょっと時間がかかるかなと思っています。

ただ、販売については、道の駅の出張販売についても、あべのフープでの月1回の販売、それからあと近鉄百貨店での販売も一部やっていくということで、少しずつ販売量ができるかなと思っていますので、あとは生産者の意欲というか、そういうようなもので活性化できたらというふうには思っています。

以上でございます。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

私は、そういう課題を次の2期目に向けてチャレンジしていただきたいなと。課題がやっぱり町全体のものとなるように、我々議員も積極的にいろんな提案をやってきました。実現

しているものとそうでないもの、残している課題があろうかというふうに思っています。私自身は、この間、議員になって高橋尚史元町長、武田勝玄前町長、森田町長と3人の町長といろんな議論をやってまいりました。引き続き、まちの発展、住民の生活、福祉向上のために、職員と一緒にまちづくりをやっていきたいなという思いがあります。町長の後の結論を待つことなく挨拶があるみたいで、このことは質問は控えさせていただきますけれども、改めて次期の2期目に向けてちゃんと住民に評価できるようにしていただきたいなど期待を込めて、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（中川 博）

力武議員の質問が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中川 博）

以上で、通告を受けておりました一般質問は全て終了いたしました。

2日間にわたり、お疲れさまでございました。

ここでお諮りいたします。

明日20日に予定しておりました議案第29号から議案第32号までの議案審議を本日に繰り上げて本日の日程に追加し、審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起ころ]

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

追加日程第1 議案第29号 令和5年度河南町一般会計補正予算（第5号）から追加日程第4 議案第32号 令和5年度河南町下水道事業会計補正予算（第1号）までの以上4件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起ころ]

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、以上4件を一括議題とすることに決しました。

なお、討論、採決は1件ずつ行います。

それでは、予算・決算常任委員会委員長から、委員会の審査の経過と結果について報告を求めます。

高田委員長。

○予算・決算常任委員会委員長（高田伸也）（登壇）

予算・決算常任委員会委員長報告を申し上げます。

令和5年度河南町議会12月定例会議の初日におきまして、予算・決算常任委員会に付託を受けました案件は、議案第29号から議案第32号までの4件の補正予算についてであります。

付託された議案について、12月6日、委員会を開催し、慎重に審査を行いましたので、その審査結果をご報告申し上げます。

最初に、議案第29号 令和5年度河南町一般会計補正予算（第5号）については、討論なしで採決に入り、賛成全員で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第30号 令和5年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、討論なしで採決に入り、賛成全員で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第31号 令和5年度河南町介護保険特別会計補正予算（第2号）になりますが、討論なしで採決に入って、賛成全員で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第32号 令和5年度河南町下水道事業会計補正予算（第1号）については、討論なしで採決に入り、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、議案第29号から議案第32号までの4件の補正予算について審査結果の報告とさせていただきます。

なお、委員長より理事者につきまして申し上げておきます。委員会中、委員からの指摘事項及び研究課題につきましては、早急に対応いただけるよう、強く申し添えておきます。

また、議長を除く全議員が委員であり、十分にご審査願ったというふうに思っておりますので、質疑応答につきましては省略をさせていただきます。

なお、記録につきましては、事務局に整理させておりますので、後日にでもご覧いただければというふうに思っております。

以上で、予算・決算常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（中川 博）

予算・決算常任委員会、高田委員長の審査報告は終わりました。慎重なる審査、お疲れさまでございました。

今、委員長からもありましたけれども、議長を除く全議員が委員として十分審査をしていただきましたので、質疑を省略し、討論に入りたいと思います。

高田委員長、議席に戻っていただいて結構でございます。

それでは、追加日程第1 議案第29号 令和5年度河南町一般会計補正予算（第5号）の討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川 博）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決に入れます。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 博）

起立全員と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中川 博）

次に、追加日程第2 議案第30号 令和5年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の討論に入れます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決に入れます。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 博）

起立全員と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中川 博）

次に、追加日程第3 議案第31号 令和5年度河南町介護保険特別会計補正予算（第2号）の討論に入れます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決に入れます。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 博）

起立全員と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（中川 博）

次に、追加日程第4 議案第32号 令和5年度河南町下水道事業会計補正予算（第1号）の討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決に入れます。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 博）

起立全員と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（中川 博）

以上で、本定例会議に付された事件は全て議了いたしました。

ここで町長より、本定例会議の閉議に際し、挨拶の申出がございましたので、これをお受けいたします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

令和5年河南町議会12月定例会議の閉議に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびは、この定例会議におきましてご提案をさせていただきました案件に対し、慎重審議の上、ご可決、ご同意を賜りましてありがとうございます。

議員の皆様からいただきましたご意見、ご提言等を十分踏まえまして、これから町政運営に努めてまいりたいと思います。

今年も押し迫ってまいりましたけれども、今年の最後に、金剛バスの問題が一番大きな課題となりました。この金剛バスの廃止が、約100年にわたって河南町を走っていたバスがなくなると、あともう数日でなくなると、その後どうしたらいいのかということで皆さん方に非常にご心配もおかけいたしましたけれども、12月21日から何とか移動手段、駅への通勤・通学の手段を確保することができることとなりました。全てが満足するような形ではないと

思いますが、今、緊急的に対応する最大のことができたのではないかというふうに思っております。

ただ、このバスの状況は、これからも続けていけるかというのが非常に大きな課題でございます。これからも見直しも含めていろんな点で、住民の皆様、議員の皆様からご意見をいただきながら改良を加えていく必要があると考えております。

さて、先ほども議員の一般質問でご答弁いたしましたけれども、任期もあと3か月余りとなりました。この4年間を振り返りますと、一定の成果があったものと考えておりますけれども、本町を取り巻く状況を広く見たとき、人口の減少、少子高齢化への対応、激甚化している自然災害への対応、都市基盤整備や公共施設の再編の問題、デジタル化への対応、先ほども言いましたけれども地域公共交通の問題、それに伴って全てのことに伴います財政運営の課題、このようなものが山積しております。これからも効率的、効果的な行財政運営が必要となってまいります。町の職員の組織力を結集し、町政全般にわたり、さらにまちづくりを進めていかなければならぬと強く感じているところでございます。

こうした状況を踏まえますと、河南町まちづくり計画における「来てよし、住んでよしの『あ・な・ば』かなん」の実現に向けた取組は道半ばであります。その取組をさらに前進させなければならないと思っております。これら山積する課題に向き合い、引き続き2期目の町政運営のかじ取りを担わせていただきたいというふうに考えております。

最後になりましたけれども、年末押し迫っております。お体を十分ご自愛いただきまして、よいお年を迎えることを祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長（中川 博）

町長の挨拶が終わりました。

本定例会議の期間中、字句等の修正がございましたら、議長において修正させていただきたいと思いますので、よろしくご理解願います。

去る12月5日から15日間にわたり慎重なご審議をいただきまして、ありがとうございました。理事者には、議員各位からの要望、ご進言の趣旨を十分に心し、慎重を期し、適切かつ効率的に運営していただきたいことをお願い申し上げます。

お諮りいたします。

明日から次の定例日の前日までを休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起る]

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、明日から次の定例日の前日までを休会とすることに決しました。

これで、本日の会議を閉じます。

それでは、これをもちまして令和5年河南町議会12月定例会議を閉議といたします。

皆様、お疲れさまでございました。

午後3時40分閉議

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

河南町議会議長

署名議員（6番）

署名議員（7番）